

令和6年3月26日

# 館山市地域防災計画

【資料編】

令和6年3月  
館山市防災会議



# 【 目 次 】

<b>1 条例・規程</b> .....	<b>1</b>
[資料 1-1] 館山市防災会議条例 .....	1
[資料 1-2] 館山市防災会議運営規程 .....	3
[資料 1-3] 館山市災害対策本部条例 .....	4
[資料 1-4] 館山市防災行政無線局運営規程 .....	5
[資料 1-5] 館山市災害見舞金等給付条例 .....	8
[資料 1-6] 館山市災害住宅復旧資金の貸付けに関する条例 .....	10
[資料 1-7] 館山市被災者生活再建支援事業実施要綱 .....	12
<b>2 組織・体制</b> .....	<b>15</b>
[資料 2-1] 災害対策本部の編成等 .....	15
[資料 2-2] 災害対策本部各班の編成及び事務分掌 .....	17
[資料 2-3] 配備基準及び体制 .....	19
<b>3 自然的条件</b> .....	<b>23</b>
[資料 3-1] 館山市の気象特性 .....	23
1 気象表 .....	23
2 季節表 .....	24
3 台 風 .....	24
[資料 3-2] 過去の主な災害記録（地震及び津波災害） .....	26
[資料 3-3] 河川の状況 .....	27
<b>4 危険区域等</b> .....	<b>28</b>
[資料 4-1] 土砂災害警戒区域等一覧 .....	28
1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） .....	28
2 土砂災害警戒区域（土石流） .....	34
3 地すべり区域 .....	34
4 砂防指定地 .....	34
5 山腹崩壊危険地区（民有林） .....	35
6 崩壊土砂流出危険地区（民有林） .....	36
[資料 4-2] 平久里川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧 .....	37
[資料 4-3] 汐入川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧 .....	37
[資料 4-4] 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設一覧 .....	37
<b>5 消 防</b> .....	<b>38</b>
[資料 5-1] 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の体制及び組織図 .....	38
[資料 5-2] 館山市消防団の体制及び組織図 .....	38

[資料 5-3]	千葉県広域消防相互応援協定書	40
[資料 5-4]	空中消火器材	42

## 6 情報・通信・報告 43

[資料 6-1]	気象等情報関係	43
1	特別警報の発表基準	43
2	気象注意報・警報等の基準	44
3	気象注意報・警報等の伝達体制	46
4	地震・津波に関する情報を受けた場合の関係機関における措置	47
[資料 6-2]	館山市防災行政無線整備状況	48
1	固定局（屋外拡声子局）（134 か所）	48
2	戸別受信機（300 台）、防災ラジオ（2,600 台）	49
[資料 6-3]	回線の復旧順位等	50
1	回線の復旧順位	50
2	重要通信を確保する機関の順位	50
[資料 6-4]	放送要請協定機関及び窓口	51
[資料 6-5]	報道要請協定機関	51
[資料 6-6]	災害時の放送要請（様式）	52
[資料 6-7]	緊急警報放送の要請（様式）	53
[資料 6-8]	千葉県への報告一覧	54
[資料 6-9]	被害情報等の報告先	54
1	勤務時間内	54
2	勤務時間外	54

## 7 避難・応援要請 55

[資料 7-1]	避難所等一覧	55
1	指定緊急避難場所兼指定避難所	55
2	指定緊急避難場所一覧	56
3	指定避難所	57
4	津波一時避難ビル一覧	58
5	帰宅困難者一時滞在施設	58
[資料 7-2]	避難指示等の発令基準	59
1	水害に対する避難指示等の発令基準	59
2	高潮に係る避難指示等の発令基準	61
3	土砂災害に係る避難指示等の発令基準	62
4	津波に係る避難指示の発令基準	63
5	避難指示等の通報連絡（様式）	64
[資料 7-3]	避難所の開設・運営	65
1	避難所の開設要領	65
2	避難所の運営要領	65
[資料 7-4]	自衛隊の災害派遣要請	67
1	自衛隊の災害派遣要請・撤収要請（様式）	67

2	自衛隊派遣要請文書のあて先及び緊急の場合の連絡先	69
3	ヘリコプター発着場の必要地積	70

## 8 医療・救護・物資・衛生 71

[資料 8-1]	医療救護活動の体系図	71
[資料 8-2]	医療救護班の編成	71
1	県が編成する医療救護班	72
2	日赤千葉県支部が編成する医療救護班	72
[資料 8-3]	医療機関一覧	73
1	医療機関	73
2	歯科診療所（病院内歯科含む）	74
3	薬局	75
[資料 8-4]	死体収容安置所一覧	76
[資料 8-5]	米穀調達の要請等	77
[資料 8-6]	補給水利の現況（館山市及び南房総市）	83
[資料 8-7]	応急給水用資機材の保有状況	83
[資料 8-8]	清掃センター及び衛生センターの処理能力	84
1	清掃センター	84
2	衛生センター	84
[資料 8-9]	許可業者（館山市環境保全協業組合）のし尿収集車両	84

## 9 輸送・交通 85

[資料 9-1]	市所有車一覧（特殊車両）	85
[資料 9-2]	千葉県緊急輸送道路	86
[資料 9-3]	宿営施設及びヘリコプター臨時離発着場所	88
1	宿営施設	88
2	ヘリコプター臨時離発着場所	88
[資料 9-4]	鉄道関係の連絡先	89
1	鉄道災害時の関係機関連絡先	89
2	鉄道事業者連絡先	89

## 10 ボランティア等 90

[資料 10-1]	県のボランティア活動担当部局	90
[資料 10-2]	防災ボランティア研修等一覧	90
[資料 10-3]	千葉県赤十字奉仕団の活動内容	91

## 11 被災者支援 92

[資料 11-1]	農林漁業者への融資	92
[資料 11-2]	義援金品の受領証（様式）	95
[資料 11-3]	り災証明書及び被災証明書	96

1	り災証明書 調査依頼書（兼）交付申請書（様式）	96
2	被災届出（兼）証明書（様式）	97
[資料 11-4]	防災重点農業用ため池一覧	98

## 12 東海地震関係 99

[資料 12-1]	東海地震に関する情報と対応する状況	99
[資料 12-2]	防災関係機関の活動体制（東海地震注意情報の発表～警戒宣言発令）	100
[資料 12-3]	防災関係機関の活動体制（警戒宣言発令）	101
[資料 12-4]	防災関係機関の情報伝達体制	103
[資料 12-5]	東海地震警戒宣言発令時の警鐘及びサイレン	103
[資料 12-6]	警戒宣言発令時に行う広報の文例	103
[資料 12-7]	防災関係機関の道路交通対策	104
[資料 12-8]	防災関係機関の海上交通対策	105
[資料 12-9]	医療関係機関の救護救援活動	106

## 13 協定・覚書等 107

[資料 13-1]	災害時における協定・覚書等一覧	107
[資料 13-2]	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県内市町村）	110
[資料 13-3]	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（千葉県内市町村及び衛生等組合）	112
[資料 13-4]	災害時における相互応援に関する協定書（山梨県笛吹市）	114
[資料 13-5]	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（兵庫県丹波篠山市）	116
[資料 13-6]	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（鳥取県倉吉市）	118
[資料 13-7]	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（埼玉県三郷市）	120
[資料 13-8]	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	122
[資料 13-9]	千葉県水道災害相互応援協定（県内の水道事業者等）	123
[資料 13-10]	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関する申し合わせルール	125
[資料 13-11]	災害時の医療救護活動に関する協定書（（公社）安房医師会）	131
[資料 13-12]	災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）安房歯科医師会）	133
[資料 13-13]	災害時における応急協力に関する覚書（館山市旅館組合）	135
[資料 13-14]	災害時の物資供給等に関する協定書（（有）上田商店）	136
[資料 13-15]	災害時の物資供給等に関する協定書（（有）ときわや）	138
[資料 13-16]	災害時の物資供給等に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	140
[資料 13-17]	災害時の物資供給等に関する協定書（（株）東光）	142
[資料 13-18]	災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書（千葉県石油協同組合館山鋸南支部）	144

[資料 13-19]	災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書（(一社) 千葉県L Pガス協会安房支部）	146
[資料 13-20]	災害時における救援活動協力に関する協定書（イオン（株）ジャスコ館山店・ロック開発（株））	148
[資料 13-21]	災害時における支援協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ）	150
[資料 13-22]	地域防災ステーション拠点における被災者支援等に関する協定書（丸高石油（株））	153
[資料 13-23]	災害時における物資の自動車輸送に関する協定書（(一社) 千葉県トラック協会房州支部）	155
[資料 13-24]	災害時の遺体搬送に関する協定書（(一社) 全国霊柩自動車協会）	157
[資料 13-25]	館山市防災行政無線等の活用に関する協定書（東京電力（株））	159
[資料 13-26]	地震等の災害応急対策に関する業務協定（館山市建設協力会）	160
[資料 13-27]	地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書（館山市造園工事業協力会）	162
[資料 13-28]	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）	164
[資料 13-29]	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））	166
[資料 13-30]	広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））	168
[資料 13-31]	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（千葉県と千葉県石油商業組合）	170
[資料 13-32]	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（首都圏各自治体と各事業者）	171
[資料 13-33]	災害時における畳の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	176
[資料 13-34]	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書（千葉県理容生活衛生同業組合館山支部）	177
[資料 13-35]	災害時における衛生機材等の提供に関する協定（(有) 上月衛生興業）	179
[資料 13-36]	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）	181
[資料 13-37]	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（(一社) 日本福祉用具供給協会）	184
[資料 13-38]	災害時における施設利用の協力に関する協定（独立行政法人 海技教育機構 国立館山海上技術学校）	186
[資料 13-39]	災害時等における施設利用の協力に関する協定（千葉県立館山総合高等学校）	188
[資料 13-40]	災害時における生活物資の供給協力に関する協定（(株) カインズ）	190
[資料 13-41]	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株) ゼンリン）	192
[資料 13-42]	館山市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定（(公社) 千葉県建築士事務所協会安房支部）	194
[資料 13-43]	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定（館山市環境保全協同組合）	196

[資料 13-44]	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド（株）木更津支社）	198
[資料 13-45]	災害時における相互応援に関する協定書（東京都中野区）	200
[資料 13-46]	災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書（館山市社会福祉協議会）	202
[資料 13-47]	災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）安房薬剤師会薬業会）	204
[資料 13-48]	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（千葉三菱コルト自動車販売（株）、三菱自動車工業（株））	207
[資料 13-49]	館山市と日本郵便株式会社との包括連携協定書（館山郵便局長、館山北條郵便局長）	210
[資料 13-50]	災害発生時の協力に関する覚書（館山郵便局長、館山北條郵便局長）	212
[資料 13-51]	災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）	214
[資料 13-52]	災害時における感染症対策等に関する協定書（（一社）千葉県ペストコントロール協会）	216
[資料 13-53]	災害時における資機材等の支援に関する協定書（新光重機（株））	218
[資料 13-54]	災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書（（一社）災害時緊急支援プラットフォーム（英称：Platform of Emergency Assistance in the Disaster（PEAD））	220
[資料 13-55]	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定（東日本電信電話（株）千葉事業部）	222
[資料 13-56]	災害時における飲料水等の供給に関する協定（丸高ライフエナジー（株））	228
[資料 13-57]	災害時等での施設利用の協力に関する協定書（（株）ダイナム）	230
[資料 13-58]	災害時における情報発信協力に関する協定書（（有）房州日日新聞社）	233
[資料 13-59]	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（（株）伊藤園）	235
[資料 13-60]	災害時における物資の輸送等に関する協定書（関東福山通運（株））	237
[資料 13-61]	災害時等での施設利用の協力に関する協定書（（株）アーネストワン）	240

## 14 その他..... 243

[資料 14-1]	震災知識の普及・啓発に関する広報内容	243
[資料 14-2]	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	244
[資料 14-3]	被害の認定基準	248



## 1 条例・規程

### [資料 1-1] 館山市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 26 日条例第 30 号  
最終改正 平成 30 年 12 月 26 日条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、館山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 館山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 市長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
  - (2) 千葉県知事が、その部門の職員のうちから指名する者
  - (3) 市の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する警部補以上の職員
  - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 市消防団長及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防長
  - (7) 市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) その他市長が防災上必要と認めた者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 4 人、5 人、2 人、14 人及び 6 人以内とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、市長が防災会議に諮って定める。

## [資料 1-2] 館山市防災会議運営規程

(昭和 43 年 7 月 12 日規則第 32 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、館山市防災会議条例（昭和 38 年条例第 30 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、館山市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 防災会議委員の会議（以下「委員会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は、委員会議を開く必要があると認めるときは、会長に委員会議の招集を求めることができる。

(議決)

第 3 条 委員会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数であるときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の会議においてこれを報告しなければならない。

第 5 条 条例第 5 条の規定により部会を設置した場合における部会の招集は、部会長がこれを行ないその議事及び運営に関しては第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(幹事及び書記)

第 6 条 防災会議に幹事及び書記を若干名置き会長が任免又は委嘱する。

2 幹事は会長の命をうけて、庶務を統理し、書記は会長及び幹事の指揮をうけて庶務の一部を分担する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めあるもののほか、必要な事項は別に定める。

**[資料 1-3] 館山市災害対策本部条例**

昭和 38 年 6 月 26 日条例第 31 号  
最終改正 平成 24 年 9 月 26 日条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、館山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部事務局員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

## [資料 1-4] 館山市防災行政無線局運営規程

昭和 61 年 3 月 25 日訓令第 4 号  
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日訓令第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、館山市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する館山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の発射する電波を受信して、拡声装置により住民に情報を伝達する設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため、館山市役所内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため、陸上に設置する移動しない無線局をいう。

(固定系親局等の名称等)

第 3 条 固定系親局、固定系子局、基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局の名称、設置場所等については、次条に規定する総括管理者が別に定める。

(無線局の職員)

第 4 条 無線局に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線局を総括し、その運営を統制管理する。

2 総括管理者は、館山市危機管理部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱者を指揮、監督する。

3 管理責任者は、館山市危機管理部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第 7 条 管理者は、管理責任者の命を受け、無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌す

る。

2 管理者は、館山市危機管理部危機管理課長が指定する者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮し、無線局の管理、運営に従事する。

2 通信取扱責任者は、総括管理者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する。

(無線従事者)

第9条 無線従事者は、通信取扱責任者のもとで無線局を運用し、施設の点検、整備をする。

2 無線従事者は、無線設備を操作する資格を有する者の中から管理責任者が指名する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(運用の原則)

第11条 無線局の運用は、別に定める要領により行うものとする。

(無線局の管理)

第12条 管理責任者は、無線局の現況を把握しておかなければならない。

2 管理者は、無線局の管理、運用状況を把握し、当該無線局の機能が十分発揮できるよう留意しなければならない。

3 無線従事者は、点検を行う等無線設備の機能が十分発揮できるよう努めなければならない。

(無線従事者の選解任の届出)

第13条 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事者の配置に努め、法第51条の規定による無線従事者の選任又は解任の届出を行わなければならない。

(業務書類の管理等)

第14条 通信取扱責任者は、次の各号に掲げる書類等を管理し、保管する。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線局免許申請書の写し
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線従事者選(解)任届の写し

(無線業務日誌)

第15条 管理責任者は、前条第5号に規定する無線業務日誌を作成し、その使用を終えた日から2年間保存しなければならない。

(事故等の場合の措置)

第16条 無線従事者は、事故その他の理由により通信できなくなったとき、又は通信することができなくなると予測されるときは、直ちに必要な措置を執るとともに、速やかにその

旨を管理責任者に報告し、事故の状況、処置等を無線業務日誌に記録しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第17条 管理責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる点検を行わなければならない。

(1) 日々点検

(2) 毎月点検

2 管理責任者は、予備装置及び予備電源について、毎月1回以上当該装置等を使用し、その機能を確認しておかななければならない。

(資格者養成及び研修)

第18条 総括管理者は、無線局の業務に携わる関係職員等に対し、運用上必要な知識及び技能の研修を行い、この業務に必要な資格者を養成し、確保しなければならない。

## [資料 1-5] 館山市災害見舞金等給付条例

昭和 44 年 8 月 1 日条例第 26 号  
最終改正 平成 24 年 6 月 25 日条例第 17 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民等が災害により被害を受けたときに、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を給付することにより、市民等の生活の安定及び福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、火災、爆発その他これらに準ずるものとして市長が認める原因により生ずる被害をいう。

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 本市に居住している者であって、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの

イ 本市に住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物を所有している者

### (見舞金等)

第 3 条 市長は、災害により被害を受けた市民等又は規則で定める遺族に対して、別表に定める見舞金等を給付する。

### (制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等の給付は、行わないものとする。

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた災害

(2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）の規定により災害弔慰金の支給を受けることができる場合

(3) 故意と認められる場合

(4) 防災に関する勧告に従わないで災害により被害を受けた場合

(5) その他市長がこれを給付することが不相当と認めた場合

### (雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 別表（第 3 条）

災害の種類	見舞金等の額	
	普通世帯	準世帯
住家の全焼，全壊 住家の流失，埋没	30,000 円	20,000 円
住家の半焼，半壊 非住家の全焼，全壊	20,000 円	10,000 円



住家の床上浸水	10,000 円	5,000 円
死亡、行方不明	30,000 円	
負傷	10,000 円	
市長が災害に準ずるものと認めたもの	その都度市長が定める。	

備考

- 1 この表において「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は自己が所有する住居に居住している単身者をいう。
- 2 この表において「準世帯」とは、寮、寄宿舍、共同住宅その他これらに類する住居に居住している単身者又は病院、社会福祉施設等の施設の入所者等であって、普通世帯以外のものをいう。
- 3 災害の判断基準は、規則で定める。

## [資料 1-6] 館山市災害住宅復旧資金の貸付けに関する条例

昭和 53 年 10 月 5 日条例第 21 号

最終改正 平成 30 年 6 月 27 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害等により罹災した市民に対し、その住宅復旧資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、罹災者の早期更生の意欲を助長し、促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常突発的な自然現象、火災、爆発等により生じた住宅の被害をいう。
- (2) 住宅 自ら生活を営むために居住する自己所有の建物をいう。

(貸付けの対象となる者)

第 3 条 この条例で、災害等により資金の貸付けの対象となる者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者であって、被害の程度が、おおむね 2 分の 1 以上の罹災した住宅を復旧しようとする者（この者と同一の生計を営む者を含む。）とする。

(貸付金額の限度、期間、利率及び償還方法)

第 4 条 資金の総額は、予算の範囲内とし、貸付金額の限度、期間、利率及び償還方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金の貸付限度額 200 万円以内とし、その貸付限度基準は、別に定める。
- (2) 資金の貸付期間 12 年（据置期間 2 年を含む。）
- (3) 資金の貸付利率 年 3 パーセント
- (4) 資金の償還方法 半年賦 元利均等償還

(貸付けの申請及び決定)

第 5 条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災の日から 12 か月を経過する日までに、別に定めるところにより連帯保証人と連署のうえ、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は提出された書類その他について審査のうえ貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(借用証の提出)

第 6 条 前条第 2 項の規定により資金の貸付けの決定を受けた者は、別に定めるところにより災害住宅復旧資金借用証書を市長に提出しなければならない。

(制限)

第 7 条 市長は、第 3 条に規定する者が次の各号の一に該当するときは、資金の貸付けを行わないことができる。

- (1) 故意により罹災したと認められるとき。
- (2) 防災に関する勧告に従わないで罹災したとき。

(3) その他市長がこれを貸し付けることが不相当と認めたとき。

(他に融資制度がある場合の調整)

第8条 資金の貸付けに際し、当該申請者が、公的機関等から住宅資金の融資を受けることができる場合には、当該公的機関からの資金がこの貸付制度より優先することを原則とし、当該公的機関等又はその他の融資機関等から融資を受けている場合には、当該資金を活用しても、なお、資金に不足を生ずる部分を限度として資金を貸し付けるものとする。

(一時償還)

第9条 市長は、借受人が、次の各号の一に該当するときは、貸し付けた資金の全部又は一部につき、一時償還をさせることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 償還金の支払を怠ったとき。

(免除、猶予)

第10条 市長は、災害、死亡、疾病、負傷、精神又は身体の障害その他借受人のやむを得ない理由により、借受人が貸付けを受けた資金のうち支払期日に償還金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請により、償還未済額の全部又は一部を免除し、又は償還期日の猶予をすることができる。

(適用外)

第11条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害等の場合にあつては、適用しないものとする。

(雑則)

第12条 この条例に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

## [資料 1-7] 館山市被災者生活再建支援事業実施要綱

平成 27 年 12 月 28 日告示第 108 号  
最終改正 令和 4 年 1 月 7 日告示第 2 号

### (目的)

第 1 条 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず，被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に，この要綱に基づき館山市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し，もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（令和 3 年 6 月 24 日付け府政防第 670 号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。
- (2) 被害 住宅に発生した被害のうち，次に掲げるものをいう。
  - ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので，すなわち，住宅全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもので，又は住宅の損壊が甚だしく，補修により元どおりに再使用することが困難なもので，具体的には，住宅の損壊，焼失，若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもの，又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し，その住宅の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のものをいう。
  - イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので，すなわち，住宅の損壊が甚だしいが，補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分とその住宅の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの，又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し，その住宅の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満である程度のものをいう。
- (3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊，大規模半壊，半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入，補修，賃借）に応じて交付する支援金をいう。

### (交付対象となる災害)

第 3 条 支援金の交付の対象となる災害（以下「支援対象災害」という。）は，がけ崩れ，地すべり，土石流，同一の河川水系の氾らん・洪水，竜巻，津波・高潮等の自然災害により，住宅の被害が発生した場合で，千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき，千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

### (交付の対象となる被災世帯)

第 4 条 支援金の交付の対象となる被災世帯は，別表 1 に掲げる被災世帯であって，支援対象災害が発生した際に，館山市内に居住していた世帯に限る。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに別表2に掲げる書類を添えて、館山市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、館山市被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を却下することを決定したときは、館山市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に基づく市長の請求に応じないとき。
- (4) その他支援金の全部又は一部の支給が適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、館山市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、館山市被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表1（第4条）

交付の対象となる被災世帯	支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。 ただし、一つの世帯が重複して、次に掲げる1から4の支援対象になることはできないものとする。 また、法第3条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援対象としない。 1 支援対象災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） 2 支援対象災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ
--------------	---

	<p>ば当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>3 支援対象災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事情により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯）</p> <p>4 支援対象災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</p>																																				
一世帯当たりの支援の金額	<p>一世帯当たりの支援の金額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、支援対象災害の発生時において、その属する者の数が1である被災世帯については、当該金額の4分の3の金額とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>被災世帯</th> <th>住宅被害支援金</th> <th colspan="2">住宅再建支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊等解体世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3"></td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金		全壊世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	半壊等解体世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	中規模半壊世帯		建設・購入	100	補修	50	賃借	25
被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金																																			
全壊世帯	100	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
半壊等解体世帯	100	建設・購入	200																																		
		補修	100																																		
		賃借	50																																		
中規模半壊世帯		建設・購入	100																																		
		補修	50																																		
		賃借	25																																		

別表2（第5条）

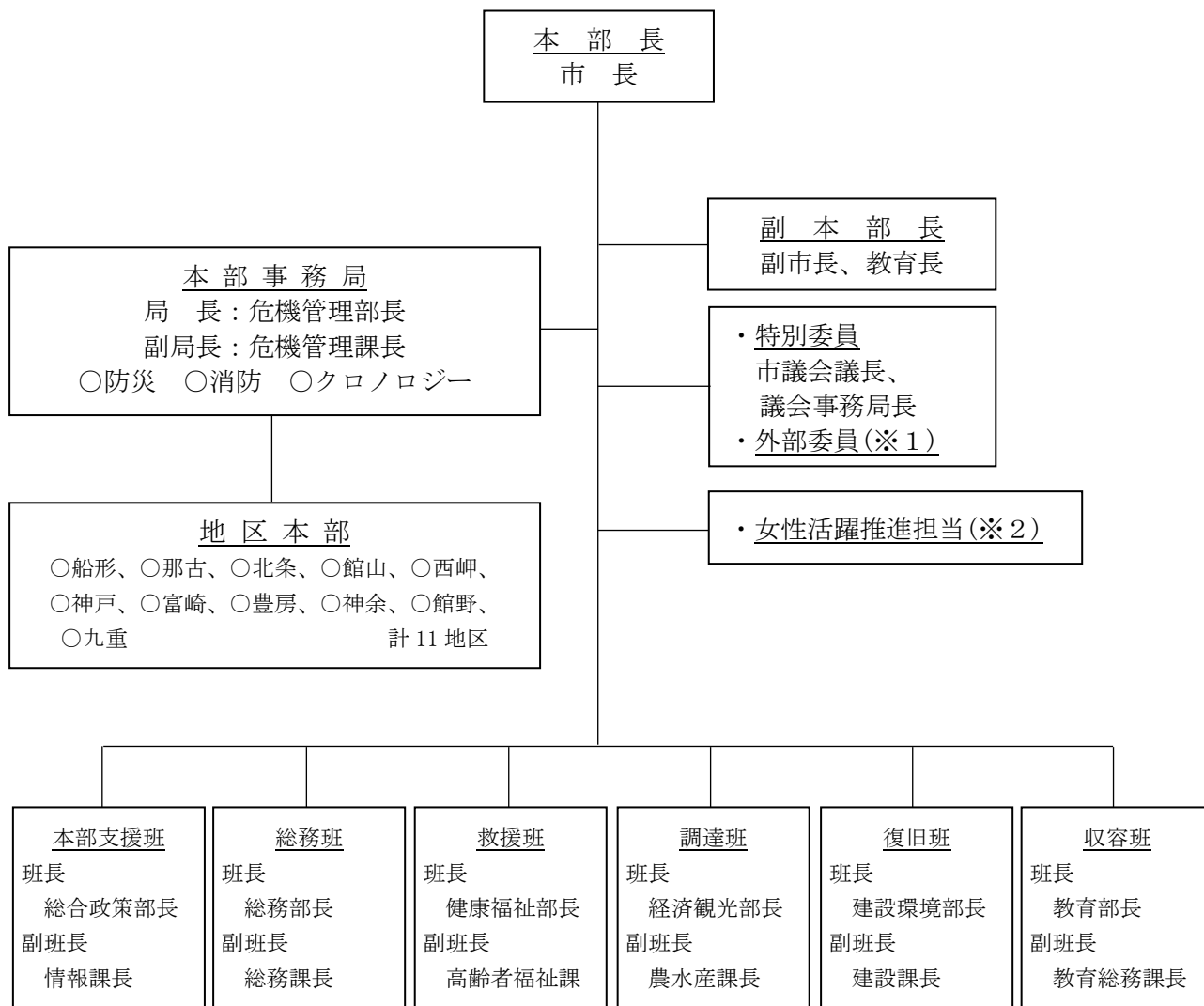
申請期間	<p>支援対象災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあつては37月を経過する日までとする。</p> <p>ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた場合は、市長は、支援金の交付の申請期間を延長することができるものとする。</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票（被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できるもの）</li> <li>2 館山市の発行する罹災証明書</li> <li>3 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの）</li> <li>4 住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し</li> <li>5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる書類</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

別記様式略

## 2 組織・体制

### [資料 2-1] 災害対策本部の編成等

#### 1 館山市災害対策本部組織図



※1： 防災関係機関及び関係団体等の派遣員(連絡員等)等：

国(各省庁)情報連絡員、千葉県情報連絡員、自衛隊連絡員、館山警察署員、館山消防署員、消防団長(員)、三芳水道企業団職員、電気・ガス・通信関連企業職員等

※2： 災害対策本部活動における避難所運営、災害対応業務など、市民生活や福祉に関する事項に関して、女性視点による活動助言などを行う担当係。

(館山市職員災害対応初動マニュアルで指定する者)

## 2 災害対策本部事務局の配置及び事務分掌

配 置	事 務 分 掌
事務局長	整理された情報に基づいて状況判断を行う。
事務副局長	収集した情報を整理・分析し、本部長及び本部事務局長に必要な助言及び進言を行う。
防災	1 災害対策本部各班との連絡調整 2 防災行政無線、安全・安心メール等による情報伝達 3 本部会議事務 4 他の担当に含まれない業務全般
消防	館山消防署及び館山市消防団との連絡調整
クロノロジー	1. 情報収集と各情報の整理 2. 収集した情報・活動を記録



[資料 2-2] 災害対策本部各班の編成及び事務分掌

災害対策本部班名	班長・副班長	班編成	事務分掌
本部事務局	局長： 危機管理部長 副局長： 危機管理課長	・市民協働課 ・危機管理課 ・情報課 ・企画課 ・議会事務局	「[資料 2-1]災害対策本部の編成等 災害対策本部事務局の配置及び事務分掌」のとおり。
本部支援班	班長： 総合政策部長 副班長： 情報課長	・秘書広報課 ・企画課 ・情報課 ・議会事務局	1 秘書に関する事項 2 広報に関する事項 3 情報システム部門における業務継続計画に関すること 4 議会に関する事項 5 災害対策本部事務局支援
総務班	班長： 総務部長 副班長： 総務課長	・総務課 ・行革財政課 ・管財契約課 ・税務課 ・会計局 ・監査事務局 ・選挙管理委員会	1 職員に関する事項 (災害対応時の各班の活動人員調整) 2 財政に関する事項 3 管財に関する事項 4 被害調査に関する事項 (家屋の被害調査、罹災証明書発行) 5 出納に関する事項
救援班	班長： 健康福祉部長 副班長： 高齢者福祉課長	・市民課 ・健康課 ・社会福祉課 ・高齢者福祉課	1 市民生活に関する事項 (市民の相談、市民への情報提供) 2 救護に関する事項 (救護所設営、遺体の収容、安置、火葬等) 3 福祉に関する事項 (義援金に関すること、災害時要配慮者への支援、福祉避難所の開設・運営、館山市福祉協議会との情報交換・調整)
調達班	班長： 経済観光部長 副班長： 農水産課長	・観光みなど課 ・雇用商工課 ・農水産課 ・食のまちづくり推進課 ・農業委員会事務局	1 調達に関する事項 (生活支援物資の調達・配布、救援物資等の受領・保管) 2 商工観光業、農林水産業に関する事項 (農林被害の調査、報告)
復旧班	班長： 建設環境部長 副班長： 建設課長	・建設課 ・建築施設課 ・都市計画課 (下水道室) ・環境課 ・環境センター	1 土木施設等に関する事項 (施設の応急対策) 2 宅地・建築物・下水道施設等に関する事項 (被災家屋の解体・撤去・応急危険度判定) 3 環境衛生に関する事項 (災害・一般ごみの収集、処理)

災害対策本部班名	班長・副班長	班編成	事 務 分 掌
収容班	班長： 教育部長  副班長： 教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育総務課</li> <li>・こども課</li> <li>・スポーツ課</li> <li>・生涯学習課</li> <li>・学校給食センター</li> <li>・各小・中学校</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難に関する事項 (避難所の開設、運営、撤去等)</li> <li>2 園児、児童、生徒に関する事項</li> <li>3 文教施設に関する事項</li> </ol>
地区本部	館山市職員災害対応初動マニュアルに指定された職員		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区本部活動に関する事項</li> </ol>
各班共通	/		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する施設、システムの保全に関する事項</li> <li>2 関係する機関、団体との連絡調整に関する事項</li> </ol>

### [資料 2-3] 配備基準及び体制

- ・自動配備：該当する災害が発生した場合、各職員は速やかに参集し、災害対応にあたる。
- ・連絡配備：①市長の指示により各部長を通じて、職員を参集させ、災害対応にあたる。ただし、各職員は市内の被害状況等により配備につく必要があると判断した時は、連絡の有無によらず、自主参集する。  
②災害対策本部設置前の連絡配備は、各所属長がそれぞれの事務分掌に基づき職員を参集させ、災害対応にあたる。

#### 【配備体制】

体制	配備	配備内容
注意配備体制	第 1 配備	情報収集及び連絡活動が円滑に実施できる体制
警戒配備体制	第 2 配備	第 1 配備を強化するとともに、広報活動応急措置が円滑に実施できる体制
非常配備体制 (災害対策本部設置)	第 3 配備	局地的災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制
	第 4 配備	広範囲にわたる災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制
	第 5 配備	館山市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制
	特別緊急配備	災害の種類、規模に応じ、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制

※「特別緊急配備」は、危険物の爆発又は火災、電車又はバス等が衝突し、脱線転覆し多数の人命被害が生じた場合で、市長が認めた場合

※被害等の状況により、体制を繰り上げて対応する場合がある

#### 【警戒レベルと避難情報】 ※風水害

警戒レベル	避難情報等	状況
1	早期注意情報（気象庁）	今後気象状況悪化のおそれ
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	気象状況悪化
3	高齢者等避難	災害のおそれあり
4	避難指示	災害のおそれが高い
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫

【風水害】

	警戒レベル・ 避難情報	配備基準	配備対象	参集場所
第1 配備	警戒レベル2	【連絡配備】 ①次の注意報が発表され、災害の発生が予想される時 ・大雨注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報	・危機管理課	課に参集
第2 配備	警戒レベル3 高齢者等避難 相当	【連絡配備】 ①次の警報及び警戒情報が発表され、災害が起こるおそれがある時 ・大雨警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・河川水位情報	・危機管理課（自動配備） ・市民協働課 ・秘書広報課 ・総務課 ・管財契約課 ・高齢者福祉課 ・農水産課 ・観光みなと課 ・建設課 ・建築施設課 ・都市計画課 ・下水道室 ・教育総務課 ・こども課（各園を含む） ・地区本部員 ※高齢者等避難を発令する場合	各課（施設）に参集 ※配備人員は業務等を勘案し、あらかじめ課で定める  地区本部員 各避難所に参集
第3 配備	警戒レベル4 避難指示相当	【連絡配備】 ①土砂災害警戒情報が発表された時  ②大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪のうち、いずれかの特別警報が発表された時  ③市域の一部又は全域が台風の暴風域に入ることが予測される時	災害対策本部 ・本部事務局 ※危機管理課は自動配備 ・本部支援班 ・総務班 ・救援班 ・調達班 ・復旧班 ・収容班 小・中学校教職員 〈学校内災害対策本部設置〉	本部長、副本部長は4号館2階に参集  各班は各課（施設）に参集  ※雇用商工課及び観光みなと課は高潮、下水道室は高潮及び洪水による被害のおそれがある場合は状況に応じ本庁舎又はあらかじめ定めた場所へ参集する
第4 配備		【連絡配備】 ①広域にわたる災害が予想される時、又は発生した時	【課業中】 児童生徒の安全が確保されるまで全員配備 その後は業務等を勘案し、あらかじめ学校が定める  【課業外】 管理職参集 ※その他の職員は管理職の指示による ・地区本部員	
第5 配備		【連絡配備】 ①市の全域にわたり重大な災害の発生が予想される時、又は発生した時	全職員	

【地震・津波】

	配備基準	配備対象	参集場所
第1配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①市内で震度4を観測し、市長が必要と認めた時</p> <p>②千葉県内房に津波予報（若干の海面変動が発表された時）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> </ul>	課に参集
第2配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時</p> <p>②北海道三陸沖後発地震注意情報が発表された時</p> <p>③長周期地震動階級3以上が発表された時</p> <p>【自動配備】</p> <p>①市内で震度5弱を観測した時</p> <p>②千葉県内房に津波注意報が発表された時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課（すべて自動配備）</li> <li>・市民協働課</li> <li>・秘書広報課</li> <li>・総務課</li> <li>・管財契約課</li> <li>・高齢者福祉課</li> <li>・農水産課</li> <li>・観光みなど課</li> <li>・建設課</li> <li>・建築施設課</li> <li>・都市計画課</li> <li>・下水道室</li> <li>・教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校教職員</li> <li>児童生徒の安全が確保されるまで全員が配備する。その後は、業務等を勘案し、あらかじめ各学校で定める。ただし、津波注意報の配備は、豊房・神余・館野・九重小学校を除く。</li> </ul> </li> <li>・こども課（各園を含む）</li> <li>・地区本部員</li> </ul> <p>※津波注意報の場合は連絡配備</p>	<p>各課（施設）に参集</p> <p>※配備人員は業務等を勘案し、あらかじめ各課で定める</p> <p>地区本部員 各避難所に参集</p>
第3配備	<p>【自動配備】</p> <p>①市内で震度5強を観測した時</p> <p>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された時</p> <p>③千葉県内房に津波警報又は大津波警報が発表された時</p>	<p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局</li> <li>・本部支援班</li> <li>・総務班</li> <li>・救援班</li> <li>・調達班</li> <li>・復旧班</li> <li>・収容班</li> </ul> <p>小・中学校教職員 （学校内災害対策本部設置）</p> <p>【課業中】 児童生徒の安全が確保されるまで全員配備 その後は業務等を勘案し、あらかじめ学校が定める</p> <p>【課業外】 管理職参集 ※その他の職員は管理職の指示による</p>	<p>本部長、副本部長は4号館2階に参集</p> <p>各班は各課（施設）に参集</p> <p>※雇用商工課及び観光みなど課、下水道室は、津波による被害のおそれがある場合は状況に応じ本庁舎又はあらかじめ定めた場所へ参集する</p>
第4配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①広域にわたる災害が予想される時、または発生した時</p> <p>【自動配備】</p> <p>①市内で震度6弱を観測した時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区本部員</li> </ul> <p>津波警報、大津波警報時の配備は、豊房・神余・館野・九重地区を除く</p>	
第5配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①市の全域にわたり重大な災害の発生が予想されるときまたは発生した時</p> <p>【自動配備】</p> <p>①市内で震度6強以上を観測した時</p>	全職員	

【その他】

	配備基準	配備対象	参集場所
第1配備			
第2配備			
第3配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①局地的な災害が予想される時、発生した時</p> <p>②市内に大規模な停電が発生した時</p>	<p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局</li> <li>・本部支援班</li> <li>・総務班</li> <li>・救援班</li> <li>・調達班</li> <li>・復旧班</li> <li>・収容班</li> </ul> <p>小・中学校教職員 〈学校内災害対策本部設置〉</p> <p>【課業中】 児童生徒の安全が確保されるまで全員配備 その後は業務等を勘案し、あらかじめ学校が定める</p> <p>【課業外】 管理職参集 ※その他の職員は管理職の指示による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区本部員</li> </ul>	<p>本部長、副本部長は4号館2階に参集</p> <p>各班は各課（施設）に参集</p>
第4配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①広域にわたる災害が予想される時又は発生した時</p> <p>②その他状況により市長が必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>	
第5配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①市の全域にわたり重大な災害の発生が予想されるときまたは発生した時</p> <p>②その他状況により市長が必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>	
特別緊急配備	<p>【連絡配備】</p> <p>①危険物の爆発又は火災、電車又はバス等が衝突、脱線転覆し多数の人命被害を生じた場合で、市長が必要と認めた時</p>	<p>別途指示</p>	<p>別途指示された場所</p>

### 3 自然的条件

#### [資料 3-1] 館山市の気象特性

##### 1 気象表

平成 22 年（2010 年）以降の年平均気温、平均湿度、降水量、平均風速を示す。  
また、令和 4 年（2022 年）の月別の気温、平均湿度、降水量、平均風速を示す。

年次 /月	気温（℃）					平均 湿度 （%）	降水量		平均 風速 （m/s）
	平均			極値			総量 （mm）	日最大 （mm）	
	平均	最高	最低	最高	最低				
2010	16.5	20.6	12.6	33.9	-2.7	77	2080.0	117.0	3.5
2011	16.2	20.5	12.1	33.3	-4.0	75	1571.0	109.0	3.4
2012	16.0	20.3	11.8	33.6	-5.4	74	1854.0	85.5	3.3
2013	16.4	20.8	12.1	36.1	-3.6	72	1712.5	187.0	3.4
2014	16.1	20.5	11.9	33.4	-3.4	71	1814.5	142.5	3.4
2015	16.6	20.7	12.6	35.2	-2.8	75	2202.5	86.5	3.3
2016	16.8	21.1	12.6	35.0	-4.4	76	1822.5	130.5	3.1
2017	16.2	20.5	12.0	34.9	-4.1	73	2016.5	150.5	3.3
2018	17.2	21.3	13.2	34.8	-4.4	74	1904.5	160.5	3.6
2019	16.9	21.2	12.7	33.4	-2.4	73	2528.0	207.5	3.3
2020	17.1	21.4	13.0	35.4	-3.0	72	1970.5	113.5	3.3
2021	17.1	21.4	12.8	34.1	-2.9	76	2202.0	136.0	3.5
2022	16.7	21.1	12.4	34.6	-3.6	75	1694.0	78.5	3.3
<b>2023</b>									
1 月	6.3	11.5	1.2	18.1	-5.0	66	46.5	26.5	2.8
2 月	8.4	13.2	3.3	19.4	-2.0	61	129.5	68.5	3.4
3 月	13.2	17.9	8.5	24.5	1.9	75	148.0	39.5	3.3
4 月	16.5	20.5	12.0	25.0	3.8	70	134.5	57.5	4.3
5 月	19.0	23.3	14.7	28.9	8.5	76	145.0	39.0	3.6
6 月	22.7	26.7	19.4	30.3	13.6	85	220.0	93.0	3.2
7 月	26.8	31.1	23.6	35.3	20.5	81	49.0	22.0	4.1
8 月	28.5	32.8	25.3	34.0	23.0	82	113.0	35.5	3.4
9 月	26.7	30.3	23.7	34.5	19.4	82	298.0	226.0	3.2
10 月	18.8	24.1	14.0	30.9	9.3	73	200.0	101.5	2.7
11 月	15.5	20.3	10.3	26.2	2.9	71	83.5	55.0	3.6
12 月	10.4	15.6	5.0	23.4	-1.7	68	45.5	24.5	3.2

出典：気象庁及び銚子地方気象台

## 2 季節表

年次は前年から当年にかけての寒候期を指す。館山特別地域気象観測所（旧館山測候所）が平成 18 年（2006 年）10 月より無人化されているため、平成 19 年（2007 年）以降の記録は無い。

年次	降霜		降雪		降雪日数
	初日	終日	初日	終日	
1999	12 月 14 日	4 月 9 日	1 月 8 日	2 月 12 日	6
2000	12 月 8 日	3 月 27 日	1 月 26 日	2 月 24 日	7
2001	12 月 2 日	4 月 2 日	12 月 12 日	3 月 31 日	9
2002	11 月 28 日	3 月 9 日	12 月 27 日	2 月 18 日	5
2003	11 月 27 日	4 月 11 日	12 月 9 日	3 月 4 日	11
2004	12 月 14 日	3 月 8 日	1 月 17 日	3 月 1 日	4
2005	12 月 3 日	3 月 15 日	1 月 5 日	3 月 13 日	7
2006	11 月 22 日	4 月 1 日	12 月 8 日	2 月 12 日	9

## 3 台風

平成 11 年（1999 年）以降で千葉県に接近または上陸・通過した台風について、銚子地方気象台の公表している「気象速報」に館山市の記録が含まれているものを以下に示す。

年月日	台風番号	主な観測記録（館山）	補足
2002. 7. 10-11	6 号	最大瞬間風速：東 25. 6m/s	千葉県南部に上陸
2002. 7. 16	7 号	最大瞬間風速：南東 25. 1m/s	伊豆半島南部に上陸後、房総半島南部に再上陸
2002. 10. 1	21 号	最大瞬間風速：東南東 38. 9m/s	三浦半島、千葉県北西部等を通過
2003. 8. 9	10 号	最大瞬間風速：南南西 24. 6m/s	四国に上陸後、本州を縦断
2003. 9. 21-22	15 号	最大瞬間風速：北北東 30. 5m/s	日本の南海上を東進
2004. 10. 9	22 号	9 日の日降水量：112. 5mm	伊豆半島に上陸、千葉市付近を通過
2004. 10. 20-21	23 号	最大瞬間風速：南西 27. 7m/s	四国に上陸後、本州を横断して千葉県北西部から銚子沖に抜ける。 この年、台風の上陸は 10 個目
2005. 7. 26	7 号	最大瞬間風速：東南東 18. 3m/s	鴨川市付近に上陸、県沿岸を北上
2005. 8. 25-26	11 号	最大瞬間風速：南 37. 3m/s	伊豆半島に上陸、千葉市付近を通過
2006. 8. 8-9	7 号	8-9 日の総降水量：217mm	房総半島沿岸を北東に通過
2007. 7. 14-15	4 号	14-15 日の総降水量：226mm	鹿児島県に上陸後、四国沖から東海道沖を東進
2007. 9. 6-7	9 号	最大瞬間風速：南東 35. 5m/s	神奈川県小田原市付近に上陸
2009. 10. 7-8	18 号	最大瞬間風速：南南西 28. 2m/s	知多半島に上陸、関東北部を通過
2011. 9. 21	15 号	最大瞬間風速：南南西 32. 1m/s	静岡県浜松市付近に上陸
2012. 6. 19	4 号	最大瞬間風速：南南西 29. 7m/s	和歌山県南部に上陸



年月日	台風番号	主な観測記録（館山）	補足
2013.10.15-16	26号	24時間降水量：321.5mm 最大瞬間風速：北 38.5 m/s	強い勢力を維持しながら関東に接近 関東の東海上を北東進
2014.10.5-6	18号	最大瞬間風速：南南西 37.0m/s 最大風速：南西 21.2 m/s	静岡県浜松市付近に上陸、その後、速度 を速め、千葉県北西部を通過
2015.9.7-8	18号	7-8日の総降水量：195.5mm	知多半島に上陸、本州を縦断
2016.8.16-17	7号	最大瞬間風速：北西 23.1 m/s 最大風速：北西 13.8 m/s	房総半島の東を北上
2016.8.22	9号	24時間降水量：130.5mm 最大瞬間風速：西南西 30.2 m/s	館山市付近に上陸後、房総半島を縦断
2016.8.30	10号	最大瞬間風速：西南西 22.6 m/s 最大風速：西南西 13.5 m/s	房総半島の東海上を北上
2016.9.20	16号	最大瞬間風速：西南西 20.9 m/s 最大風速：北西 12.6 m/s	和歌山県田辺市付近に上陸
2017.10.21-23	21号	21-23日の総降水量：159.0mm 最大瞬間風速：南 37.3 m/s	静岡県御前崎市付近に上陸し、千葉県 北西部を通過
2017.10.29-30	22号	29-30日の総降水量：112.0mm 最大瞬間風速：南南西 20.4 m/s	房総半島の南海上を東進
2018.7.27-29	12号	29-30日の総降水量：77.5mm 最大瞬間風速：東北東 27.1 m/s	伊豆諸島付近を北西進
2018.8.6-9	13号	6-9日の総降水量：10.0mm 最大瞬間風速：北西 19.2 m/s	勝浦市の南東を北進し、関東地方にか なり接近
2018.9.30-10.1	24号	6-9日の総降水量：165.5mm 最大瞬間風速：南南西 36.3 m/s	和歌山県田辺市付近に上陸
2019.9.8-9	15号	8-9日の総降水量：192.0mm 最大瞬間風速：南南西 48.8 m/s	三浦半島付近を通過し、千葉県千葉市 付近に上陸
2019.10.12-13	19号	12-13日の総降水量：133.5mm 最大瞬間風速：南 33.9 m/s	伊豆半島に上陸

[資料 3-2] 過去の主な災害記録（地震及び津波災害）

年月日	記 録
1627（寛永 4）年 8 月 5 日	安房地方地震津波
1642（寛永 19）年 8 月 14 日	安房国地震津波
1670（寛文 10）年 1 月 5 日	房総地方地震津波
1703（元禄 16）年 11 月 23 日	元禄、房総地方被害大
1704（宝永 元）年 2 月 24 日	房総地方大地震、地裂け、水出ず、実らず
1775（安永 4）年 9 月	安房相模伊豆地方津波、人家倒壊、溺死多
1855（安政 2）年 10 月 2 日	安政江戸地震、房総の被害多し
1923（大正 12）年 9 月 1 日	関東大震災
1960（昭和 35）年 5 月 23 日	チリ地震津波
1987（昭和 62）年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震
2011（平成 23）年 3 月 11 日	東日本大震災

※江戸時代の記録は旧暦

※出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所 災害年表マップ

[資料 3-3] 河川の状況

区分	水系名	普通河川が流入する法定河川名	河川名	延長	水源	流域地区
二級河川	平久里川	平久里川	平久里川	2,300m	南房総市	
	〃	〃	滝川	3,600m	大井	
	〃	〃	山名川	1,000m	江田	
	汐入川	汐入川	汐入川	3,800m	作名	
	〃	〃	境川	800m	山本	北条・安布里・山本
	小計		5河川	11,500m		
二級河川に流入する河川	平久里川	平久里川	油川	1,950m	正木	正木
	〃	〃	滝川	2,680m	大井・広瀬	高井・腰越・菌・大井
	〃	〃	〃	800m	二子	二子
	汐入川	汐入川	笠沼川	1,550m	古茂口	古茂口
	〃	〃	永沢川	1,150m	山萩	山萩
			長田川	2,500m	西長田	西長田
			岡田川	1,400m	岡田	岡田
	境川	境川	境川	700m	上野原	上野原
	長尾川	長尾川	長尾川	1,250m	畑	畑
	〃	〃	〃	4,300m	畑	畑・対岸は南房総市
小計		10河川	18,280m			
準用河川			作名川	4,200m	作名	作名
	どんどん川		どんどん川	380m	川名	川名
	岡本川		福沢川	377m		小原
	かにた川		かにた川	1,950m	宮城	宮城
	小計		4河川	6,907m		
普通河川	かにた川		かにた川	950m	宮城	宮城
	〃		〃	1,700m	笠名	笠名
			香川	900m	香	香
			塩見川	1,050m	浜田	浜田
			見物川	800m	見物	見物
			波左間川	1,000m	加賀名	加賀名
			坂田川	850m	坂田	坂田
			西川名川	600m	西川名	西川名
			根本川	450m	根本	根本
			小沼川	1,050m	小沼	小沼
			坂井川	1,550m	坂井	坂井
	小原川		小原川	2,000m	小原	小原
	〃		布沼川	1,500m	布沼	布沼
			洲宮川	3,350m	藤原	藤原
			佐野川	3,650m	佐野	佐野
	巴川		巴川	3,800m	神余	神余
	〃		金丸川	4,400m	神余	神余
			見留川	400m	沼	沼
小計		18河川	30,000m			
合計		36河川	66,887m			

## 4 危険区域等

### [資料 4-1] 土砂災害警戒区域等一覧

#### 1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

（令和 6 年 2 月現在）

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
船形	I-1033	船形 6	船形堂之下
船形	I-1035	川名 1	川名新町那古
船形	I-1065	船形 1	船形新山
船形	I-1066	川名 2	川名鳥居山
船形	I-2067	船形 2	船形御霊
船形	II-4789	船形 3	船形
船形	II-4790	船形 4	船形
船形	II-4791	川名 3	川名
船形	II-5230	福沢 7	川名
船形	II-143036	船形 5	船形
那古	I-1036	那古山	那古
那古	I-1037	那古 1	那古柳作
那古	I-1038	那古 2	那古山岸
那古	I-1041	亀ヶ原	亀ヶ原青木根
那古	II-4792	小原 1	小原
那古	II-4793	小原 2	小原
那古	II-4794	小原 3	小原
那古	II-4795	小原 4	小原
那古	II-4796	小原 5	小原
那古	II-4797	小原 6	小原
那古	II-4798	小原 7	小原
那古	II-4799	小原 8	小原
那古	II-4800	小原 9	小原
那古	II-4801	小原 10	小原
那古	II-4802	小原 11	小原
那古	II-4803	小原 12	小原
那古	II-4804	小原 13	小原
那古	II-4805	正木 1	正木
那古	II-4806	正木 2	正木
那古	II-4807	正木 3	正木
那古	II-4808	正木 4	正木
那古	II-4809	正木 5	正木
那古	II-4810	正木 6	正木
那古	II-4811	正木 7	正木
那古	II-4812	正木 8	正木
那古	II-4813	正木 9	正木
那古	II-4814	正木 10	正木
那古	II-4815	正木 11	正木

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
那古	II-4816	正木 12	正木
那古	II-4817	正木 13	正木
那古	II-4818	正木 14	正木
那古	II-4819	正木 15	正木
那古	II-4820	正木 16	正木
那古	II-4821	正木 17	正木
那古	II-4822	那古 3	那古
那古	II-4823	小原 14	小原
那古	II-4824	小原 15	小原
那古	II-4825	正木 18	正木
那古	II-4826	正木 19	正木
那古	II-4827	正木 20	正木
那古	II-4828	正木 21	正木
那古	II-4829	正木 22	正木
那古	II-4830	正木 23	正木
那古	II-4831	正木 24	正木
那古	II-4832	正木 25	正木
那古	II-4833	正木 26	正木
那古	II-4834	亀ヶ原 1	亀ヶ原
那古	II-4835	亀ヶ原 2	亀ヶ原
那古	II-4836	亀ヶ原 3	亀ヶ原
那古	II-4837	亀ヶ原 4	亀ヶ原
那古	II-4838	亀ヶ原 5	亀ヶ原
那古	II-4839	亀ヶ原 6	亀ヶ原
那古	II-143012	正木 28	正木
那古	II-143013	正木 29	正木
那古	II-143014	正木 30	正木
那古	II-143015	正木 31	正木
那古	II-143016	正木 32	正木
那古	II-143017	正木 33	正木
那古	II-143018	正木 34	正木
那古	II-143019	正木 35	正木
那古	II-143020	正木 36	正木
那古	II-143021	正木 37	正木
那古	II-143022	亀ヶ原 7	亀ヶ原
那古	II-143023	亀ヶ原 8	亀ヶ原
那古	II-143024	亀ヶ原 9	亀ヶ原
那古	II-143025	亀ヶ原 10	亀ヶ原

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
那古	Ⅲ-0486	小原 16	小原
那古	Ⅲ-0487	那古 4	那古
那古	Ⅲ-0520	正木 27	正木
館山	I-1042	館山 2	館山
館山	I-1043	宮城 3	宮城、沼
館山	I-1624	宮城 1	宮城
館山	I-1625	沼 1	沼
館山	I-1626	沼 2	沼
館山	I-1627	館山 1	館山
館山	I-2068	大賀 1	大賀前山
館山	Ⅱ-4935	大賀 2	大賀
館山	Ⅱ-4937	宮城 2	宮城
館山	Ⅱ-4938	沼 6	沼
館山	Ⅱ-4940	沼 3	沼
館山	Ⅱ-4943	上真倉 16	上真倉、館山
館山	Ⅱ-4944	上真倉 1	上真倉
館山	Ⅱ-5014	上真倉 2	上真倉
館山	Ⅱ-5015	上真倉 3	上真倉
館山	Ⅱ-5016	上真倉 4	上真倉
館山	Ⅱ-5017	上真倉 5	上真倉
館山	Ⅱ-5018	上真倉 6	上真倉
館山	Ⅱ-5019	上真倉 7	上真倉
館山	Ⅱ-5020	上真倉 8	上真倉
館山	Ⅱ-5022	上真倉 10	上真倉
館山	Ⅱ-5023	上真倉 11	上真倉
館山	Ⅱ-5024	上真倉 12	上真倉
館山	Ⅱ-140019	大賀 3	大賀
館山	Ⅲ-0489	沼 5	沼
館山	Ⅲ-0490	館山 3	館山、上真倉
館山	Ⅲ-0493	上真倉 14	上真倉
館山	Ⅲ-0494	上真倉 15	上真倉
館山	Ⅲ-1223	笠名	笠名
西岬	I-1047	伊戸 1	伊戸松葉
西岬	I-1048	根本	根本久保田
西岬	I-1049	小沼	小沼作田
西岬	I-1067	波左間	波左間稲荷前
西岬	I-2069	洲崎 1	洲崎御手洗山
西岬	I-2070	洲崎 2	洲崎御手洗山
西岬	I-140151	波左間 5	波左間
西岬	I-131K2028	加賀名 1	加賀名、見物、早物
西岬	I-131K2147	小沼 1	小沼、加賀名、見物
西岬	I-131K2234	早物 6	早物、浜田、見物
西岬	I-131K2331	波左間 6	波左間
西岬	I-131K2341	浜田 1	浜田、塩見

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
西岬	I-131K2092	坂田 5	坂田
西岬	I-131K2136	洲崎 4	洲崎
西岬	I-131K2137	洲崎 5	洲崎
西岬	Ⅱ-4933	香 1	香
西岬	Ⅱ-4934	香 2	香
西岬	Ⅱ-4997	洲崎	洲崎
西岬	Ⅱ-4998	坂田 1	坂田
西岬	Ⅱ-4999	坂田 2	坂田
西岬	Ⅱ-5000	坂田 3	坂田
西岬	Ⅱ-5001	波左間 1	波左間
西岬	Ⅱ-5002	波左間 2	波左間
西岬	Ⅱ-5003	波左間 3	波左間
西岬	Ⅱ-5004	波左間 4	波左間
西岬	Ⅱ-5005	加賀名	加賀名
西岬	Ⅱ-5007	早物 2	早物
西岬	Ⅱ-5008	早物 3	早物
西岬	Ⅱ-5009	早物 4	早物
西岬	Ⅱ-5010	早物 5	早物
西岬	Ⅱ-5011	塩見 1	塩見
西岬	Ⅱ-5012	塩見 2	塩見
西岬	Ⅱ-5013	香 3	香
西岬	Ⅱ-5078	伊戸 2	伊戸
西岬	Ⅱ-131K2027	加賀名 2	加賀名
西岬	Ⅱ-131K2323	見物 1	見物
西岬	Ⅱ-131K2325	見物 2	見物
西岬	Ⅱ-131K2005	伊戸 3	伊戸
西岬	Ⅱ-131K2006	伊戸 4	伊戸
西岬	Ⅱ-131K2083	坂井 3	坂井
西岬	Ⅱ-131K2084	坂井 4	坂井
西岬	Ⅱ-131K2086	坂井 5	坂井
西岬	Ⅱ-131K2087	坂井 6	坂井、小沼
西岬	Ⅱ-131K2088	坂足 1	坂足
西岬	Ⅱ-131K2326	波左間 7	波左間
西岬	Ⅱ-131K2327	見物 3	見物
西岬	Ⅱ-131K2328	見物 4	見物
西岬	Ⅱ-131K2329	見物 5	見物
西岬	Ⅱ-131K2330	見物 6	見物
西岬	Ⅱ-131K2090	坂田 6	坂田
西岬	Ⅱ-131K2091	波左間 8	波左間、坂田
西岬	Ⅱ-131K2093	坂田 7	坂田
西岬	Ⅱ-131K2094	坂田 8	坂田
西岬	Ⅱ-131K2212	西川名 1	西川名
西岬	Ⅱ-131K2213	西川名 2	西川名
西岬	Ⅱ-131K2215	西川名 3	西川名

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
西岬	Ⅲ-0491	坂田 4	坂田
西岬	Ⅲ-0492	洲崎 3	洲崎
西岬	Ⅲ-0498	坂井 1	坂井
西岬	Ⅲ-0499	坂井 2	坂井
神戸	I -1050	洲宮 1	洲宮大作
神戸	I -1051	洲宮 2	洲宮大作
神戸	I -1052	佐野	佐野谷口
神戸	I -1053	竜岡 4	竜岡
神戸	Ⅱ-5079	布沼 1	布沼
神戸	Ⅱ-5080	布沼 2	布沼
神戸	Ⅱ-5081	布沼 3	布沼
神戸	Ⅱ-5082	布沼 4	布沼
神戸	Ⅱ-5083	布沼 5	布沼
神戸	Ⅱ-5084	布沼 6	布沼
神戸	Ⅱ-5085	茂名 1	茂名
神戸	Ⅱ-5086	茂名 2	茂名
神戸	Ⅱ-5087	茂名 3	茂名
神戸	Ⅱ-5088	茂名 4	茂名
神戸	Ⅱ-5089	茂名 5	茂名
神戸	Ⅱ-5090	茂名 6	茂名
神戸	Ⅱ-5091	洲宮 3	洲宮
神戸	Ⅱ-5092	洲宮 4	洲宮
神戸	Ⅱ-5093	藤原 1	藤原
神戸	Ⅱ-5094	藤原 2	藤原
神戸	Ⅱ-5095	藤原 3	藤原
神戸	Ⅱ-5096	藤原 4	藤原
神戸	Ⅱ-5097	藤原 5	藤原
神戸	Ⅱ-5098	藤原 6	藤原
神戸	Ⅱ-5109	藤原 10	藤原
神戸	Ⅱ-5110	藤原 8	藤原
神戸	Ⅱ-5111	佐野 1	佐野
神戸	Ⅱ-5112	佐野 2	佐野
神戸	Ⅱ-5113	佐野 3	佐野
神戸	Ⅱ-5114	佐野 4	佐野
神戸	Ⅱ-5115	佐野 5	佐野
神戸	Ⅱ-5116	佐野 6	佐野
神戸	Ⅱ-5133	大神宮 1	大神宮
神戸	Ⅱ-5134	大神宮 2	大神宮
神戸	Ⅱ-5135	大神宮 3	大神宮
神戸	Ⅱ-5136	大神宮 4	大神宮
神戸	Ⅱ-5137	竜岡 1	竜岡
神戸	Ⅱ-5138	竜岡 2	竜岡
神戸	Ⅱ-5139	竜岡 3	竜岡
神戸	Ⅱ-5167	大神宮 5	大神宮

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
神戸	Ⅱ-5168	大神宮 6	大神宮
神戸	Ⅱ-5169	大神宮 7	大神宮
神戸	Ⅲ-0495	茂名 7	茂名
神戸	Ⅲ-0496	茂名 8	茂名
神戸	Ⅲ-0497	茂名 9	茂名
神戸	Ⅲ-0500	洲宮 5	洲宮
神戸	Ⅲ-0501	佐野 7	佐野
富崎	I -1054	相浜	相浜香取
富崎	I -1055	布良	布良鯨山
富崎	I -1632	布良 1	布良
富崎	I -1662	根本 2	布良
富崎	I -140154	布良 12	布良
富崎	Ⅱ-5159	布良 2	布良
富崎	Ⅱ-5160	布良 3	布良
富崎	Ⅱ-5161	布良 4	布良
富崎	Ⅱ-5162	布良 5	布良
富崎	Ⅱ-5163	布良 6	布良
富崎	Ⅱ-5164	布良 7	布良
富崎	Ⅱ-5165	布良 8	布良
富崎	Ⅱ-5166	布良 9	布良
富崎	Ⅱ-140060	相浜 2	相浜
富崎	Ⅱ-140061	布良 14	布良
富崎	Ⅱ-140153	布良 11	布良
富崎	Ⅱ-140155	布良 13	布良
富崎	Ⅲ-0504	布良 10	布良
豊房	I -1056	神余	神余栗ノ前
豊房	I -1057	岡田	岡田、上真倉
豊房	I -1058	古茂口 1	古茂口小谷
豊房	I -1059	古茂口 22	古茂口地藏谷
豊房	I -1630	西長田 5	西長田
豊房	I -1631	作名 6	作名
豊房	I -140150	作名 13	作名
豊房	Ⅱ-4954	南条 1	南条
豊房	Ⅱ-4955	南条 2	南条
豊房	Ⅱ-4956	南条 3	南条
豊房	Ⅱ-4957	南条 4	南条
豊房	Ⅱ-4958	南条 5	南条
豊房	Ⅱ-4959	南条 6	南条
豊房	Ⅱ-4960	南条 7	南条
豊房	Ⅱ-4961	南条 8	南条
豊房	Ⅱ-4962	南条 9	南条
豊房	Ⅱ-4963	南条 10	南条
豊房	Ⅱ-4964	飯沼 1	飯沼
豊房	Ⅱ-4965	飯沼 2	飯沼

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
豊房	II-4966	飯沼 3	飯沼
豊房	II-4967	古茂口 3	古茂口
豊房	II-4968	古茂口 2	古茂口
豊房	II-4969	古茂口 4	古茂口
豊房	II-4970	古茂口 5	古茂口
豊房	II-4971	古茂口 6	古茂口
豊房	II-4972	古茂口 8	古茂口
豊房	II-4973	古茂口 7	古茂口
豊房	II-4974	古茂口 9	古茂口
豊房	II-4975	古茂口 10	古茂口
豊房	II-4976	古茂口 11	古茂口
豊房	II-4977	古茂口 13	古茂口
豊房	II-4978	古茂口 12	古茂口
豊房	II-4980	古茂口 14	古茂口
豊房	II-4981	古茂口 15	古茂口
豊房	II-4982	古茂口 16	古茂口
豊房	II-5025	岡田 1	岡田
豊房	II-5026	出野尾 1	出野尾
豊房	II-5027	出野尾 2	出野尾
豊房	II-5028	出野尾 3	出野尾
豊房	II-5029	出野尾 4	出野尾
豊房	II-5030	出野尾 5	出野尾
豊房	II-5031	出野尾 6	出野尾
豊房	II-5032	西長田 1	西長田
豊房	II-5033	西長田 2	西長田
豊房	II-5034	西長田 3	西長田
豊房	II-5035	西長田 4	西長田
豊房	II-5037	西長田 6	西長田
豊房	II-5038	東長田 1	東長田
豊房	II-5039	東長田 2	東長田
豊房	II-5040	東長田 3	東長田
豊房	II-5041	東長田 4	東長田
豊房	II-5042	東長田 5	東長田
豊房	II-5043	東長田 6	東長田
豊房	II-5044	東長田 7	東長田
豊房	II-5045	東長田 8	東長田
豊房	II-5046	東長田 9	東長田
豊房	II-5047	東長田 10	東長田
豊房	II-5048	東長田 11	東長田
豊房	II-5049	東長田 12	東長田
豊房	II-5050	東長田 13	東長田
豊房	II-5051	東長田 14	東長田
豊房	II-5052	大戸 1	大戸
豊房	II-5053	大戸 2	大戸

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
豊房	II-5054	南条 11	南条
豊房	II-5055	作名 1	作名
豊房	II-5056	作名 2	作名
豊房	II-5057	作名 3	作名
豊房	II-5058	作名 4	作名
豊房	II-5059	作名 5	作名
豊房	II-5061	作名 7	作名
豊房	II-5062	作名 8	作名
豊房	II-5063	作名 9	作名
豊房	II-5064	作名 10	作名
豊房	II-5065	古茂口 18	古茂口
豊房	II-5066	古茂口 19	古茂口
豊房	II-5067	山萩 1	山萩
豊房	II-5068	山萩 2	山萩
豊房	II-5069	山萩 3	山萩
豊房	II-5070	山萩 4	山萩
豊房	II-5071	山萩 5	山萩
豊房	II-5072	山萩 6	山萩
豊房	II-5073	山萩 7	山萩
豊房	II-5074	古茂口 20	古茂口
豊房	II-5074-2	古茂口 24	古茂口
豊房	II-5075	古茂口 21	古茂口
豊房	II-5099	岡田 2	岡田
豊房	II-5100	出野尾 7	出野尾
豊房	II-5101	西長田 9	西長田、出野尾
豊房	II-5103	出野尾 10	出野尾
豊房	II-5104	西長田 10	西長田、出野尾
豊房	II-5105	西長田 7	西長田
豊房	II-5106	東長田 15	東長田
豊房	II-5107	東長田 16	東長田
豊房	II-5108	作名 11	作名
豊房	II-5117	神余 1	神余
豊房	II-5118	神余 2	神余
豊房	II-5119	西長田 11	西長田
豊房	II-5120	西長田 12	西長田
豊房	II-5121	神余 5	神余
豊房	II-5122	神余 6	神余
豊房	II-5123	神余 7	神余
豊房	II-5124	神余 8	神余
豊房	II-5125	畑 1	畑
豊房	II-5126	畑 2	畑
豊房	II-5127	畑 3	畑
豊房	II-5128	畑 4	畑
豊房	II-5130	畑 6	畑

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
豊房	Ⅱ-5140	神余 9	神余
豊房	Ⅱ-5141	神余 10	神余
豊房	Ⅱ-5142	神余 11	神余
豊房	Ⅱ-5143	神余 12	神余
豊房	Ⅱ-5144	神余 13	神余
豊房	Ⅱ-5145	神余 14	神余
豊房	Ⅱ-5146	神余 15	神余
豊房	Ⅱ-5147	神余 16	神余
豊房	Ⅱ-5148	神余 17	神余
豊房	Ⅱ-5149	神余 18	神余
豊房	Ⅱ-5150	神余 19	神余
豊房	Ⅱ-5151	神余 20	神余
豊房	Ⅱ-5152	神余 21	神余
豊房	Ⅱ-5153	神余 22	神余
豊房	Ⅱ-5154	神余 23	神余
豊房	Ⅱ-5155	神余 24	神余
豊房	Ⅱ-5156	神余 25	神余
豊房	Ⅱ-5157	神余 26	神余
豊房	Ⅱ-5158	畑 8	畑
豊房	Ⅱ-140021	南条 13	南条
豊房	Ⅱ-140022	大戸 3	大戸
豊房	Ⅱ-140023	南条 14	南条
豊房	Ⅱ-140025	作名 15	作名
豊房	Ⅱ-140026	作名 14	作名
豊房	Ⅱ-140027	山荻 10	山荻
豊房	Ⅱ-140152	神余 31	神余
豊房	Ⅱ-140028	山荻 11	山荻
豊房	Ⅱ-142120	南条 12	南条
豊房	Ⅱ-142124	東長田 18	東長田
豊房	Ⅲ-0502	神余 27	神余
豊房	Ⅲ-0503	神余 28	神余
豊房	Ⅲ-0508	古茂口 23	古茂口
豊房	Ⅲ-0509	作名 12	作名
豊房	Ⅲ-0510	東長田 17	東長田
豊房	Ⅲ-0511	出野尾 11	出野尾
豊房	Ⅲ-0512	神余 3	神余
豊房	Ⅲ-1224	神余 4	神余
館野	Ⅰ-1060	山本 1	山本堀之内
館野	Ⅰ-1622	山本 2	山本
館野	Ⅰ-1628	安布里 1	安布里
館野	Ⅰ-1629	安布里 2	安布里
館野	Ⅰ-2071	山本 3	山本市田
館野	Ⅱ-4893	山本 4	山本
館野	Ⅱ-4894	山本 5	山本

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
館野	Ⅱ-4895	山本 6	山本
館野	Ⅱ-4897	山本 7	山本
館野	Ⅱ-4898	山本 8	山本
館野	Ⅱ-4899	山本 9	山本
館野	Ⅱ-4900	山本 10	山本
館野	Ⅱ-4901	稲 1	稲
館野	Ⅱ-4902	稲 2	稲
館野	Ⅱ-4903	稲 3	稲
館野	Ⅱ-4904	稲 4	稲
館野	Ⅱ-4946	大網 3	大網
館野	Ⅱ-4947	大網 4	大網
館野	Ⅱ-4949	安布里 5	安布里
館野	Ⅱ-4950	安布里 6	安布里
館野	Ⅱ-4951	山本 11	山本
館野	Ⅱ-4952	山本 12	山本
館野	Ⅱ-4953	大網	大網
館野	Ⅱ-143032	山本 15	山本
館野	Ⅱ-143033	山本 16	山本
館野	Ⅱ-143034	大網 2	大網
館野	Ⅱ-143035	安布里 7	安布里
館野	Ⅲ-0507	山本 13	山本
館野	Ⅲ-0569	山本 14	山本
九重	Ⅰ-1062	竹原 36	竹原
九重	Ⅰ-1063	竹原 37	竹原
九重	Ⅰ-1620	江田 4	江田
九重	Ⅰ-1621	竹原 10	竹原
九重	Ⅰ-1623	二子 4	二子
九重	Ⅱ-4840	江田 1	江田
九重	Ⅱ-4841	江田 2	江田
九重	Ⅱ-4842	竹原 1	竹原
九重	Ⅱ-4843	竹原 2	竹原
九重	Ⅱ-4844	竹原 3	竹原
九重	Ⅱ-4845	竹原 4	竹原
九重	Ⅱ-4846	竹原 5	竹原
九重	Ⅱ-4847	竹原 6	竹原
九重	Ⅱ-4848	江田 3	江田
九重	Ⅱ-4850	江田 5	江田
九重	Ⅱ-4851	竹原 38	竹原
九重	Ⅱ-4852	竹原 7	竹原
九重	Ⅱ-4854	竹原 9	竹原
九重	Ⅱ-4856	竹原 11	竹原
九重	Ⅱ-4857	竹原 12	竹原
九重	Ⅱ-4858	竹原 13	竹原
九重	Ⅱ-4859	竹原 14	竹原



地域名	箇所番号	箇所名	所在地
九重	Ⅱ-4860	竹原 15	竹原
九重	Ⅱ-4861	竹原 16	竹原
九重	Ⅱ-4862	竹原 17	竹原
九重	Ⅱ-4863	竹原 18	竹原
九重	Ⅱ-4864	竹原 19	竹原
九重	Ⅱ-4865	竹原 20	竹原
九重	Ⅱ-4866	竹原 21	竹原
九重	Ⅱ-4867	竹原 22	竹原
九重	Ⅱ-4868	竹原 23	竹原
九重	Ⅱ-4869	竹原 24	竹原
九重	Ⅱ-4870	竹原 25	竹原
九重	Ⅱ-4871	竹原 26	竹原
九重	Ⅱ-4872	竹原 27-1	竹原
九重	Ⅱ-4873	竹原 27-2	竹原
九重	Ⅱ-4874	竹原 29	竹原
九重	Ⅱ-4875	竹原 30	竹原
九重	Ⅱ-4876	大井 1	大井
九重	Ⅱ-4877	大井 2	大井
九重	Ⅱ-4878	大井 3	大井
九重	Ⅱ-4879	大井 4	大井
九重	Ⅱ-4880	大井 5	大井
九重	Ⅱ-4881	大井 6	大井
九重	Ⅱ-4882	大井 7	大井
九重	Ⅱ-4883	大井 8	大井
九重	Ⅱ-4884	大井 9	大井
九重	Ⅱ-4885	大井 10	大井
九重	Ⅱ-4886	大井 11	大井
九重	Ⅱ-4887	大井 12	大井
九重	Ⅱ-4888	大井 13	大井
九重	Ⅱ-4889	大井 14	大井
九重	Ⅱ-4890	大井 15	大井
九重	Ⅱ-4891	大井 16	大井
九重	Ⅱ-4892	大井 17	大井
九重	Ⅱ-4905	二子 1	二子
九重	Ⅱ-4906	二子 2	二子
九重	Ⅱ-4907	二子 3	二子
九重	Ⅱ-4909	二子 5	二子
九重	Ⅱ-4910	安東 1	安東
九重	Ⅱ-4911	安東 2	安東
九重	Ⅱ-4912	安東 3	安東
九重	Ⅱ-4913	安東 4	安東
九重	Ⅱ-4914	宝貝 1	宝貝
九重	Ⅱ-4915	宝貝 2	宝貝
九重	Ⅱ-4916	宝貝 3	宝貝

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
九重	Ⅱ-4917	宝貝 4	宝貝
九重	Ⅱ-4918	宝貝 5	宝貝
九重	Ⅱ-4919	安東 7	安東
九重	Ⅱ-4920	宝貝 7	宝貝
九重	Ⅱ-4921	安東 5	安東
九重	Ⅱ-4922	安東 6	安東
九重	Ⅱ-4923	水岡 1	水岡
九重	Ⅱ-4924	水岡 2	水岡
九重	Ⅱ-4925	水岡 3	水岡
九重	Ⅱ-4926	安東 8	安東
九重	Ⅱ-4927	水岡 5	水岡
九重	Ⅱ-4928	水岡 6	水岡
九重	Ⅱ-4929	水岡 7	水岡
九重	Ⅱ-4930	水岡 8	水岡
九重	Ⅱ-4931	水岡 9	水岡
九重	Ⅱ-4932	大井 18	大井
九重	Ⅱ-4983	宝貝 8	宝貝
九重	Ⅱ-4984	宝貝 9	宝貝
九重	Ⅱ-4985	宝貝 10	宝貝
九重	Ⅱ-4986	宝貝 11	宝貝
九重	Ⅱ-4987	宝貝 13	宝貝
九重	Ⅱ-4988	宝貝 12	宝貝
九重	Ⅱ-4989	宝貝 6	宝貝
九重	Ⅱ-4990	水岡 11	水岡
九重	Ⅱ-4991	水岡 12	水岡
九重	Ⅱ-4992	水岡 13	水岡
九重	Ⅱ-4993	水岡 14	水岡
九重	Ⅱ-4994	水岡 15	水岡
九重	Ⅱ-4995	水岡 16	水岡
九重	Ⅱ-4996	水岡 17	水岡
九重	Ⅱ-140005	大井 19	大井
九重	Ⅱ-140006	大井 20	大井
九重	Ⅱ-140007	宝貝 14	宝貝
九重	Ⅱ-143001	竹原 32	竹原
九重	Ⅱ-143002	竹原 33	竹原
九重	Ⅱ-143003	竹原 34	竹原
九重	Ⅱ-143004	竹原 35	竹原
九重	Ⅱ-143008	水岡 21	水岡
九重	Ⅱ-143009	水岡 19	水岡
九重	Ⅱ-143010	水岡 20	水岡
九重	Ⅲ-0488	竹原 31	竹原
九重	Ⅲ-0506	水岡 18	水岡

## 2 土砂災害警戒区域（土石流）

（令和3年3月現在）

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
館山	I-20500701	上真倉 1	上真倉
館山	III-20500803	上真倉 2	上真倉
館山	II-20500902	上真倉 3	上真倉
西岬	I-20501201	長谷沢	浜田
西岬	I-20501501	坂足	坂足、伊戸、小沼
西岬	III-20501303	坂田	坂田
西岬	II-20501402	船形 4	伊戸
神戸	I-20501801	宮ノ谷沢	大神宮
神戸	III-20501603-a	茂名 1	茂名
神戸	III-20501603-b	茂名 2	茂名
神戸	III-20501703-c	茂名 3	茂名
神戸	III-20501703-d	茂名 4	茂名

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
神戸	III-20501703-e	茂名 5	茂名
神戸	III-20501703-f	茂名 6	茂名
富崎	III-20501903	布良	布良
豊房	II-20500302	古茂口	古茂口
豊房	II-20500502	出野尾 1	西長田、出野尾
豊房	III-20500603	出野尾 2	西長田、出野尾
豊房	III-20500403-a	西長田 1	西長田
豊房	III-20500403-b	西長田 2	西長田
豊房	III-20500403-c	西長田 3	西長田
豊房	III-20500403-d	西長田 4	西長田
九重	I-20500201	大鐘沢	竹原
九重	II-20500102	宝ヶ谷沢	宝貝

## 3 地すべり区域

（令和4年2月現在）

地域名	箇所番号	箇所名	所在地
船形	180	川名	川名、那古、船形

## 4 砂防指定地

（平成29年8月10日現在）

水系名	幹川名	溪流名	延長 (km)	面積 (ha)	指定年月日	告示 番号
-	-	坂足	-	2.68	H24.2.13	国162

## 5 山腹崩壊危険地区（民有林）

（令和3年3月31日現在）

危険地区 番号	大 字	字	危険地区 番号	大 字	字	危険地区 番号	大 字	字
1	小原	弁天前	22	竹原	尾曾根	35	稲	下根
3	洲崎	御手洗山	23	竹原	子神	36	稲	西柵
4	亀ヶ原	青木根	25	竹原	大畑	37	二子	寺谷
6	那古	那古山	26	竹原	御霊	38	二子	谷
8	古茂口	小谷	27	竹原	横枕	39	二子	谷
9	波左間	戸越	28	竹原	横枕	40	二子	中井
13	佐野	白萩	29	竹原	横枕	41	安東	小網
14	神余	久所	30	竹原	平田	42	安東	南鴻ヶ巣
15	布良	東本郷	31	竹原	孫太	43	宝贝	西ヶ谷
19	亀ヶ原	横峯	32	竹原	小田辺	44	宝贝	北ヶ谷
20	亀ヶ原	横峯	33	大井	角田	45	宝贝	宝ヶ谷
21	正木	谷田	34	山本	大萩	46	宝贝	吉ヶ谷
47	宝贝	宝ヶ谷	75	大戸	白幡	106	岡田	西ヶ谷
48	宝贝	宝ヶ谷	76	作名	神田ヶ谷	107	出野尾	下坂本
49	水岡	人之谷	77	作名	向	108	出野尾	下坂本
50	水岡	小林	78	作名	大畑	109	出野尾	小網坂
51	水岡	山鳥	79	作名	柳作	110	出野尾	丸畑
52	水岡	鎮守	80	大戸	岩井作	111	西長田	堤入
53	水岡	御門前	81	飯沼	内田	112	坂足	門口
54	水岡	北方	82	飯沼	水口	113	坂足	関下
55	水岡	下夕田	83	山本	西山	114	神余	塚越
56	水岡	新道	84	山本	西山	115	神余	平田原
57	洲崎	水沢	85	古茂口	沖田	116	神余	志婦里
58	洲崎	仙道	86	古茂口	松葉	118	神余	細田
59	坂田	丸越	90	古茂口	小谷	119	神余	和田
60	坂田	清水	91	古茂口	地藏ヶ谷	120	神余	大楠
61	坂田	山野尾	92	古茂口	笹見塚	121	神余	奥山
62	波佐間	下砂間	93	古茂口	和田	122	畑	蛇ヶ尾
63	大賀	前山	94	古茂口	荏畑	123	畑	上ノ台
64	大賀	前山	95	古茂口	七反目	124	畑	麦久田
65	宮城	寺下	96	洲ノ宮	星祭	125	畑	麦久田
66	宮城	合田	97	藤原	大作	126	畑	堀切
67	沼	作ノ田	98	洲ノ宮	星祭	127	大神宮	菅座
68	沼	長関	99	藤原	坂本	128	大神宮	上西沢
69	館山	城山	100	山萩	越ノ山萩	129	布良	出ノ口
70	早物	根方	101	山萩	小長作	130	大井	大田
71	南条	水神畑	102	山萩	御馬井田	131	西長田	小佐屋
72	南条	並	103	山萩	長畑	132	東長田	谷
73	南条	東山	104	山萩	小長畑	133	山萩	御馬井田
74	南条	西山居	105	山萩	長畑			

6 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

（平成 29 年 2 月 16 日現在）

危険地区番号	大字	字
1	畑	大地作
2	畑	細尾

**[資料 4-2] 平久里川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧**

施設名	所在地	電話番号
館山市老人福祉センター	湊 288-88	22-5234
館山特別養護老人ホーム	湊373	23-4831
館山養護老人ホーム	湊373	22-0231
グループホーム宇宙戦艦大和	湊385-1	22-5511
セントケア南房総	正木640-1	20-5550
グループホーム広瀬ガーデン	広瀬368-1	20-6221
第一中学校	那古954	27-2021
館山中学校	長須賀136	22-0531
愛の家グループホーム	亀ヶ原1010-1	20-6950
千葉県立安房特別支援学校 館山聾分校	那古1672-7	27-2490
千葉県立館山総合高等学校 水産校舎	長須賀155	23-8944

**[資料 4-3] 汐入川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧**

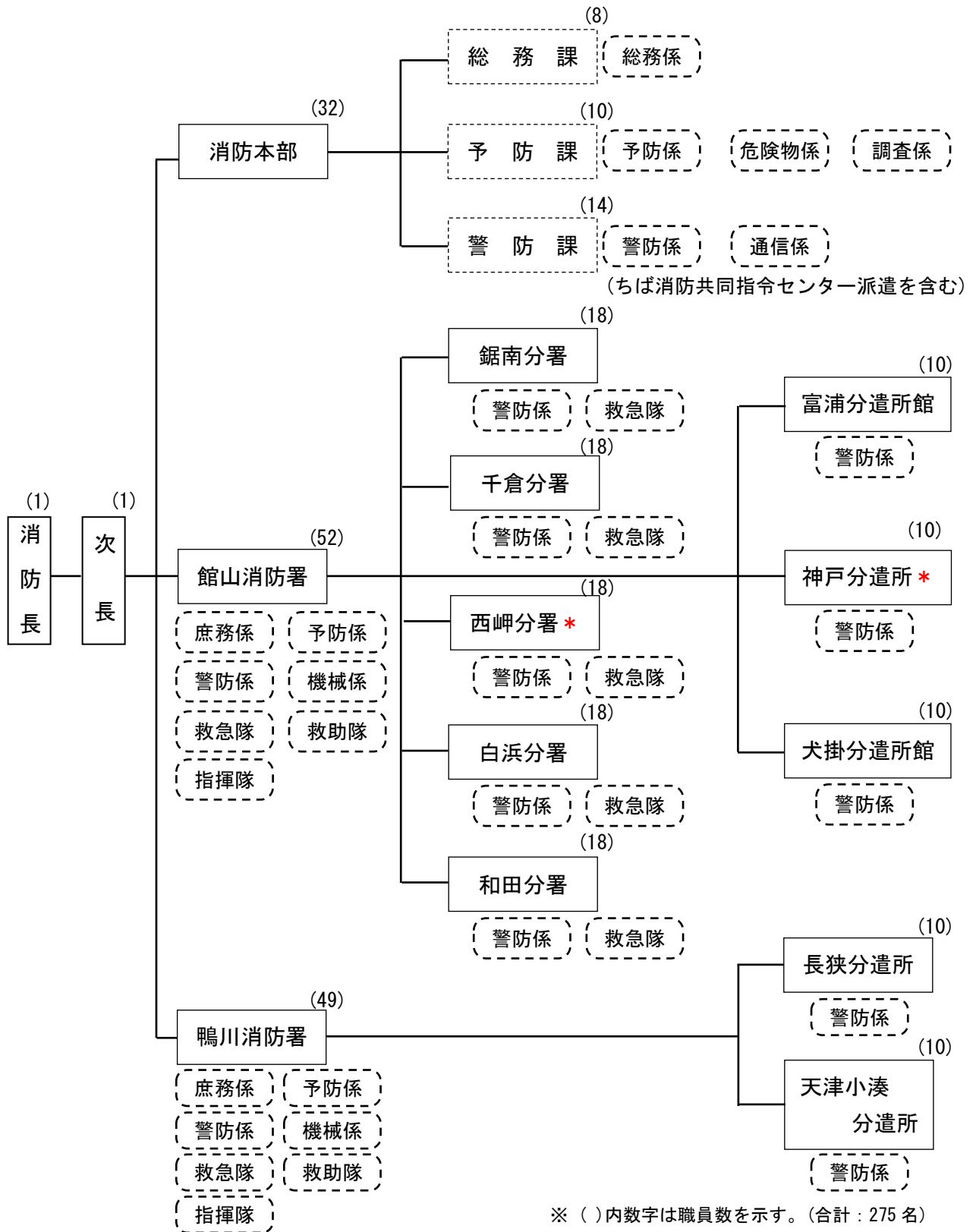
施設名	所在地	電話番号
デイサービスももの木	長須賀 236-19	29-5740
デイサービスなないろ	長須賀 214-9	29-3740
デイサービスゆるりら	長須賀 214-6	29-3557
サーズグループホーム	館山 1414-1	29-5070
マリア就労支援事業所	館山1414-1	29-5070
館山教会附属保育園	長須賀101	25-7078
千葉県立館山総合高等学校 水産校舎	長須賀155	23-8944

**[資料 4-4] 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設一覧**

施設名	所在地	電話番号
館山白百合幼稚園	船形 802	27-3303
那古小学校	那古 272	27-2644
だん暖の郷	波左間405	20-8090
子育て保育園	洲崎1331	29-0833
館野小学校	山本1028	22-1061
館野保育園	山本1204	22-2722
なごみ花遊	正木2375	27-6122
東京都船形学園	船形1377	27-2921
西岬小学校	加賀名151	29-0300

## 5 消 防

[資料 5-1] 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の体制及び組織図

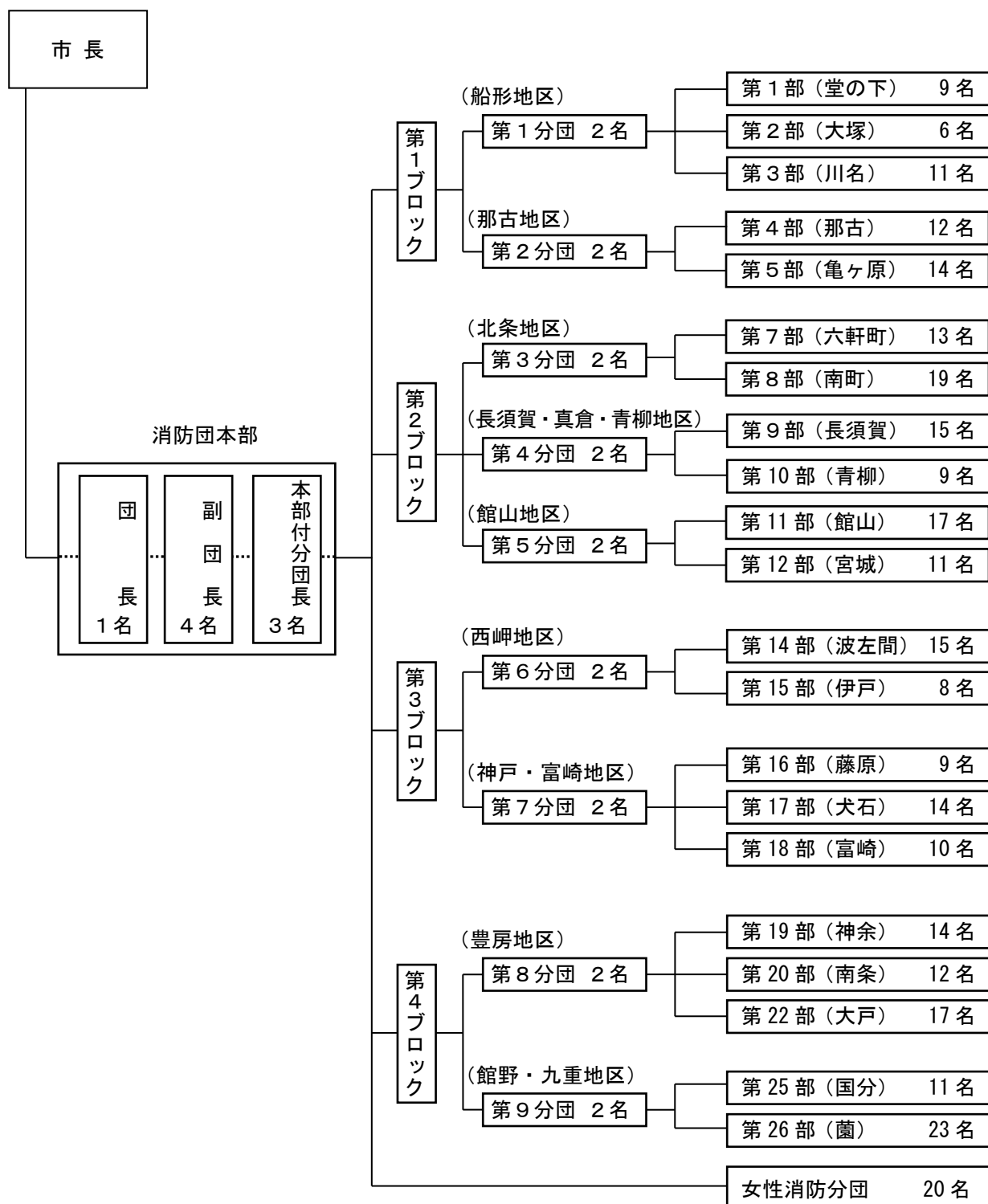


※ ( )内数字は職員数を示す。(合計：275名)

資料：安房郡市消防本部 職員配置表(令和5年4月1日現在)

\*：令和6年4月1日付 西岬分署と神戸分遣所は統合され、  
神戸分署に変更される。

[資料 5-2] 館山市消防団の体制及び組織図



合計 315 名

※ 表内数字は団員数を示す。

資料：館山市(令和5年4月1日現在)

## [資料 5-3] 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が大規模災害、産業災害その他の災害(以下「災害」という。)の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当一該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受け入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。



(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

[資料 5-4] 空中消火器材

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水 利
自衛隊	第1ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	
市原市	水上消防署予定地内倉庫	山倉ダム敷地内	山倉ダム
君津市	君津市消防本部	郡ダム敷地内	郡ダム
富津市	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市高溝字左り沢	戸面原ダム
長柄町	味庄分遣所	長柄町営球場	長柄ダム
東金市	中央消防署	東金ダム敷地内	東金ダム
大多喜町	大多喜町総合運動場倉庫	大多喜町総合運動場	勝浦ダム、荒木根ダム

## 6 情報・通信・報告

### [資料 6-1] 気象等情報関係

#### 1 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧によ り	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標及び予想に基づいて判断します。

資料：銚子地方気象台

## 2 気象注意報・警報等の基準

(令和5年6月8日現在)

館山市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	夷隅・安房		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	平久里川流域=20.8、汐入川流域=11.5、 巴川流域=10.1、滝川流域=10.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	平久里川流域=(10、18.8)、汐入川流域=(10、10.4) 巴川流域=(10、9.9)	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.8m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	平久里川流域=16.6、汐入川流域=9.2 巴川流域=8、滝川流域=8.4	
		複合基準 <sup>*1</sup>	平久里川流域=(10、13.4)、汐入川流域=(10、7.4)、 巴川流域=(10、6.4)	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
なだれ				
低温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合			
霜	4月1日～5月31日 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

資料：銚子地方気象台

## [千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報]

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的に、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表するものである。

### (1) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

### (2) 発表基準

#### ① 警戒基準

大雨警報発表中において、降雨予測を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。

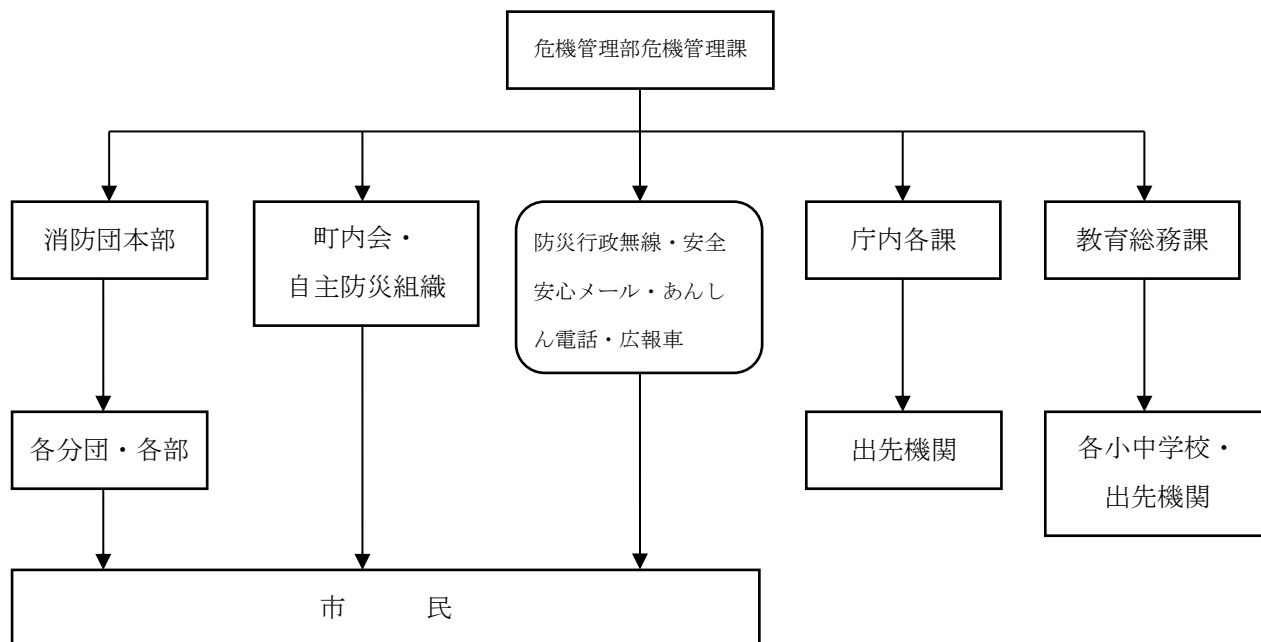
#### ② 情報の解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

#### ③ 暫定基準

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

### 3 気象注意報・警報等の伝達体制



#### 4 地震・津波に関する情報を受けた場合の関係機関における措置

区分	内容
市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又はN T Tから通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、市内の公共的団体等や自治会等に通報する。
県	県（防災危機管理部）は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
県警察	1. 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2. 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話（株）	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他の防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

[資料 6-2] 館山市防災行政無線整備状況

1 固定局（屋外拡声子局）（134 か所）

No.	設置場所	No.	設置場所	No.	設置場所	No.	設置場所
0	館山市役所	34	浜田	68	広瀬青年館	102	海上自衛隊
1	船形学園	35	西岬地区公民館	69	江田	103	鯨ボラ
2	白百合幼稚園	36	国民休暇村	70	山荻	104	小原橋
3	船形港	37	西岬小学校	71	岡田	105	ファミリーパーク
4	船形小学校	38	波左間	72	洲宮神社	106	藤原集会所
5	根岸児童公園	39	坂田	73	小塚大師	107	千里の風
6	第一中学校	40	洲崎灯台	74	高井	108	上大倉集会所
7	御霊神社	41	洲崎神社	75	法蓮寺	109	那古地区公民館
8	那古小学校	42	西川名	76	上真倉集会所	110	川崎
9	県防災備蓄倉庫	43	伊戸集会所	77	城山公園	111	市福祉作業所
10	大芝海岸	44	西岬地区公民館分館	78	青柳	112	高井鶴登川橋
11	市民運動場	45	坂井	79	大戸	113	腰越青年館
12	温水プール	46	布沼集会所	80	水玉	114	二子防災機材庫
13	シーサイドホテル	47	房南中学校	81	中里	115	上野原集会所
14	八幡神社	48	旧神戸小学校	82	南房パラダイス	116	J A館野
15	安房高等学校	49	安房神社	83	安東	117	岡沼農家組合
16	三軒町海岸	50	相浜神社	84	正木岡集会所	118	笠名
17	館山駅西口	51	富崎地区公民館	85	正木下熊野神社	119	大賀
18	北条栈橋	52	布良崎神社	86	国分北	120	白島
19	館山駅前	53	豊房小学校	87	館野公民館	121	伊戸
20	中央公園	54	神余小学校	88	横枕	122	ひかりの子学園
21	旧安房南高等学校	55	館野小学校	89	田村	123	犬石
22	長須賀熊野神社	56	安房地域医療センター	90	大井	124	東虹苑
23	南長須賀	57	九重小学校	91	稲集会所	125	滝ノ谷
24	館山中学校	58	長勝寺	92	安東集会所	126	小原
25	渚の駅たてやま	59	亀ヶ原児童遊園	93	宝貝集会所	127	仲宿
26	新井	60	田辺集会所	94	山本二	128	稲原
27	北下台児童遊園	61	延命院	95	安布里	129	相浜
28	館山小学校	62	館山総合高等学校	96	南条	130	布良鯨山
29	柏崎	63	古茂口青年館	97	飯沼	131	茂名
30	宮城児童遊園	64	市営プール	98	上真倉	132	南台
31	海上技術学校	65	佐野児童遊園	99	西長田協同館	133	作名
32	香	66	畑	100	出野尾青年館		
33	塩見	67	西郷集会所	101	谷藤原集会所		



2 戸別受信機（300台）、防災ラジオ（2,600台）

戸別受信機 配布先		
市内の各地区会長	関係官公庁	防災関係機関
防災ラジオ 配布先		
一般希望者	避難行動要支援者	自主防災会
学校関係	幼稚園・保育園	
市役職者	市関係機関	

## [資料 6-3] 回線の復旧順位等

### 1 回線の復旧順位

順位	復旧回線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電報中継回線の各対地別1回線以上</li> </ul>	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上</li> <li>・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上</li> </ul>
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
	社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</li> </ul>	
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上</li> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>	
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・人口1千人あたり公衆電話1個以上</li> </ul>	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上。</li> </ul>	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上</li> </ul>	
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上</li> <li>・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

### 2 重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関(各社の契約定款に別の定めがある場合はその定めによる)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

[資料 6-4] 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	所在地	県防災行政無線		一般加入電話	
		電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会 千葉放送局（放送）	千葉市中央区千葉港5番 1号	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送（株） 報道局報道部	千葉市中央区都町 1-1-25	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
（株）バイエフエム 編成局	千葉市美浜区中瀬2-6-1	500-9711 ， -9712	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
（株）ニッポン放送 編成局報道部	東京都千代田区有楽町 1-9-3	-	-	03-3287-7622	03-3287-7696

[資料 6-5] 報道要請協定機関

報道機関名	所在地
千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10
朝日新聞千葉総局	千葉市中央区中央3-10-4
毎日新聞社千葉支局	千葉市中央区千葉港7-3
読売新聞社千葉支局	千葉市中央区中央4-15-3
産経新聞社千葉総局	千葉市中央区中央4-17-3
東京新聞千葉支局	千葉市中央区中央3-4-8
日本経済新聞社千葉支局	千葉市中央区中央4-14-9
日刊工業新聞社千葉支局	千葉市中央区新町19-13
日本工業新聞社千葉支局	千葉市中央区中央4-17-3
時事通信社千葉支局	千葉市中央区中央4-15-3
共同通信社千葉支局	千葉市中央区中央4-14-9
日本テレビ放送網（株）	東京都港区東新橋1-6-1
（株）東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂5-3-6
（株）フジテレビジョン	東京都港区台場2-4-8
（株）テレビ朝日	東京都港区六本木6-9-1

**[資料 6-6] 災害時の放送要請（様式）**

年 月 日

千葉県知事 様

館山市長

㊟

災害時におけるの放送要請について  
次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難指示等の周知、徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) その他

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 その他

[資料 6-7] 緊急警報放送の要請（様式）

年 月 日

千葉県知事 様

館山市長

㊟

緊急警報放送の放送要請について  
災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 その他

[資料 6-8] 千葉県への報告一覧

報告の種類	報告時期	報告方法	内容及び様式
即時報告	対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告	県防災情報システム (ただし、システムが使用不能な場合等には、電子メール、電話またはFAX等の代替手段を使用)	人的被害に関する情報 (様式 1) 住家等被害に関する情報 (様式 2) 交通規制・道路被害に関する情報 (様式 3) その他の被害に関する情報 (様式 4) 避難指示等に関する情報 (様式 5) 物資資源管理に関する情報 (様式 6) 避難所・救護所等に関する情報 (様式 7) 消防庁が指定する災害に関する情報 (災害即報 4 号様式 = 消防庁様式)
随時報告	情報を覚知した、または県から別途報告の時刻の指定があった場合		
定時報告	対応が長期化した場合等において、県から定時報告の指定があった場合 (原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内に報告)		
平時報告	事案の有無によらず、平時から行う報告 (報告内容及び日時は県が別途指定)		

資料:千葉県危機管理情報共有要綱(平成29年4月1日施行)

[資料 6-9] 被害情報等の報告先

1 勤務時間内

通信手段		総務省消防庁 (消防庁応急対策室)	千葉県 (防災対策課)
消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電話	120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系)	500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系)
	FAX	120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)	500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系)
一般加入電話	電話	03-5253-7527	043-223-2175
	FAX	03-5253-7537	043-222-1127

2 勤務時間外

通信手段		総務省消防庁 (消防庁宿直室)	千葉県 (防災行政無線統制室)
消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電話	120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系)	500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系)
	FAX	120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)	500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系)
一般加入電話	電話	03-5253-7777	043-223-2178
	FAX	03-5253-7553	043-222-5219

## 7 避難・応援要請

### [資料 7-1] 避難所等一覧

#### 1 指定緊急避難場所兼指定避難所

地区	名称	所在地	収容 指定区域	電話 番号	風水害	地震	津波	屋 内 収 入 人 (人)※
船形	船形小学校	船形 405-2	船形地区	27-2528	○	○	○	142
那古	第一中学校	那古 954	船形地区 那古地区	27-2021	○	○	ビ	176
	那古小学校体育館	那古 272	那古地区	27-2644	体	○	○	80
北条	安房高等学校	八幡 385	北条地区	22-0130	○	○	○	230
	館山総合高等学校	北条 106	北条地区	22-2242	○	○	○	328
	北条小学校	北条 456	北条地区	22-2141	○	○	○	164
	コミュニティセンター	北条 740-1	北条地区 館野地区	23-3111	○		○	140
館山	館山小学校	館山 317	館山地区	22-2155	○	○	○	176
	館山中学校 (旧二中)	長須賀 136	館山地区	22-0531	○	○	ビ	210
	豊津ホール	宮城 192-2	館山地区	24-1911	○	○	○	32
	館山海上技術学校	大賀無番地	館山地区	22-1911	○	○	○	128
西岬	西岬地区公民館	見物 65	西岬地区	29-1370	○	○	○	120
	西岬小学校	加賀名 151	西岬地区	29-0300	○	○	○	112
	西岬地区公民館分館	伊戸 2503	西岬地区	29-1643	×	○	○	20
神戸	旧神戸小学校	犬石 1496	神戸地区	28-0220	体	○	○	84
	房南学園	佐野 2070	神戸地区	28-0042	○	○	○	188
	安房特別支援学校	中里 284-1	神戸地区	28-1866	○	○	○	108
豊房 神余	豊房小学校	大戸 266-2	豊房地区	22-0950	○	○		92
	旧畑小学校 (畑青年館)	畑 73	豊房地区		○	○		16
	神余小学校	神余 1363	神余地区	28-0065	○	○		16
館野	館野小学校体育館	山本 1028	館野地区	22-1061	体	○		80
九重	九重小学校	安東 3	九重地区	22-9803	○	○		102

例「ビ」: 津波避難ビル、「体」: 体育館、太字: 市有施設 ※体育館、教室

## 2 指定緊急避難場所一覧

地区	名称	所在地	収容指定区域	電話番号	風水害	地震	津波	面積 (㎡)
船形	西行寺境内	船形 745	堂の下、東、西、仲宿、柳塚	-		○	○	9,500
	長勝寺境内	川名 549	川名岡、川名の一部	27-2109		○	○	1,178
	船形学園	船形 1377	堂の下の一部	27-2921		○	○	1,890
那古	那古観音	那古 1125	浜、芝崎の一部、桜ヶ丘	27-2444		○	○	
	八雲神社境内	正木 1378-1	川崎	-		○	○	
北条	鶴谷八幡宮境内	八幡 68	八幡の一部、湊、湊団地	22-1258		○	○	17,826
	安房高等学校第二グラウンド	北条 1346-1	三軒町、渚	-		○	○	
	中央公園	北条 1740	六軒町1・4・5・6、六軒町3の一部、北条海岸、長須賀の一部	-		○	○	19,950
	来福寺境内	長須賀 46	長須賀の一部	22-4362		○	○	300
	子安神社境内	湊 189	湊団地、湊の一部	-		○	○	
	神明神社境内	新宿 51	南町	-		○	○	
	(株)ダイナム千葉館山店	八幡 246	八幡	30-8601		○	○	
館山	城山公園(津波時：山頂)	館山 362	浜新宿、長須賀の一部、新井、下町、仲町、上町、楠見、上須賀、西の浜の一部、真倉、青柳			○	○	62,000
	総持院境内	沼 1139	岡沼の一部 西の浜の一部	23-0671		○	○	2,939
	國司神社境内	沼 931	柏崎	-			○	
	熊野神社境内	宮城 172	宮城	-		○	○	
西岬	洲崎神社境内	洲崎 1697	洲崎、西川名	29-0713			○	2,203
	浅間神社境内	香 983-2	香	-			○	
	御嶽神社境内	塩見 365	塩見	-		○	○	
	光明院境内	波左間 599	波左間の一部	29-0086			○	
	西方寺境内	坂田 347	坂田	29-0141		○	○	
	吾妻神社境内	西川名 1668	西川名	-			○	
	八坂神社境内	伊戸 1239	伊戸	-			○	
	御嶽神社下	伊戸 2015	根本	-			○	
	波切不動尊境内	坂足 419	坂足	-			○	
	宝安禅寺境内	小沼 21	小沼	-			○	
諏訪神社境内	坂井 196	坂井	-		○	○		



地区	名称	所在地	收容指定区域	電話番号	風水害	地震	津波	面積 (㎡)
神戸	東光寺境内	布沼 1259	布沼	-		○	○	
	安房神社境内	大神宮 508	香取、中郷、西町、川坂、上郷	28-0034		○	○	44,759
	洲宮神社境内	洲宮 921	洲宮	-		○	○	
	犬石神社境内	犬石 142-1	蒲生	-		○	○	
富崎	布良崎神社境内	布良 379	本郷、神田町の一部、向の一部	-		○	○	3,635
	龍樹院境内	布良 280	本郷、神田町	28-0154		○		2,600
	相濱神社境内	相浜 42-1	二斗田	-		○		1,599
	安房自然村	布良 600	向	28-1111		○	○	4,000
館野	道の駅グリーンファーム館山	稲 274	稲	-		○	○	

### 3 指定避難所

地区	名称	所在地	收容指定区域	電話番号	風水害	地震	津波	延床面積 (㎡)	屋内容員 (人)
船形	船形地区公民館	船形 405-2	船形地区	27-4218	○	○	○	85.5	16
那古	那古地区公民館	那古 1125-1	那古地区	27-4217	○	○	○	85.5	16
館山	館山地区公民館	館山 305-1	館山地区	23-2482	○	○	--	132.5	22
西岬	西岬市民体育館	見物 65	西岬地区	29-1370	○	○	○	714.0	112
神戸	神戸地区公民館	犬石 1496-1	神戸地区	28-1994	○	○	○	86.8	16
富崎	富崎地区公民館	大神宮 272-1	富崎地区	28-1993	○	○	--	86.8	16
豊房	豊房地区公民館	大戸 254-1	豊房地区	23-6475	○	○	○	85.5	16
館野	館野地区公民館	国分 27	館野地区	23-6480	○	○	○	85.4	16
九重	九重地区公民館	菌 268-1	九重地区	24-6481	○	○	○	100.4	16

#### 4 津波一時避難ビル一覧

番号	施設名称	所在地	収容人数
1	たてやま温泉夕日海岸昇鶴 (4階屋上、3・4階廊下)	八幡 822	300
2	Kogane Heights (3・4階廊下、屋上)	北条 2307-36	180
3	海の湯宿 花しぶき (3階客室及び踊り場)	塩見 233-4	40
4	鳩山荘 松庵 (3階廊下)	見物 787-2	50
5	休暇村 館山 (3階踊り場)	見物 725	100
6	ホテル洲の崎 風の抄 (3階、4階廊下)	洲崎 198-1	50
7	ホテル 川端 (3階屋上)	西川名 855	150
8	平砂浦ビーチホテル (3, 4, 5, 6階客室、7階及び屋上)	伊戸 1535	200
9	館山リゾートホテル (3階通路、4階通路)	小沼 352	620
10	館山カントリークラブ (クラブハウス)	坂井 772-54	200
11	たてやま温泉 千里の風 (3階)	藤原 1495-1	187
12	館山市立第一中学校 ①管理・特別教室棟 3階廊下、屋上 ②普通教室棟 3・4階廊下、屋上	那古 954	1,500
13	館山市立館山中学校 ①管理教室棟 3、4階廊下、屋上 ②教室棟 3、4階廊下、屋上 ③特別教室棟 3、4階廊下、屋上	長須賀 136	2,100
14	千葉県安房西高等学校 (4階屋上)	北条 2311-3	700
15	昭和女子大学望秀海浜学寮 (3階屋上)	那古 1672	400
16	ニューウエストペニンシュラホテル (2階セミナールーム)	波左間 588	50
17	中央学院大学館山セミナーハウス (3階ラウンジ、3・4階廊下)	館山 96-1	100
18	館山シーサイド Heights (3, 4, 5, 6, 7, 8, 9階)	北条 2307-36	500

#### 5 帰宅困難者一時滞在施設

番号	施設名称	所在地	指定年月日
1	千葉県南総文化ホール	北条 740-1	R3. 4. 15

[資料 7-2] 避難指示等の発令基準

1 水害に対する避難指示等の発令基準

(1) 平久里川【水位周知河川】にかかる浸水に対する避難指示等発令基準

避難情報	発令基準
高齢者等避難	<p>次のいずれか1つに該当する場合に発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平久里川の三芳水位観測所の水位が氾濫危険水位である 4.3mの8割にあたる 3.5mに到達した場合</li> <li>2 平久里川の三芳水位観測所の水位が水防団待機水位 1.9m (又は氾濫注意水位 3.1m) を超えた状態で、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①平久里川上流南房総市荒川地区の予想雨量において、累加雨量が 120 mm以上、又は、時間雨量が 50 mm以上となる場合</li> <li>②平久里川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 (単：16.6)</li> </ol> </li> <li>3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4 大雨・洪水注意報又は大雨洪水警報等の発表やその他諸般の状況から、避難準備を要すると認められる場合</li> </ol>
避難指示	<p>居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の居住者等が避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合に発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平久里川の三芳水位観測所の水位が氾濫危険水位である 4.3mに到達した場合</li> <li>2 平久里川の三芳水位観測所の水位が氾濫注意水位 3.1mを超えた状態で、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①平久里川上流南房総市荒川地区の予想雨量において、累加雨量が 150 mm以上、又は、時間雨量が 80 mm以上となる場合</li> <li>②平久里川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 (単：20.8)</li> </ol> </li> <li>3 異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4 記録的短時間大雨情報（千葉県発表基準は時間雨量 100mm）の発表など、その他人命保護上、避難指示を要すると認められる場合</li> </ol>
緊急安全確保	<p>平久里川の三芳水位観測所の水位が計画高水位相当である 5.2mを超え、居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び居住者等が緊急的に避難する必要がある、次のいずれか1つに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>2 堤防の決壊や越流が発生した場合</li> <li>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象はエリアを限定する）</li> <li>4 その他緊急に避難する必要があると認められる場合</li> </ol>

(2) 汐入川及びその他河川の浸水に対する避難指示等発令基準

- ① 発令基準共通事項及び氾濫注意水位等の基準がある河川か否かで設定し、対象区域は避難指示等の発令対象地域及び防災マップに定める内水危険区域とする。
- ② ア、イのいずれかに該当する場合に、避難指示等を発令するものとする。ただし、設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、実情に応じて取捨選択する。

ア 汐入川及びその他河川に係る共通事項：高齢者等避難の発令基準

- 1 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合など、夜間・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2 消防団や居住者等から避難の必要性に関する通報があった場合
- 3 近隣で浸水が拡大している場合

イ 氾濫注意水位の基準がある河川（汐入川、境川流域）

- 1 汐入川の菱沼橋水位観測所の水位が氾濫注意水位の1.6mを超え、計画高水位の8割の2.1mに到達しそうな場合：避難指示
- 2 汐入川の菱沼橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.1m（又は氾濫注意水位1.6m）を超えた状態で、汐入川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過（単：11.6）した場合又は洪水警報の危険度分布が非常に危険（紫色）となった場合：避難指示
- 3 汐入川の菱沼橋水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、2.7mに到達した場合：緊急安全確保

ウ 氾濫注意水位の基準ない河川（巴川、作名川、どんどん川、かにた川流域等）

- 1 河川の水位が堤防天端高から30cm未満となった場合：避難指示
- 2 巴川、滝川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過（巴川 単：10.1、滝川 単：10.6）した場合又は洪水警報の危険度分布が非常に危険（紫色）となった場合：避難指示
- 3 橋梁を越水・溢水が発生している場合：緊急安全確保

## 2 高潮に係る避難指示等の発令基準

避難情報	発令基準
高齢者等避難	<p>居住者等の避難準備と高齢者や体の不自由な人の避難開始を促すため、高齢者等避難の発令基準は、次のいずれか1つに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合</li> <li>2 台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されているとき、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</li> <li>3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、千葉県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol>
避難指示	<p>居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の居住者等が避難する必要があると認められ、次のいずれか1つに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</li> <li>2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</li> <li>3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</li> <li>4 その他人命保護上、避難指示を要すると認められる場合</li> </ol>
緊急安全確保	<p>居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び居住者等が緊急的に避難する必要があると認められ、次のいずれか1つに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海岸堤防等が倒壊した場合</li> <li>2 水門の異常が確認された場合</li> <li>3 異常な越波・越流が発生した場合</li> <li>4 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合</li> <li>5 その他緊急に避難する必要があると認められるとき</li> </ol>

### 3 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

避難情報	発令基準
高齢者等避難	<p>居住者等の避難準備と高齢者や体の不自由な人の避難開始を促すため、次のいずれか1つに該当する場合に発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合</li> <li>2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>4 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等）が発見された場合</li> </ol>
避難指示	<p>居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の居住者等が避難する必要があると認められ、次のいずれか1つに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となった場合</li> <li>3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>4 土砂災害の前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック等）が発見された場合</li> <li>5 その他人命保護上、避難指示を要すると認められる場合</li> </ol>
緊急安全確保	<p>居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性及び居住者等が緊急的に避難する必要があると認められ、次のいずれか1つに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合</li> <li>2 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</li> <li>3 土砂災害が発生した場合</li> <li>4 山鳴り、流木の発生が確認された場合</li> <li>5 避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合</li> </ol>

#### 4 津波に係る避難指示の発令基準

避難情報	発令基準
避難指示	<p>避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合。</li><li>2 災害により気象庁の津波情報を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ（震度5弱程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合。</li></ol>

5 避難指示等の通報連絡（様式）

避難指示等発令情報

千葉県 館山市

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難指示（災害対策基本法第60条）
- 避難準備情報（地域防災計画等）

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 千葉県  
館山市

（おおよその対象世帯数： 世帯）

5 避難すべき理由

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため  
(河川名 二級・準用 河川 川)
- 大雨により地すべりの危険があるため
- 地震により地すべりの危険があるため
- 地震により家屋崩壊の危険があるため
- 地震により津波警報が発せられたため
- その他 ( )

発信者氏名・所属部署

電話

F A X



## [資料 7-3] 避難所の開設・運営

### 1 避難所の開設要領

- (1) 本部から要請を受けた市職員は、指定された施設に参集する。
- (2) 配属された市職員は、収容スペース内の安全確認を行うとともに、避難者の受け入れの障害となる物を移動、除去する。
- (3) 要配慮者の優先スペースを確保する。
- (4) 避難者の受け入れスペースを確保する。
- (5) 避難所内に受入窓口を開設する。
- (6) 良好な生活環境（トイレ・換気装置・冷暖房設備等）の確保に努める。
- (7) 生活用水の確保（井戸・プール・貯水槽等）に努める。
- (8) 電話、FAX等の情報通信機器の設置に努める。
- (9) 基本的な生活（炊事、就寝、着替え、入浴等）に対応できる環境づくりに努める。

### 2 避難所の運営要領

#### (1) 避難所を運営するための4つの基本方針

- ① 避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざす。
- ② 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖する。
- ③ 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）の自主運営を原則とする。
- ④ 避難所の後方支援は、館山市の災害対策本部が主に行う。

#### (2) 初動期（災害発生当日）

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。

- ① 避難した人を自治会や町内会ごとに確認する。
- ② 人の振り分け（トリアージ）を行う。
- ③ 避難所となる施設の建物や設備の安全確認を行う。
- ④ 避難所として利用可能な場所、立入禁止にする場所を決める。
- ⑤ 避難所運営のために使う場所、受入れ場所の指定を行う。
- ⑥ 避難してきた人々に対し、感染症対策をした上で受付を行う。
- ⑦ 避難してきた人々の受付を行い、「組」分けを行う。
- ⑧ 情報収集・伝達手段の確保を行う。
- ⑨ 市災害対策本部への連絡や備蓄している水や食料、物資の確認・配給等を行う。

#### (3) 展開期（2日目～1週間程度）

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織し、避難所を運営する。

- ① 「組」の代表者（組長）の選出を行う。
- ② 避難所運営委員会の構成員を選出し、運営委員会を設置する。
- ③ 本部班、総務班、情報班、施設管理班、食料物資班、保健衛生班、要配慮者班、支援渉外班の各運営班を設置する。

#### （４）安定期（１週間目～３週間程度）

避難所を利用する人の減少に伴い、避難所の運営体制を再構築するとともに、避難所を撤収するための準備を進める。

- ① 避難所運営業務を継続する。
- ② 避難所の統合・閉鎖の準備を行う。

#### （５）撤収期（ライフライン回復時）

避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行う。

- ① 避難所の統合・閉鎖に向けた協議を行う。
- ① 避難所の統合・閉鎖について準備を行い、避難所利用者への説明会を開催する。
- ② 避難所の閉鎖準備（引継ぎ、片付け）を行う。
- ③ 避難所を閉鎖する。

資料：館山市避難所運営マニュアル（令和２年７月）

**[資料 7-4] 自衛隊の災害派遣要請**

1 自衛隊の災害派遣要請・撤収要請（様式）

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

館山市長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

館山市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり  
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

## 2 自衛隊派遣要請文書のあて先及び緊急の場合の連絡先

### (1) 自衛隊派遣要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉県若葉区若松町 902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実 17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下 総 教 育 航 空 群 司 令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷 1614-1
	第 21 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中 部 航 空 方 面 隊 司 令 官	〒350-1394 狭山市稲荷山 2-3

### (2) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）			連 絡 責 任 者		電 話 番 号 ( ) は時間外	県 防 災 行 政 無 線	
			時間内 (08:00~ 17:00)	時間外			
県内	陸上自衛隊	第 1 空挺団 (習志野)	第 3 科 防衛班長	駐 屯 地 当直司令	習志野 047-466-2141 内 線 218, 236 (302)	632-721 当) 632-725	
		高射学校 (下志津)	企画副室長	駐 屯 地 当直司令	千 葉 043-422-0221 内 線 313, 314 (302)	500-9631 当) 500- 9633	
		第 1 ヘリコプター団 (木更津)	第 3 科 運用班長	駐 屯 地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内 線 215 (301)	633-721 当) 633-724	
		需品学校 (松 戸)	企 画 室 副 室 長	駐 屯 地 当直司令	松 戸 047-387-2171 内 線 203 (302)	636-721 当) 636-723	
	海上自衛隊	教育航空集団 (下 総)	司 令 部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼 南 04-7191-2321 内 線 2420 (2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下 総)	司 令 部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼 南 04-7191-2321 内 線 2213 (2222)	635-721 当) 635-723	
		第 21 航空群 (館 山)	司 令 部 運用 A 幕僚	群 当直士官	館 山 0470-22-3191 内 線 213, 413 (222)	634-721 当) 634-721	
	航空自衛隊	第 4 補給処 木更津支処 (木更津)	総 務 課 企画班長	分屯基地 当 直	木更津 0438-41-1111 内 線 207 (225)	638-721 当) 638-724	
	県外	陸上自衛隊	第 1 師団司令部 (練 馬)	第 3 部 防衛班長	司 令 部 当 直 長	東 京 03-3933-1161 内 線 238, 239 (207)	
			第 1 師団 第 1 飛行隊 (立 川)	運用訓練 幹部	駐 屯 地 当直司令	立 川 042-524-9321 内 線 533 (302)	
海上自衛隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防 衛 部 第 3 幕僚室 防災担当	作 戦 室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内 線 2543 (2222, 2223)	637-721 637-723	

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各 1 機が待機する。

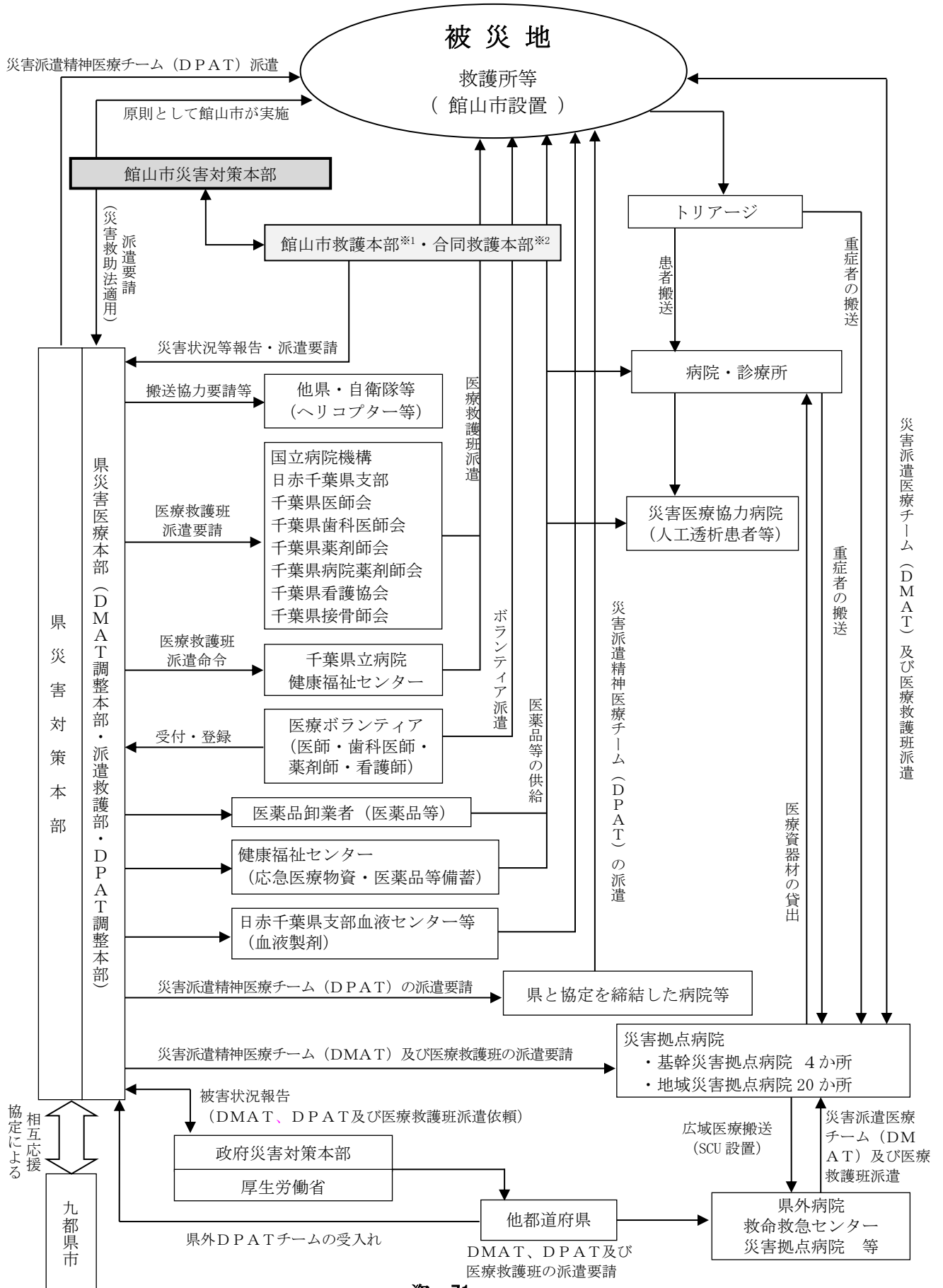
- 1) 陸上自衛隊 第 1 師団第 1 飛行隊 (東京都立川市)
- 2) 海上自衛隊 第 21 航空群 (千葉県館山市)

### 3 ヘリコプター発着場の必要地積

機 種	必 要 地 積	機 種	必 要 地 積
OH-6D	約 30m×30m	UH-1J	約 40m×40m
EC-225	約 50m×50m	UH-60	約 50m×50m
MCH-101	約 50m×50m	CH-47	約 100m×100m
V-22	約 100m×100m		

(注) 四方向に障害物のない広場するとき

[資料 8-1] 医療救護活動の体系図



資-71

\*1 館山市で設置する救護本部  
 \*2 安房健康福祉センター所管区域単位で設置する合同救護本部

[資料 8-2] 医療救護班の編成

1 県が編成する医療救護班

編成区分	編成可能 班数	班の構成人員				要請連絡先
		医師	看護師	薬剤師	事務員	
県立病院	12	1～2	2～3	1	1 運転者含む	病院局経営管理課 043-223-3962

2 日赤千葉県支部が編成する医療救護班

編成区分	編成可能 班数	班の構成人員					要請連絡先
		医師 (班長)	看護師長	看護師	薬剤師	主事	
医療救護班	12	1	1	2	1	2	日本赤十字社 千葉県支部 043 (241) 7531
DMAT	2	1	1	1	—	2	



[資料 8-3] 医療機関一覧

1 医療機関

	名 称	住 所	電話番号
病院	安房地域医療センター	館山市山本 1155	25-5111
	小林病院	館山市船形 909	27-3811
	館山病院	館山市長須賀 196	22-1122
	田村病院	館山市館山 183	22-1370
	北条病院	館山市北条 1089	23-1966
有床診療所	赤門整形外科内科	館山市沼 1619	22-0008
	清川医院	館山市北条 1548	23-7731
	九重鈴木医院	館山市菌 168-1	22-9131
	佐伯医院	館山市北条 2308-7	22-0489
	原クリニック	館山市長須賀 515	24-5711
	平野眼科	館山市船形 443	27-3636
	ファミリー産院	館山市北条 2186-1	24-1135
無床診療所	あいクリニック	館山市上真倉 344-1	29-5535
	青木医院	館山市北条 2290-102	22-3805
	青柳内科クリニック	館山市高井 177-2	22-2500
	天野クリニック	館山市正木 795-1	20-5955
	伊賀整形外科クリニック	館山市北条 2198-3	22-1180
	太田整形外科医院	館山市北条 1866-4	28-5500
	亀田ファミリークリニック館山	館山市正木 4304-9	20-5520
	貴家医院	館山市北条 1778	22-3323
	清川整形外科	館山市国分 909-1	23-7033
	クリニック・デル・マーレ館山	館山市西川名 1277-1	29-1900
	黒川医院	館山市沼 888	22-0520
	佐々木皮膚科	館山市北条 2578	22-1748
	耳鼻咽喉科白幡医院	館山市北条 1708	22-0381
	鈴木医院	館山市犬石 1495	28-2010
	鈴木内科クリニック	館山市館山 809-2	22-8880
	ぞうさん耳鼻咽喉科クリニック	館山市北条 1355-40	20-2020
	たかはし内科小児科クリニック	館山市北条 1898-1	29-7501
	たてやま循環器内科外科	館山市北条 2416-30	20-1102
	たてやま整形外科クリニック	館山市安布里 229	25-1114
	館山メンタルクリニック	館山市北条 2181-3	23-0815
	たてやま友愛クリニック	館山市北条 1355-40	20-1200
	つじ泌尿器科クリニック	館山市正木 795-1	20-5556
	西岬診療所	館山市早物 28	29-0030
	野原皮膚科内科医院	館山市北条 1888	22-0333
	メンタルヘルスケアみなとクリニック	館山市正木 1088-1	29-7511

名 称		住 所	電話番号
	山田医院	館山市那古 756	27-2002
	和田眼科医院	館山市北条 2578-27	22-6311

## 2 歯科診療所（病院内歯科含む）

名 称		住 所	電話番号
	青山歯科医院	館山市北条 1943-1	20-1188
	池田歯科医院	館山市長須賀 337	23-8181
	今井歯科医院	館山市北条 2203	22-2300
	太田歯科医院	館山市北条 1141	22-7171
	大前歯科医院	館山市香 993-1	20-8148
	鏡ヶ浦デンタルオフィス	館山市八幡 545-1	28-4433
	金子歯科医院	館山市北条 1752	23-5085
	亀田ファミリークリニック館山歯科センター	館山市正木 4304-9	20-5518
	観音寺歯科診療所	館山市北条 2198-12	23-5050
	佐々木歯科・口腔顎顔面ケアクリニック	館山市下真倉 626-1	24-8001
	歯科高木クリニック	館山市館山 710	25-7090
	歯科北條診療所	館山市北条 2226	22-0888
	館山病院	館山市長須賀 196	22-1122
	友野歯科医院	館山市山本 2-1	23-8811
	ハマダ歯科医院	館山市北条 210-1	22-8833
	和田歯科医院	館山市北条 2578	22-5333
	林歯科矯正歯科医院	館山市館山 1052	22-0187
	堀口歯科医院	館山市館山 211	23-6145
	三浦歯科医院	館山市那古 1128-1	27-6183
	本橋歯科医院	館山市佐野 97	28-1300
	森歯科医院	館山市水玉 126-1	22-9885
	吉川歯科医院	館山市北条 1765-8	22-1182
	やまわき歯科医院	館山市北条 637-1	22-4430

### 3 薬 局

名 称	住 所	電話番号
アークス薬局	館山市北条 1708	24-0131
アークス薬局西口店	館山市北条 2825	30-9300
アライ薬局	館山市長須賀 713	25-7260
安房薬局	館山市長須賀 214-9	22-0651
イオン薬局館山店	館山市八幡 545-1	23-8132
ウエルシア薬局館山安東店	館山市安東 22-1	20-3380
ウエルシア薬局館山八幡店	館山市八幡 608-1	20-1210
オリーブ薬局	館山市北条字御霊 41-3	24-6345
かしわざき薬局	館山市沼 1630	23-9901
クオール薬局館山店	館山市北条 2416-17	25-5515
くるみ薬局	館山市上真倉 342-2	29-5505
小宮薬店	館山市船形 941	27-2041
サエラ薬局館野店	館山市山本 1192-1	30-8022
サエラ薬局館山店	館山市正木 4304-9	20-5281
里見薬局	館山市船形 493	27-5262
スマレ薬局	館山市北条 2198-11	25-3385
スマレ薬局九重店	館山市藪 170-7	20-3855
すみれ薬局館山店	館山市正木 795-1	27-6282
田辺薬局	館山市北条 2214	22-5575
富沢薬局	館山市北条 1821	22-3149
ひまわり薬局城山店	館山市上真倉 2239-1	25-5622
みなみ薬局	館山市北条 1625-48	23-3730
みなみ薬局つるがや店	館山市北条 1897-54	29-5477
みなみ薬局正木店	館山市正木 1088-4	29-3907
館山中央公園薬局	館山市安布里 216-3	25-5250
館山調剤薬局	館山市北条 1866-7	24-3730
たてやま薬局駅前店	館山市北条 2181-4	30-8581
丸加薬局	館山市船形 974-1	27-2390
竹の屋薬局	館山市長須賀 123	22-0002
ほうじょう薬局	館山市北条 1355-7	22-1220
原田薬局西の浜店	館山市館山 10	22-4197
山口薬局	館山市館山 1231-3	23-7038
ヤックスドラッグ館山薬局	館山市長須賀 451-3	
ヤックスドラッグ城山薬局	館山市館山 833-1	
フルシア薬局北条店	館山市北条 520-3	29-3820
なぎさ薬局	館山市八幡 623-2	

[資料 8-4] 死体收容安置所一覽

地区	所在	名称	電話番号
船形	船形 745	西行寺	27-2635
那古	那古 1125	那古寺	27-2444
北条	北条 1042	金台寺	22-8273
北条	北条 1084	法性寺	22-1759
館山	上真倉 1709	慈恩院	23-7261
館山	沼 1139	総持院	23-0671
西岬	見物 141	東伝寺	29-0120
神戸	犬石 1496-1	神戸地区公民館	28-1994
富崎	布良 280	龍樹院	28-0154
豊房	大戸 254-1	豊房地区公民館	23-6475
館野	国分 27	館野地区公民館	23-6480
九重	藪 268-1	九重地区公民館	24-6481

**[資料 8-5] 米穀調達の要請等**

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第 1 班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

(別紙2)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長) 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)第4章I第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(様式4-24)

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

## 政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

### 内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限                   年    月    日
- 6 代金納付場所   日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限                   年    月    日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、本契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

（現品の引渡し）

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

（契約の内容に適合しない現品の交換）

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

（保管料の負担区分）

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

（危険負担）

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、賃借その他売買目



的に反した処分をすることができない。

#### (契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

#### (違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

#### (延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年 14.60 パーセント、違約金にあっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

#### (責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

#### (期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年

法律第 91 号) 第 1 条第 1 項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第 14 条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第 15 条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第 16 条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第 17 条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 この契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第 19 条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省農産局長 印

乙 住所  
氏名 印

[資料 8-6] 補給水利の現況（館山市及び南房総市）

補給場名	水源種別	所在地	現有施設能力 (m <sup>3</sup> /日)
増間	ダム	南房総市増間 523	5,400
宮本 (配水場)	用水 受入	南房総市宮本 432 (南房総広域水道企業団)	5,400
作名	ダム	館山市作名 570-1	6,500
山本	地下水	館山市山本 543	2,890
出野尾 (配水場)	用水 受入	館山市出野尾 561-1 (南房総広域水道企業団)	8,660

[資料 8-7] 応急給水用資機材の保有状況

種類	容量 (ℓ)	館山市備蓄数量	三芳水道企業団保有量
給水車	2,000	—	給水車 1台
組立水槽	5,000	2	—
給水タンク	1,000	24	1
ポリ容器	20	700	201
給水ポリ袋	20	221	481 (60用)
ポータブルアクアジャック	10	1,000	—

[資料 8-8] 清掃センター及び衛生センターの処理能力

1 清掃センター

	積載量	台数	収集能力 (/台・日)
ごみ収集車 (機械車)	2.0t	2	5.7t
ごみ収集車 (ダンプ)	2.0t	2	2.8t
残灰車 (ダンプ)	4.0t	1	13.5t
スーパー	4.0t	1	-
清掃センターの1日の可燃ごみ処理能力			100t/日

2 衛生センター

	積載量	台数	収集能力 (/台・日)
普通ダンプ	2.0t	2	3.2t
スーパー	4.0t	1	-
衛生センターの1日のし尿処理能力			100kl/日

[資料 8-9] 許可業者 (館山市環境保全協業組合) のし尿収集車両

	積載量	台数	収集能力 (/台・日)
し尿収集車	0.3t	1	1.8t
	1.8t	6	7.2t

## 9 輸送・交通

[資料 9-1] 市所有車一覧（特殊車両）

種 類	台 数	保 有 部 署
普通ダンプ（4t）	1	環境センター
小型ダンプ（2t）	2	観光みなの課
	2	建設課
	4	環境センター
	2	スポーツ課
バックマスター	2	環境センター
ホイールローダー	2	観光みなの課
	2	環境センター
油圧ショベル	1	観光みなの課
	2	環境施設センター
交通指導車	1	市民協働課
消防指揮車	1	危機管理課
防犯パトロール車	2	市民協働課

[資料 9-2] 千葉県緊急輸送道路

分類	番号	路線名	起点	終点	備考
1次路線	16	一般国道 127 号	館山市北条	木更津市桜町	富浦方面市境まで
		一般国道 128 号 一般国道 410 号 一般県道館山港線 臨港 2 号道路 臨港 3 号道路	館山市北条 館山市北条 館山市北条 館山市館山港 館山市富士見 館山市富士見	館山市北条 館山市館山 館山市館山 館山市館山 館山市富士見 館山市富士見	
	17	一般国道 128 号 主要地方道茂原停車場線	館山市北条 茂原市茂原	東金市台方 茂原市茂原	丸山方面市境まで ※市域外
2次路線	3	一般国道 410 号	館山市北条	南房総市三島	白浜方面市境まで ※市域外
		一般県道和田丸山線	南房総市三島	南房総市和田町海発	
	32	主要地方道富津館山線	館山市北条	富津市関尻 鴨川市金束	三芳方面市境まで
	104	市道 1031 号線  市道 1272 号線	館山市北条にある 一般国道 127 号との 交点 館山市北条にある 市道 1031 号線との 交点	館山市北条にある市 道 1272 号線との交点  館山市北条にある市 道 1008 号線との交点	
163	一般県道和田丸山線 市道 2096 号線	館山市那古 212 館山市亀ヶ原 704	館山市亀ヶ原 682 館山市亀ヶ原 752-1		



千葉県地域防災計画の中で、緊急輸送道路は次のように設定されている。

- ・ 1次路線：隣接路線との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港とに通じる主要な市町村道等
  - ・ 2次路線：1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等
- 館山市内の主要施設としては、館山港（宮城地区）、海上自衛隊館山航空基地、臨時離発着場として館山運動公園が考慮されている。

[資料 9-3] 宿営施設及びヘリコプター臨時離発着場所

1 宿営施設

名称	所在地	電話番号	校庭広さ (m)
船形小学校	船形405-2	27-2528	60×60
那古小学校	那古272	27-2644	50×130
北条小学校	北条456	22-2141	70×100
館山小学校	館山317	22-2155	70×75
西岬小学校	加賀名151	29-0300	55×80
旧神戸小学校	犬石1496	28-0059	55×75
豊房小学校	大戸266-2	22-0950	60×70
第一中学校	那古954	27-2021	90×150
館山中学校	長須賀136	22-0531	90×100
房南学園	佐野2070	28-0042	90×110
安房高等学校	八幡385	22-0130	80×150
館山総合高等学校	北条106	22-2242	80×100
館山総合高校 水産校舎	長須賀155	22-0180	80×120
館山海上技術学校	大賀 (無番地)	22-1911	55×100

2 ヘリコプター臨時離発着場所

名称	所在地	位置データ	標高	広さ (m)	備考
館山市立 第一中学校	那古954	N 35° 01' 18" E 139° 51' 29"	3.6m [11.8Ft]	180×150 [27,000㎡]	防災及び緊急医療用 として使用
館山市立 北条小学校	北条456	N 34° 59' 28" E 139° 52' 23"	7.1m [27.0Ft]	80×130 [10,400㎡]	防災及び緊急医療用 として使用
館山市営市民運動場 野球場	正木4304-2	N 35° 00' 42" E 139° 51' 32"	1.7m [ 5.5Ft]	80×80 [ 6,400㎡]	防災及び緊急医療用 として使用
安房地域医療 センターヘリポート	山本2426	N 35° 04' 44" E 139° 53' 34"	15.7m [51.6Ft]	21×21 [ 441㎡]	ドクターヘリの 会合場所として使用
千葉県立 館山運動公園 多目的広場	藤原300	N 34° 57' 40" E 139° 51' 14"	77.5m [254.3Ft]	73×42 [ 3,066㎡]	千葉県広域防災拠点 及び緊急輸送ネットワーク 臨時離発着場
館山市立 西岬小学校	加賀名151	N 34° 58' 48" E 139° 47' 35"	23.1m [75.8Ft]	53×39 [ 2,067㎡]	ドクターヘリの 会合場所として使用
館山市立 旧神戸小学校	犬石1496	N 34° 56' 20" E 139° 50' 47"	19.5m [64.0Ft]	44×37 [ 1,628㎡]	ドクターヘリの 会合場所として使用



**[資料 9-4] 鉄道関係の連絡先**

**1 鉄道災害時の関係機関連絡先**

関東運輸局担当課	NTT電話	NTT F A X
総務部 安全防災・危機管理課	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。  
(NTT電話：045-211-7240)

**2 鉄道事業者連絡先**

鉄道事業者	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 F A X	NTT 電話	NTT F A X
東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社	運輸部司令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

## 10 ボランティア等

### [資料 10-1] 県のボランティア活動担当部局

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、 栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉事業課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財) ちば国際コンベンションビュー ロー事業ボランティア・災害時外国人サ ポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県 支部	防災危機管理部防災対策課

### [資料 10-2] 防災ボランティア研修等一覧

項目	対象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運 営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク・研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダー フォローアップ研修会	リーダー・ 地区リーダー	グループワーク・地区研修会の運営等

[資料 10-3] 千葉県赤十字奉仕団の活動内容

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、指定避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	指定避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、指定避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	指定避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	指定避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

## 11 被災者支援

### [資料 11-1] 農林漁業者への融資

(令和4年度現在)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	<個人> ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)	3.0%以内	原則6年以内（果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内）
			<法人> ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置		
			5.5%資金		
6.5%資金	//	//	//	6.5%以内	原則3年以内 （果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内）

貸付金の種類		貸付対象		貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
千葉県農業・漁業災害対策資金	経営安定資金	農業	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材	災害の都度決定 (標準的な例： 被害認定額の 80%以内で 300 万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の 適用例0%)	災害の都 度決定 (標準的な 例：5年以 内)
		漁業	漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材		災害の都度決定 (令和元年の 適用例0%)	
	施設復旧資金	農業	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 (標準的な例： 被害認定額の 80%以内で 500 万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の 適用例0%)	災害の都 度決定 (標準的な 例：6年以 内 (据置2年 以内))
		漁業	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費		災害の都度決定 (令和元年の 適用例0%)	

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備 資金	農地又は牧野の 保全又は利用上必 要な施設の復旧	当該年度に負担 する額	変動 (毎月見直し)	25年以内 (据置10年以内)
	農林漁業セーフ ティネット資金	災害により必要 とする経営再建費、 収入減補填費等	600万円(特認年 間経営費等の 6/12以内)	変動 (毎月見直し)	10年以内 (据置3年以内)
	林業基盤整備 資金(造林資 金)	災害による造林地 の復旧	80～90%以内	変動 (毎月見直し)	30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
		災害による林道の 復旧	80%以内		
		災害による樹苗養 成施設の復旧	80%以内		
	漁業基盤整備 資金	漁港に係る防波堤 岸壁等施設、漁場、 水産種苗生産施設 の復旧	80%以内	変動 (毎月見直し)	20年 (据置3年以内)
農林漁業施設 資金	主務大臣 指定施設	農業施設、林業施 設、水産施設の復 旧、果樹の改植又は 補植	1施設当たり 300万円(特認 600万円、漁船 1,000万円～11 億円)又は負担 する額の80%の いずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年以内 (据置3年以内) (果樹の改植補償は25年(う ち据置10年))
	共同利用 施設	農業施設、林業施 設、水産施設等共同 利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

**[資料 11-2] 義援金品の受領証 (様式)**

災害義援金品の受領証

1 金 額                      ¥

2 品 名

ただし

上記のとおり受領いたしました。

年    月    日

様

館山市長

ⓐ

※ 備 考

住所	電話
----	----

[資料 11-3] り災証明書及び被災証明書

1 り災証明書 調査依頼書（兼）交付申請書（様式）

り災証明書等 調査依頼書（兼）交付申請書

年 月 日

館山市長 様

次のとおり申請します。

※太枠内を記入してください。

申請者	住所			本人確認 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 番 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 聴 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> その他
	フリガナ氏名	Ⓜ	携帯電話( ) (固定電話がある場合 )	
	り災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
り災者	区分	<input type="checkbox"/> 住家(世帯主) <input type="checkbox"/> 非住家(種類: ) ( <input type="checkbox"/> 住民登録地 <input type="checkbox"/> 住民登録地以外) ( <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> 貸家家主 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> その他)		
	住所	(申請者と同じ場合は記載不要)		
	フリガナ氏名	(申請者と同じ場合は記載不要)	携帯電話( ) (固定電話がある場合 )	
り災建物	所在地	館山市		
	区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名 )		
り災原因	年 月 日			
り災状況	(任意)			
調査方法	<input type="checkbox"/> 写真による調査を希望します。(一部損壊の判定に同意します。) <input type="checkbox"/> 現地調査を希望します。( <input type="checkbox"/> 外観及び内部 <input type="checkbox"/> 外観のみ[内部の被害なし] )			

※証明書の郵送先は原則、り災者の住民登録地となります。  
住民登録地と異なる送付先を希望する場合は、下記に記入ください。

送付先	
異なる理由	

併せて、館山市手数料条例第5条の規定に基づき、証明等手数料の免除を願いたく申請します。

調査日	備考
月 日 終日・午前・午後	

受付	予約	調査	交付



2 被災届出（兼）証明書（様式）

	整理番号		第		号
<p><b>被災届出（兼）証明書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>館山市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p>下記の災害で被災したことを届出ます。 併せて、館山市手数料条例第5条の規定に基づき、証明等手数料を免除願いたく申請いたします。</p>					
被災年月日					
災 害 名					
被災場所	館山市				
被災状況					
証明必要理由					
証明書提出先					
<p>上記災害により被災した届出があった事実を証明する。 この証明は、被害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係を明らかにするものではない。 また、本証明に係る証明等手数料を免除する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">館山市長 印</p>					

※届出に必要な添付書類

- ・被害状況のわかる写真
- ・復旧のための見積書
- ・代理人選任書（代理人申請の場合）

[資料 11-4] 防災重点農業用ため池一覧

No.	ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
1	横山堰	正木3884	7	15,000
2	葛原堰	正木3645-1地先	9	27,200
3	浜田堰	浜田516ほか	3.5	7,000
4	東萩谷堰	大神宮2127	10	14,000
5	大鑑院堰	大神宮316	4	3,900
6	畑ヶ中堰	神余3025	3	900
7	田代堰	山本690-1	4	17,600
8	大正堰	山本1532-1地先	13	104,300
9	二子上堰	二子264	5	1,900
10	二子下堰	二子263	6	4,300
11	川民堰	上真倉1515ほか	6	4,600
12	大坪堰	見物200-1	3	2,700
13	伊戸堰	伊戸3156ほか	20	16,500

## 12 東海地震関係

### [資料 12-1] 東海地震に関する情報と対応する状況

情報	対応する状況	
東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表 (警戒宣言発令とほぼ同時に)</li> <li>東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合（実際に発生した場合を含む）に解除される (警戒解除宣言発令とほぼ同時に)</li> </ul>	
東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表</li> <li>東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合に解除</li> </ul>	
東海地震に関連する調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
	定例	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

[資料 12-2] 防災関係機関の活動体制（東海地震注意情報の発表～警戒宣言発令）

機関名	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間・休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部防災対策課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>
館山警察署	<p>(1) 災害警備対策室の設置</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p> <p>(3) 情報の受理伝達等</p>
千葉海上保安部 館山分室	<p>職員の非常召集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。</p>
陸上自衛隊 第1空挺団	<p>(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。</p> <p>(2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</p>
東日本電信電話(株)千葉 事業部	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
(株)NTTドコモ千葉支店 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の規制措置</p>
東日本旅客鉄道 (株)千葉支社	<p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p> <p>(2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</p>
その他の防災機関	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。</p>

[資料 12-3] 防災関係機関の活動体制（警戒宣言発令）

機 関 名	内 容
館 山 警 察 署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千 葉 海 上 保 安 部 館 山 分 室	(1) 地震災害対策本部の設置 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 (3) 所掌業務 ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸 上 自 衛 隊 第 1 空 挺 団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東 日 本 電 信 電 話 (株)千葉事業部	(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日・夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)NTTドコモ 千 葉 支 店	(1) 情報連絡室の設置 (株)NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日・夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
K D D I (株)	(1) 対策本部の設置 K D D I (株) は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 K D D I (株) は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。
ソフトバンク(株)	(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

機 関 名	内 容
	<p>(2) 動員</p> <p>ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</p>
<p>楽天モバイル(株)</p>	<p>(1) 防災体制の確立</p> <p>楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発令された場合は、対策組織を設置するとともに、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。</p> <p>(2) 動員</p> <p>対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</p>
<p>東日本旅客鉄道 (株)千葉支社</p>	<p>(1) 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
<p>その他の防災機関</p>	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、市及び県が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

**[資料 12-4] 防災関係機関の情報伝達体制**

機 関 名	内 容
館 山 警 察 署	警戒宣言の通報を受理したときは、住民に対し警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。
その他の防災機関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部・出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関・団体・事業所等に周知する。

**[資料 12-5] 東海地震警戒宣言発令時の警鐘及びサイレン**

警 鐘	(5点) ●—●—●—●—●—●—●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●——— ●——— (間隔約15秒)
備 考	ア 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 イ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

**[資料 12-6] 警戒宣言発令時に行う広報の文例**

<p>こちらは、館山市です。</p> <p>ただいまから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせします。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>(※繰返し)</p> <p>〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震の規模は、マグニチュード△△、震源地は、△△△周辺で、〇〇日（時間）以内に発生することとあります。</p> <p>この地震が発生すると、市内では、震度□□程度の地震になると予想されます。</p> <p>市民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオ等からの情報に注意してください。</li> <li>・火の元に十分注意してください。</li> <li>・飲料水・食料・医薬品を準備してください。</li> <li>・自動車・電話等の使用を自粛してください。</li> <li>・災害時の避難場所を確認してください。</li> </ul>
---

[資料 12-7] 防災関係機関の道路交通対策

機 関 名	内 容
県 警 察	<p>ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制</p> <p>イ 緊急通行車両(避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両)の確認事務</p> <p>ウ 県内交通の混乱及び交通事故の発生を防止するために必要な交通規制</p>
関東地方整備局	<p>ア 道路施設に関する対策</p> <p>(a) 被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</p> <p>(b) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。</p> <p>イ 道路交通対策</p> <p>(a) パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。</p> <p>(b) 公安委員会が実施する交通規制(特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等)に対する協力を努める。</p> <p>(c) 強化地域及びその近くの地域では、情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。</p> <p>ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制</p> <p>発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。</p>
県 土 整 備 部	<p>ア 危険箇所の点検</p> <p>災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。</p> <p>イ 工事中の道路の安全対策</p> <p>緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立したうえで、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>



[資料 12-8] 防災関係機関の海上交通対策

機 関 名	内 容
第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署	(1) 海上保安庁を通じて警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内・港湾関係団体に伝達する。 (2) 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。 (3) 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じて、航行警報又は安全通報によって周知する。 (4) 海難事故の発生、その他事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。 (5) 着積中の船舶に対し、離積避難又は係留強化等の勧告等を行う。 (6) 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。
県 農 林 水 産 部	(1) 漁協所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。 ア 操業安全指導及び海域内における操業指導 イ 海上保安部の要請による漁船運行の規則 (2) 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。 ア 非常用発電機の点検と始導待機 イ 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対して無線等による救急周知 ウ 空中線の点検、補強と切断対策の実施 エ 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む） オ 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

[資料 12-9] 医療関係機関の救護救援活動

機 関 名	内 容												
<p>日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部</p>	<p>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</p> <p>(1) 非常無線通信体制と統制局の設置</p> <p>情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。</p> <p>(2) 救護班の待機</p> <p>成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。</p> <p>(3) 血液業務</p> <p>ア 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。</p> <p>イ 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。</p> <p>(4) 生活物資、防災資材、人員などの配備手配</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。</p> <p>日赤における保有等の状況は右表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1046 1010 1390 1294"> <thead> <tr> <th>物資の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毛 布</td> <td>20,000 枚</td> </tr> <tr> <td>敷 布</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>日用品セット</td> <td>5,000 組</td> </tr> <tr> <td>ガーゼケット</td> <td>5,000 枚</td> </tr> <tr> <td>バスタオル</td> <td>5,000 枚</td> </tr> </tbody> </table>	物資の種類	数量	毛 布	20,000 枚	敷 布	5,000 枚	日用品セット	5,000 組	ガーゼケット	5,000 枚	バスタオル	5,000 枚
物資の種類	数量												
毛 布	20,000 枚												
敷 布	5,000 枚												
日用品セット	5,000 組												
ガーゼケット	5,000 枚												
バスタオル	5,000 枚												
<p>(公 社) 千 葉 県 医 師 会</p>	<p>(1) 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>(2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												
<p>(一 社) 千 葉 県 歯 科 医 師 会</p>	<p>(1) 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>(2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												

## 13 協定・覚書等

### [資料 13-1] 災害時における協定・覚書等一覧

名 称	関 係 機 関	目 的
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内の市町村	相互応援
災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	千葉県内市町村及び衛生等組合	相互援助
災害時における相互応援協定	山梨県笛吹市	相互応援
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県丹波篠山市	相互応援
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	鳥取県倉吉市	相互応援
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	埼玉県三郷市	相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	支援及び活動の円滑化
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業者等	応急措置のための応援
関東ブロック下水道事業における災害時支援に関する申し合わせルール	首都圏の各自治体と下水道関連団体	人員・資機材の提供など復旧支援
災害時における医療救護活動に関する協定	(公社) 安房医師会	医療救護活動
災害時における医療救護活動に関する協定	(一社) 安房歯科医師会	医療救護活動
災害時における応急協力に関する覚書	館山市旅館組合	要援護者の受入れ
災害時の物資供給等に関する協定	(有) 上田商店	生活物資の調達及び供給
災害時の物資供給等に関する協定	(有) ときわや	生活物資の調達及び供給
災害時の物資供給等に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	生活物資の調達及び供給
災害時の物資供給等に関する協定	(株) 東光	生活物資の調達及び供給
災害時の石油類燃料の供給等に関する協定	千葉県石油協同組合館山鋸南支部	石油類燃料の調達及び供給
災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定	(一社) 千葉県LPG協会安房支部	LPGガスの調達及び供給
災害時における救援活動協力に関する協定	イオン(株)ジャスコ館山店・ロック開発(株)	被災者の救援及び物資支援
災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合ちばコープ	生活物資の調達及び供給
地域防災ステーション拠点における被災者支援等に関する協定	丸高石油(株)	避難者への物資支援及び避難所等の提供
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	(一社) 千葉県トラック協会房州支部	物資等の輸送
災害時の遺体搬送に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会	霊柩自動車による遺体搬送
館山市防災行政無線等の活用に関する協定書	東京電力(株)	大規模停電発生時における連携

名 称	関 係 機 関	目 的
地震等の災害時応急対策に関する業務提携	館山市建設協力会	公共土木建設の機能確保や復旧
地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定	館山市造園工事業協力会	市の管理する公園の機能確保及び回復
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	家屋被害認定調査等
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害情報の発信
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	避難場所看板の設置
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	千葉県と千葉県石油商業組合 千葉県など首都圏各自治体と コンビニエンスストア・ファミリーレストラン事業者	帰宅困難者（徒歩帰宅者）の支援
災害時における畳の提供等に関する協定	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会	避難所等に対する、畳の優先提供
災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	千葉県理容生活衛生同業組合 館山支部	災害時における、理容生活衛生関係業務の提供
災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	(有) 上月衛生興業	災害時における、仮設トイレの提供
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社) 日本福祉用具供給協会	避難所等での介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の確保
災害時における施設利用の協力に関する協定	独立行政法人 海技教育機構 国立館山海上技術学校	災害時における施設利用
災害時における施設利用の協力に関する協定	千葉県立館山総合高等学校	災害時における施設利用
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	災害時における生活物資の供給協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	災害時、地図製品を無償で貸与・提供
館山市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定	(公社) 千葉県建築士事務所協会安房支部	震災時に被災建築物応急危険度判定業務及び被災建築物応急復旧等相談業務
災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	館山市環境保全協同組合	災害時におけるし尿収集運搬
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株) 木更津支社	災害時における停電復旧の連携等
災害時における相互応援に関する協定書	東京都中野区	相互応援
災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書	館山市社会福祉協議会	災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協力体制
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 安房薬剤師会薬業会	医療救護活動
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	千葉三菱コルト自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)	災害時における電動車両等の支援

名 称	関 係 機 関	目 的
館山市と日本郵便株式会社との包括連携協定書及び災害発生時の協力に関する覚書	館山郵便局長、館山北條郵便局長	包括連携、災害発生時における相互協力
災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	被災者支援を目的とした行政書士業務
災害時における感染症対策等に関する協定書	(一社)千葉県ペストコントロール協会	大規模災害時の感染症防止対策
災害時における資機材等の支援に関する協定書	新光重機(株)	災害時における資機材等の支援
災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書	(一社)災害時緊急支援プラットフォーム (英称: PEAD)	災害ボランティア活動の連携支援
災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話(株)千葉事業部	大規模通信障害等の早期復旧 情報共有及び連絡調整員の派遣
災害時における飲料水等の供給に関する協定	丸高ライフエナジー(株)	災害時における飲料水等の供給
災害時等での施設利用の協力に関する協定書	(株)ダイナム	災害時等における施設利用
災害時における情報発信協力に関する協定書	(有)房州日日新聞社	災害時等における情報発信
災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	(株)伊藤園	災害時における飲料水等の供給
災害時における物資の輸送等に関する協定書	関東福山通運(株)	災害時における物資の輸送等
災害時等での施設利用の協力に関する協定書	(株)アーネストワン	災害時等における施設利用

## [資料 13-2] 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県内市町村）

### 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律）第223号。以下「災対法という。」第2条第1号に規定する災害（以下「災害という。」）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨その内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

**[資料 13-3] 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（千葉県内市町村及び衛生等組合）**

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

（趣旨）

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日施行、以下「基本協定」という。）第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿（災害廃棄物を含む。）の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

（市町村等の責務）

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

（協力の必要な事態）

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- （1）災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- （2）災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- （3）不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- （1）一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

（協力の要請）

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書（様式1号）により行うものとする。

（費用負担）

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。



(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書(様式2号)により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

## [資料 13-4] 災害時における相互応援に関する協定書（山梨県笛吹市）

### 災害時における相互応援に関する協定書

山梨県笛吹市と千葉県館山市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧に必要な物資，資機材及び車両の提供
- (2) 食料，飲料水その他生活必需品等の物資並びにその供給に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応援の実施に必要な職員の派遣
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか，要請のあった事項

#### （応援の要請手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資，資機材及び車両の種類，品名，数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては，世帯数及び人数
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職員の職種，人数及び業務内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

#### （応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

#### （応援のために派遣された職員の指揮）

第4条 応援のために派遣された職員は、要請市の市長の下に活動するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は，応援市が負担する。
- (2) 第1条第1号から第3号までに規定する物資，資機材，車両及び施設の調達に要する経

費は、要請市が負担する。

(3) 前2号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は、原則として要請市が負担する。

2 要請市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援市は、一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中において生じたものを除き、要請市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(資料等の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、二市長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成19年 7月 6日

## [資料 13-5] 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（兵庫県丹波篠山市）

### 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、兵庫県丹波篠山市及び千葉県館山市（以下「協定市」という。）との間に、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内で災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び市長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。

（相互応援）

第3条 協定市は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市は、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにして、情報交換を行わなければならない。

（応援の要請及び応援措置）

第5条 協定市は、応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援及び所要の施設の利用並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (9) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (10) ボランティアの斡旋
- (11) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条に定める要請を待つ暇がないと認めるときは、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合にあつては、直ちに、応援措置を開始する旨を応援を受ける側の協定市（以下「被応援市」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う側の協定市（以下「応援市」という。）は、第5条の応援措置を的確かつ

円滑に行うよう努めなければならない。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費等の負担)

第9条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務及び被応援市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第10条 協定市は、非常の災害に備え、毎年検討し、防災会議の承認を得て修正された地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成 23年 11月 25日

## [資料 13-6] 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（鳥取県倉吉市）

### 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、鳥取県倉吉市及び千葉県館山市（以下「協定市」という。）との間に、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内で災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

#### （災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び市長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。

#### （相互応援）

第3条 協定市は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

#### （連絡担当部局）

第4条 協定市は、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにして、情報交換を行わなければならない。

#### （応援の要請及び応援措置）

第5条 協定市は、応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援措置を要請することができる。

#### （1）物資等の提供及び職員の派遣

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な機材及び物資の提供
- ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助、応急復旧等に必要な職員の派遣

#### （2）医療機関への被災傷病者等の受入れ

#### （3）被災者を一時的に受入れるための施設の提供

#### （4）被災児童・生徒の教育機関への受入れ

#### （5）前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる応援措置

#### （緊急応援）

第6条 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条に定める要請を待つ暇がないと認めるときは、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合にあっては、直ちに、応援措置を開始する旨を応援を受ける側の協定市（以下「被応援市」という。）へ通報するものとする。

#### （応援措置の履行）

第7条 応援を行う側の協定市（以下「応援市」という。）は、第5条の応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

#### （応援のため派遣された職員の指揮）

第8条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費等の負担)

第9条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務及び被応援市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第10条 協定市は、非常の災害に備え、毎年検討し、防災会議の承認を得て修正された地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月2日

## [資料 13-7] 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（埼玉県三郷市）

### 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

千葉県館山市及び埼玉県三郷市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害（同法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並び当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### （応援の手続き等）

第2条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### （応援の実施）

第3条 応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。この場合において、被災市との連絡が不能な場合には、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

#### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市の負担とするものとする。ただし、応援市が費用負担を行うとした場合は、その限りではない。

#### （連絡先等）

第5条 協定市は、第2条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

#### （情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。



(地域間交流)

第7条 協定市は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定市長は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月29日

## [資料 13-8] 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

### 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、館山市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、館山市の地域で災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

#### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 館山市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 館山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

#### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

#### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

#### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

#### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年3月1日

## [資料 13-9] 千葉県水道災害相互応援協定（県内の水道事業者等）

### 千葉県水道災害相互応援協定

平成7年11月2日締結  
平成23年3月31日改定  
平成24年3月30日改定

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内水道事業者及び水道用水供給事業者並びに、芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

（応援）

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（要請方法）

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファックス等を用いて要請するものとする。また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

（応援の内容）

第5条 被災事業者等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業者等、応援事業者等及び県の協議による。

（緊急連絡管の活用）

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業者等の中で協議により定めるものとする。

（応援物資等の調査）

第7条 事業者等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業者等に送付するものとする。

（応援体制）

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。

(3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）を十分考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする

(5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を被応援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

## [資料 13-10] 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関する申し合わせルール

### 第1章総則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「18大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

2 大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

### 第2章平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、(長野県)、(静岡県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
- (4) ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市）
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
- (6) (社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (7) (社) 日本下水道施設業協会
- (8) (社) 日本下水道管路管理業協会

- (9) (社) 日本下水道処理施設管理業協会
- (10) 東京都管工事工業協同組合
- (11) 三多摩管工事協同組合
- (12) (社) 日本下水道協会

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
- 5 ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。
- (1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。
  - (2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。
  - (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。
  - (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
  - (5) 第8条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。
  - (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関する事。
  - (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関する事。
  - (8) その他災害支援に必要な事項。

- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。
- 5 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事県、当年度ブロック連絡会議幹事県、次年度ブロック連絡会議幹事県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

### 第3章下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

(1) 震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した市町村から支援要請を受けた場合

(3) その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。

3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。

4 都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省都市・地域整備局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。

5 下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。

6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市）

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局

部長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）

オ 第3条第2項第6号から第12号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

## 国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、下水道対策本部長は次の各号に掲げる本部員の参加を要請する。

- (1) 被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
- (2) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）
- (3) 下水道対策本部長が必要と認めた者

3 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用により支援活動を行うものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

（下水道対策本部の業務）

第10条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (5) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (6) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (7) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (8) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (9) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (11) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (12) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

（国土交通省の役割）

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）

第12条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。



2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を經由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第13条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアルー2006版ー」及び「下水道の地震対策マニュアル別冊・緊急対応マニュアルー2006年版ー」を参考にする。

(前線基地)

第14条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

5 前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。

6 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

## 第4章その他

(被災した自治体の役割)

第15条 被災した自治体は、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

第16条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

(ブロックルールの改定等)

第17条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

(その他)

第18条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を(社)日本下水道協会に報告するものとする。

2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を(社)日本下水道協会に連絡するものとする。(社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が(社)日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則

1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。

2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。

## [資料 13-11] 災害時の医療救護活動に関する協定書（(公社)安房医師会）

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

館山市において、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に医療活動を実施するため、館山市（以下「甲」という。）と社団法人安房医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

#### （総則）

第1条 この協定は、館山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協定に関し必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療活動について、本協定に準じて乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の定めによる甲の医療救護体制の設備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

#### （医療救護班の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の編成派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより甲から要請を受けた場合直ちに医師・看護婦等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、乙は医療救護班を派遣した後甲に報告し、その承認を得るものとする。

#### （医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置および医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他

#### （連絡調整）

第4条 医療救護班の救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

#### （医療器具等）

第5条 医療救護班の活動に要する医薬材料品等については、原則として甲において、準備、提供するものとする。

#### （救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

#### （収容医療機関の選定）

第7条 乙は甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとする時は、これに協力するものとする。

#### （医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

但し、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断した時は、甲において負担する。

(合同訓練)

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療活動の前1号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から2年間とする。

但し、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意思表示もない時は、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成13年12月25日

## [資料 13-12] 災害時の医療救護活動に関する協定書（(一社) 安房歯科医師会）

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

館山市において、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に医療活動を実施するため、館山市（以下「甲」という。）と社団法人安房歯科医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、館山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協定に関し必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療活動について、本協定に準じて乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の定めによる甲の医療救護体制の設備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の編成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合、直ちに歯科医師・歯科衛生士等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、乙は医療救護班を派遣した後甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急措置および医療

（2）医療機関への収容

（3）その他

（連絡調整）

第4条 医療救護班の救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療器具等）

第5条 医療救護班の活動に要する医薬材料品等については、原則として甲において準備、提供するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとする時は、これに協力するものとする。

（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

但し、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断したときは、甲において負担する。

(合同訓練)

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療活動の前1号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。

但し、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意思表示もない時は、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月3日

**[資料 13-13] 災害時における応急協力に関する覚書（館山市旅館組合）**

災害時における応急協力に関する覚書

館山市を「甲」とし、館山市旅館組合を「乙」として甲乙間において次のとおり覚書をとりかわします。

乙は、災害時における高齢者・障害者・乳幼児等その家族並びに観光客等の災害時要援護者対策に対し、地域における事業所の一員として、その業務の範囲内において可能な限り甲に協力します。

ただし、この協力は、乙の施設の安全とインフラが確保されることを条件とします。

また、甲からの要請により乙が協力したときの乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとします。

この覚書の証として、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、その 1 通を保有します。

平成 18 年 1 月 12 日

## [資料 13-14] 災害時の物資供給等に関する協定書（(有) 上田商店）

### 災害時の物資供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と（有）上田商店（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

#### （市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

#### （要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

#### （物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

- (1) 飲料品
- (2) 食料品
- (3) 日常生活品
- (4) その他甲が指定する物資

#### （物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

#### （物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

#### （物資の費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （代金の支払い）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

#### （連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合



は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月6日

## [資料 13-15] 災害時の物資供給等に関する協定書（(有)ときわや）

### 災害時の物資供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と（有）ときわや（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

#### （市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

#### （要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

#### （物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

- (1) 飲料品
- (2) 食料品
- (3) 日常生活品
- (4) その他甲が指定する物資

#### （物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

#### （物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

#### （物資の費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （代金の支払い）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

#### （連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合

は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月6日

## [資料 13-16] 災害時の物資供給等に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

### 災害時の物資供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

（1）飲料品                      （2）日用生活品                      （3）その他甲が指定する物資

（物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月23日

## [資料 13-17] 災害時の物資供給等に関する協定書（(株) 東光)

### 災害時の物資供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と（株）東光（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

#### （市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

#### （要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

#### （物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとする。

（1）大鍋及びそれに付帯する設備                      （2）水産物一般

#### （物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

#### （物資の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

#### （費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価は無料とし前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

#### （費用の請求及び支払い）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

#### （連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

#### （履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除

することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年10月18日

## [資料 13-18] 災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書（千葉県石油協同組合館山鋸南支部）

### 災害時の石油類燃料の供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と千葉県石油協同組合館山鋸南支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための石油類燃料（以下「燃料」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害発生時における燃料の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する燃料の供給を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する燃料及びその数量等について原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、要請事項に対して速やかに適切な措置を取るとともに、その措置状況について甲の連絡先担当者に連絡するものとする。

（燃料の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する燃料の範囲は次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 混合油
- (5) その他甲が指定する燃料

（燃料の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができるものとする。

（燃料の納入）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ燃料を納入するものとする。

2 乙が燃料の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

3 甲は燃料の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る燃料を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（燃料の費用）

第6条 乙が供給した燃料の対価及び前条の規定により甲の要請に基づき乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 燃料の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、燃料の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 燃料の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合



は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 6月26日

**[資料 13-19] 災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書（(一社)千葉県LPガス協会安房支部)**

災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と千葉県エルピーガス協会安房支部（以下「乙」という。）は、館山市域内で地震・風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策又は災害復旧に必要なエルピーガスの調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時にエルピーガスを調達する必要があるときは、乙に対し、エルピーガスの供給を要請するものとする。

2 乙は、災害時に甲からエルピーガスの供給を要請されたときは、優先的に供給するものとし、エルピーガスの供給に当たっては、次のとおりとする。

(1) 甲がエルピーガスの使用に際して必要なコンロ及びガスストーブ等の消費用機材、管、ホース、止め金具、継ぎ手等の供給用機材並びにボンベ固定機材等の設営用機材（以下「必要機材等」という。）の供給、運搬又は設置を要請したときは、乙は積極的に協力するものとし、乙の指定する者が実施するものとする。

(2) エルピーガス及び必要機材等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量等を確認のうえ、引き取るものとする。

(3) 乙がエルピーガスの運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するものとする。

（経費の負担）

第2条 前条の規定により要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲が乙と協議のうえ、決定するものとする。

（代金の支払い）

第3条 甲は、エルピーガスの納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第4条 エルピーガスの要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（履行義務の免除）

第5条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない時は、さらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 2月16日

**[資料 13-20] 災害時における救援活動協力に関する協定書（イオン（株）ジャスコ館山店・ロック開発（株）**

災害時における救援活動協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ館山店（以下「乙」という。）、ロック開発株式会社ロックシティ館山（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は、館山市域で地震、風水害等による災害が発生した場合に、甲、乙、丙が協力して被災者の救援その他支援活動（以下「救援活動」という。）を行うことにより、安定した市民生活の維持に寄与することを目的とする。

（救援活動の内容）

第2条 甲は、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について救援活動を要請することができるものとし、乙、丙はこの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙、丙は、その店舗及び関係機関において保有する生活必需物資等（以下「物資」という。）を供給すること。
- (2) 乙、丙は、その店舗において、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙、丙は、その店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 前項に定めるもののほか、甲は必要に応じて、乙、丙に対して協力を要請することができるものとする。

（物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙、丙に対し、供給できる物資及びその数量について照会できるものとする。

（支援要請の手続き）

第4条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 乙、丙は、前項の要請を受けた場合、協力できるときはその旨及び内容を、協力できないときはその旨を甲に報告しなければならない。

（物資の納入）

第5条 第2条第1項第1号及び同条第2項にもとづき甲が要請する物資については、乙、丙は甲と調整の上、甲が指定する場所へ納入するものとする。

2 甲は物資の納入引渡し場所へ職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係わる物資を確認の上、乙、丙から引渡しを受けるものとする。

3 乙、丙が物資の運搬を行う場合に、乙、丙が使用する車両を緊急運行車両とするよう甲は配慮するものとする。

（経費の負担）

第6条 前項の納入物資の対価及び甲の要請に基づいて乙、丙が行った運搬等の費用は、甲が

負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙、丙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙、丙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙、丙は、救援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者・担当者を定め、相互に報告するものとする。その内容に変更が生じた場合は速やかに相手先に連絡するものとする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙、丙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第10条 乙、丙が被災した場合、甲、乙、丙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部、又は、全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙3者が誠意をもって協議し決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成19年4月21日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲、乙、丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 4月21日

## [資料 13-21] 災害時における支援協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ）

### 災害時における支援協力に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震・風水害・その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、館山市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が館山市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務（以下「輸送業務」という。）に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、乙が所有又は調達可能な範囲とし、主なものは次のとおりとする。

（1）飲料品 （2）食料品 （3）日用生活品 （4）その他甲が指定する物資

2 乙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請手続き等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては業務所管部局の担当課長とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局長とし、その連絡が取れない場合は、乙の安房地域センターとする。

3 乙は連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初、甲に提出するものとし、異動等があったときは、その都度、通知するものとする。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（ボランティア活動への支援）

第7条 乙は、災害時に乙の連合会等が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（情報の提供）

第8条 甲は、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する

とともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

(輸 送)

第9条 輸送業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び連合会が使用する車両を用いて乙及び連合会等が行うものとする。

2 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において乙及び連合会等が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、輸送業務終了後速やかに輸送業務内容を「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第4条及び第9条の規定により、乙は供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に乙の組合員に供給した物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第14条 第4条及び第9条の規定に基づく輸送業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第15条 甲は、乙及び連合会等の従事した者が、その輸送業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、千葉県条例「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年12月10日条例39号)の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成20年3月31日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協 議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月12日



## [資料 13-22] 地域防災ステーション拠点における被災者支援等に関する協定書(丸高石油(株))

### 地域防災ステーション拠点における被災者支援等に関する協定書

館山市(以下「甲」という。)と丸高石油株式会社(以下「乙」という。)は、災害対応型給油所の機能を活かした地域での被災者支援について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、館山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者への支援のため、災害対応型給油所の認定を受けた乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の内容)

第2条 甲から乙に対して協力を求める内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指示する車両へ燃料油を優先的に給油すること。
- (2) 住民への支援物資等の集積地として、用地及び設備を提供すること。
- (3) 避難者及び帰宅困難者への次に掲げる支援に関すること。
  - ア 救助・救出活動等へ利用可能な資機材等の提供
  - イ 非常用飲料水の提供
  - ウ 災害用ガス供給設備やガスコンロ類の提供
  - エ AED(自動体外式除細動器)等を使用した応急手当の実施
  - オ ラジオや地図等を活用した災害情報等の提供
  - カ 休憩場所等の提供
- (4) その他乙において提供可能なこと。

#### (協力の要請)

第3条 甲が協力を要請する場合は、口頭又は電話等により行なうこととする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行なうことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

- 2 乙は、甲からの協力要請にできる限り協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、協力の内容を円滑に機能できるように被害状況情報を提供するものとする。
- 4 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう、担当窓口を設置するものとする。

#### (費用の負担)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号による支援に要した費用は甲の負担とする。なお、燃料油の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 第2条第1項第3号による支援に要した費用は、乙が負担するものとする。

#### (代金の支払い)

第5条 甲は、乙からの請求書を受領した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

#### (協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1箇年とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出ない時は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年4月30日

**[資料 13-23] 災害時における物資の自動車輸送に関する協定書（（一社）千葉県トラック協会房州支部）**

災害時における物資の自動車輸送に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と社団法人 千葉県トラック協会 房州支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、館山市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

2 前項の規定による輸送に従事する者は、甲の指揮の下に輸送業務を行うものとする。

（災害時の情報提供）

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めるときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

（報 告）

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

（1）物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項

（2）物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

（訓 練）

第8条 甲は乙と協議のうえ災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙はその業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

（応援体制等の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連

絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補 則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月5日

## [資料 13-24] 災害時の遺体搬送に関する協定書（（一社）全国霊柩自動車協会）

### 災害時の遺体搬送に関する協定書

千葉県館山市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時の遺体搬送に関し、つぎのとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （搬送要請）

第2条 甲は、災害時に遺体搬送を必要とするときは、乙に対して搬送を要請することができる。

#### （搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

#### （要請の方法）

第4条 前条の規定による甲の要請は、館山市災害対策本部長が次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（別添様式1）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができる。

- （1）担当者の連絡先
- （2）要請の理由
- （3）必要とする霊柩車両数
- （4）搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- （5）その他の必要事項

#### （搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

#### （搬送実績報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した搬送実績報告書（別紙様式2）を甲に報告するものとする。

- （1）搬送従事者名及び従事車両
- （2）搬送を行った期間
- （3）その他必要な事項

#### （費用の負担及び算定方法）

第7条 遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

- 2 遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

#### （費用の請求）

第8条 乙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請によりご遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求があったときは、乙に対して速やかに支払うものとする。

(広域的な応援体制)

第10条 乙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第11条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては、館山市市長公室社会安全課長とし、乙にあつては、千葉県霊柩自動車協会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に災害対策本部長に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 災害対策本部長は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて災害対策本部長に職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第16条 甲は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

(定期協議)

第17条 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(協定の施行日)

第18条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(協定の有効期間)

第19条 この協定は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、その後の1年間は効力を有するものとする。以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月14日

## [資料 13-25] 館山市防災行政無線等の活用に関する協定書（東京電力（株））

### 館山市防災行政無線等の活用に関する協定書

館山市（以下甲という。）と東京電力株式会社（以下乙という。）は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合について、館山市防災行政無線、または、館山市安全安心メール（以下「防災無線等」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼等）

第1条 乙は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をするものとする。大規模停電とは、停電軒数は、特に定めないものとするが、広域的で乙独自の広報が困難となった場合とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線等を活用し、別記広報文例により、市民等に対して広報するものとする。

（広報依頼内容等）

第2条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。なお、別図連絡体制の甲乙いずれかの電話番号が変更となった場合は甲乙互いに速やかに連絡するものとする。

- （1） 依頼者の所属及び氏名
- （2） 停電の原因（判明している場合）
- （3） 影響する範囲
- （4） 復旧の見通し
- （5） その他必要な事項

2 乙は前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨直ちに連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前に、当事者の一方から書面による、別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年10月30日

## [資料 13-26] 地震等の災害応急対策に関する業務協定（館山市建設協力会）

### 地震等の災害応急対策に関する業務協定

館山市（以下「甲」という。）と館山市建設協力会（以下「乙」という。）とは、地震等自然現象に因る災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、漁港、その他の公共土木施設等（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との業務事項を定め災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、乙以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。

#### （災害応急業務の内容及び執行姿勢）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、公共土木施設の損壊箇所等の被害状況の把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

なお、乙は災害応急業務の執行に際しては、企業の社会的責任と奉仕の精神をもって行うものとする。

#### （協力体制）

第4条 乙は、災害応急業務を実施する場合の、会員ごとの受け持ち区域、区間を、甲乙協議の上あらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域又は区間の変更ができるものとする。

#### （出動要請）

第5条 甲は、乙に対し第3条の業務を施行するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 甲と乙との連絡がつかないときは対応を速やかにとるため、乙は、自主的判断により甲の要請があったものとみなし、災害応急業務を施行できるものとする。

#### （応急復旧工事）

第6条 乙は、前条により、応急復旧工事を実施する場合は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い施行するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の責任において施工できるものとする。

#### （資材等の提供）

第7条 乙は、あらかじめ乙が保有する、災害時に稼動可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、若しくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。



3 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由が無い限り甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、災害応急業務を完了したときは、その状況を災害応急業務完了報告書（別記様式1、以下、報告書という。）により甲に報告する。なお、緊急を要するときは電話をもって報告し、報告書の提出は業務完了の日から起算して14日以内にするものとする。ただし14日目が休日の場合は翌日までとし、その翌日も休日の場合はそのまた翌日とし、以後同様とする。

(費用の積算)

第9条 災害応急業務に要した費用の算出方法については、千葉県積算基準等を準用し、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の清算)

第10条 甲は、災害応急業務に要した費用については災害応急業務費用請求書（別記様式2、以下、請求書という。）により、実際に業務に従事した、乙の会員の請求に基づき、当該会員と協議の上、館山市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結し、支払うものとする。なお、乙の会員は請求書の提出を報告書の提出の日から起算して14日以内に行うものとする。ただし14日目が休日の場合は翌日までとし、その翌日も休日の場合はそのまた翌日とし、以後同様とする。

(損害補償)

第11条 第2条の規定により、災害応急業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり又は廃疾となった場合の、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、その本人を雇用している事業主が加入している「労働者災害補償保険（労働者災害補償保険法 昭和22年法律第50号）」を適用するものとする。

(協定の期間更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙が、それぞれ相手方に文書によりこの協定を変更もしくは終了させる意思を表示しない時は、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されたものとし、以後同様とする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

附 則

この協定は平成19年 4月23日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 4月23日

**〔資料 13-27〕 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書（館山市造園工事業協力会）**

地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と館山市造園工事業協力会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の管理する公園の機能の確保及び回復のための措置について、甲と乙との基本事項を定め迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、パトロール、応急修理、障害物の除去等、その他の応急措置（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域における事業所の一員として、その業務の範囲内において可能な限り甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の協力会員以外の造園業者に対し、前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、応急活動への協力要請をすることができるものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、応急活動を速やかに行うため、応急活動を行なう者（以下「施工業者」という。）を館山市建設工事等入札参加適格者名簿に登載されている協力会員の中から、定めておくものとする。ただし、乙は災害時の状況、又はやむをえない状況等に応じて臨機応変に対応協力する。

（要請手続き）

第4条 甲が、乙に対して行う要請の手続きは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行なうものとする。

（1）連絡可能なときの要請

甲は、電話等により乙に協力を要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能なときの要請

乙又は施工業者は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（応急活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第1号様式）により甲に報告するものとする。ただし、被害を避けるために緊急を要する場合は、電話等により報告し、応急活動完了後に報告書を提出するものとする。

(完了報告)

第7条 乙は、施工業者が応急活動を完了したときは、速やかに災害応急活動完了報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用の積算)

第8条 応急活動に要した費用の算出方法については、千葉県積算基準等を準用し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の精算)

第9条 甲は、応急活動に要した費用については、施工業者の請求に基づき施工業者と協議の上、館山市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約を締結し、支払うものとする。

(損害補償)

第10条 第2条の規定により、応急活動に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は疾病となった場合の、本人又はその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、その本人を雇用している事業主が加入している「労働者災害補償保険（労働者災害保険法昭和22年法律第50号）」を適用するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、それ以後も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年12月16日

## [資料 13-28] 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

### 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （認定調査等への協力）

第1条 甲は、館山市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

#### （認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

#### （費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

#### （研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

#### （秘密の保持）

第5条 乙及び甲の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

#### （従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

#### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（館山市の条例，規則等を含む。）の定めによるもののほか，甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため，この協定書を2通作成し，甲，乙双方記名押印の上，各自1通を保有する。

平成24年7月2日

## [資料 13-29] 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））

### 災害に係る情報発信等に関する協定

館山市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、館山市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、館山市が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ館山市の行政機能の低下を軽減させるため、館山市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、館山市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、館山市の運営するホームページの災害時のアクセス負担の軽減を目的として館山市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 館山市が、館山市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 館山市が、館山市内の避難勧告、避難指示の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 館山市が、災害発生時の館山市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティアの受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 館山市が、館山市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて館山市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするため web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 館山市が、館山市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 館山市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、館山市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく館山市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、館山市から提供を受ける情報について、館山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、館山市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、館山市およびヤフーは誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、館山市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年5月14日

## [資料 13-30] 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））

### 広告付避難場所等電柱看板に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、館山市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、館山市内における看板の掲出により、市民及び観光客等に対する災害発生時の地域の避難場所等を掲出し周知することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）看板 乙の実施している広告事業のうち、乙が事業を営む電柱へ設置する看板に広告主の広告と併せて避難場所等を記載するものをいう。
- （2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3）避難場所等 避難場所の案内表示のほか、甲乙協議のうえ、観光案内、マナー、交通安全、防犯推進について掲出するものをいう。

#### （甲の義務）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

#### （乙の事務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出した看板に関する維持管理及び苦情処理等に対するの対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求める報告を行うこと。
- （4）新規看板の掲出があるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更や解約があった場合には、必要な修正を行うこと。

#### （避難場所掲出看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所を表示することを原則とする。

#### （広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、看板に掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2）公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （3）政治性のあるもの。
- （4）宗教性のあるもの。
- （5）社会問題についての主義主張のあるもの。
- （6）個人の名刺広告のあるもの。
- （7）美観風致を害するおそれのあるもの。
- （8）公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの。



(9) その他、掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をし、その通知を了承しない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年7月10日

## [資料 13-31] 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（千葉県と千葉県石油商業組合）

### 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と千葉県石油商業組合（以下「乙」という。）は災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉県域で地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

#### （支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水、トイレを提供すること。
- （2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

#### （支援の実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲からの支援要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

#### （経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

#### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

#### （適用）

第7条 この協定は、平成16年11月2日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年11月2日

## 【資料 13-32】 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（首都圏各自治体と各事業者）

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（※首都圏各自治体と各事業者）

### 【コンビニエンスストア等との協定】

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と「各事業者名」（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

※適用日は、別記①～⑨ 平成17年8月31日、協定書作成9通

⑩～⑬ 平成17年9月22日、協定書作成5通

※調印日は、上記適用日と同じ

平成 年 月 日

甲 埼玉県  
埼玉県知事  
千葉県  
千葉県知事  
東京都  
東京都知事  
神奈川県  
神奈川県知事  
横浜市  
横浜市長  
川崎市  
川崎市長  
千葉市  
千葉市長  
さいたま市  
さいたま市長

乙①株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン  
代表取締役社長  
②株式会社サークルKサンクス  
代表取締役  
③株式会社スリーエフ  
代表取締役社長  
④株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長  
⑤株式会社デイリーヤマザキ  
代表取締役会長兼社長  
⑥株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長  
⑦ミニストップ株式会社  
代表取締役社長

⑧株式会社吉野家ディー・アンド・シー  
代表取締役社長

⑨株式会社ローソン  
代表取締役社長

⑩国分グロースーズチェーン株式会社  
代表取締役社長

⑪株式会社ココストア  
代表取締役

⑫株式会社ポプラ  
代表取締役社長

⑬山田食品産業株式会社  
代表取締役社長

※①～⑨ 平成17年8月31日から適用

※⑩～⑬ 平成17年9月22日から適用

## 【ファミリーレストランとの協定】

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市（以下「甲」という。）と「各事業者名」（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第8条 この協定は、平成19年2月8日から適用する。

- 2 この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有

する。

平成19年2月8日

甲 埼玉県  
埼玉県知事  
千葉県  
千葉県知事  
東京都  
東京都知事  
神奈川県  
神奈川県知事  
横浜市  
横浜市長  
川崎市  
川崎市長  
千葉市  
千葉市長  
さいたま市  
さいたま市長

乙①株式会社デニーズジャパン  
代表取締役社長  
②ロイヤル株式会社  
代表取締役社長  
③ロイヤルカジュアルダイニング株式会社  
代表取締役社長  
④株式会社ドゥ・レストランツ・ファン  
代表取締役社長

**[資料 13-33] 災害時における畳の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）**

災害時における畳の提供等に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、館山市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害発生時に、被災者の救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は乙に対して必要数・日時・場所等を様式1により依頼するものとする。ただし、緊急の場合、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容及び報告）

第3条 甲が乙に対して、畳の提供を依頼した場合、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）畳の調達

（2）避難所等までの畳の輸送

（3）利用後の畳の処理

3 乙は前項の作業を完了した時は、速やかに様式2によりその状況を報告するものとする。ただし、文書で報告する余裕が無いときは、口頭で報告し、その後文書を提出するものとする。

（費用）

第4条 畳の提供等に関する費用は無償とする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（訓練への参加）

第6条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月24日



**[資料 13-34] 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書（千葉県理容生活衛生同業組合館山支部）**

災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書

千葉県館山市（以下「甲」という。）と千葉県理容生活衛生同業組合館山支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する理容生活衛生関係業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたとき、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書（第1号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務の提供）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）避難所等での理容ボランティアの実施

（2）救援物資の提供

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合内の調整をおこなったうえで、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

2 前項で決定された組合員は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において前条に定める業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況（第2号様式）を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。但し、乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第6条 乙は、業務の終了後、前条第2項の消耗品価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。但し、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によ

る終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度  
甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月13日

## [資料 13-35] 災害時における衛生機材等の提供に関する協定（(有) 上月衛生興業）

### 災害時における衛生機材等の提供に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と有限会社上月衛生興業（以下「乙」という。）は、災害時における衛生機材等（以下「機材」という）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という）において、甲の要請に応じ、乙が保有する別表に掲げる機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （要請の方法）

第2条 甲は災害時において必要とする機材を要請する時は、乙に対し、品目及び仕様等を記述した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を送付するものとする。

#### （提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

#### （引き渡し等）

第4条 機材は、災害時の迅速な対応を図るため、甲乙の協議により、あらかじめ甲の指定する土地に配置しておくものとする。

2 機材の引渡場所は、甲の指定する避難所等とし、前項の場所及び乙の機材置き場から引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

3 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

4 甲が機材の使用を終了した時は、乙は速やかに撤去するものとする。

#### （費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前のレンタル価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

#### （連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び、機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲、又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月8日

**[資料 13-36] 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）**

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）館山市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）館山市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。なお、予算措置を伴う場合はこの限りではない。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定書締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定書の有効期限は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年10月 1日

**[資料 13-37] 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）**

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

（趣旨）

第1条 館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、館山市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が館山市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の



車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

2 甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成28年10月11日

**[資料 13-38] 災害時における施設利用の協力に関する協定（独立行政法人 海技教育機構 国立館山海上技術学校）**

災害時等における施設利用の協力に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と独立行政法人 海技教育機構 国立館山海上技術学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、館山市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく災害応急対策を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 館山市大賀無番地

施設名 国立館山海上技術学校 グラウンド、体育館

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として使用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、館山市長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第5条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、乙は甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において、速やかに避難所としての機能を果たせるよう施設の解錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第7条 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

2 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防

災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月21日

## [資料 13-39] 災害時等における施設利用の協力に関する協定（千葉県立館山総合高等学校）

### 災害時等における施設利用の協力に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と千葉県立館山総合高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、館山市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく災害応急対策を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 館山市北条106番地

施設名 千葉県立館山総合高等学校 グラウンド、体育館

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として使用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第4条 前条で規定する甲の要請は、館山市長の名により当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第5条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、乙は甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第6条 乙は、災害時等において、速やかに避難所としての機能を果たせるよう施設の解錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第7条 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

2 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

4 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月26日

## [資料 13-40] 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（(株)カインズ）

### 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

#### （調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

#### （要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

#### （協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

#### （生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

#### （費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

#### （費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

#### （情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡

責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 5月 15日

## [資料 13-41] 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株)ゼンリン）

### 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

#### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

#### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、館山市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、館山市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

#### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

#### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。



2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年11月27日

**[資料 13-42] 館山市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定（(公社)千葉県建築士事務所協会安房支部)**

館山市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部（以下「乙」という。）は、震災時に被災建築物応急危険度判定業務（以下「判定業務」という。）及び被災建築物応急復旧等相談業務（以下「相談業務」という。）を実施する際の協力に関する協定を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、本市において震度5弱以上の地震が発生し、被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）が必要となった場合、甲は乙の協力を得て、迅速かつ的確に判定業務及び相談業務が行えるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（協力要請の方法）

第2条 甲は、乙に判定業務及び相談業務の要請を行うに当たっては参集日時、判定等従事期間及び参集場所その他必要事項を明らかにし、書面、電話等により、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から参集要請を受けたときは、速やかに、乙に所属する会員で、応急危険度判定士の資格を有する者（以下「判定士」という。）の参加者を募り、判定業務及び相談業務に協力するものとする。

（業務）

第4条 判定業務を行う会員は、甲の指示に従い対象建物の判定を実施するものとする。

2 相談業務を行う会員は、甲の指示のもと被災建築物の所有者等から相談があった場合に相談業務を実施するものとする。

（補償）

第5条 判定業務を行った判定士の補償は、乙から提出された会員の名簿をもって、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

（名簿等の提出）

第6条 乙は毎年5月末日までに判定業務及び相談業務に関する会員名簿及びその他必要と認められる書類を甲に提出するものとする。

（疑義の決定等）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙いずれからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その

1通を保有する。

平成30年1月22日

## [資料 13-43] 災害時におけるし尿収集運搬に関する協定（館山市環境保全協同組合）

### 災害時におけるし尿収集運搬に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と館山市環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、「館山市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務（以下「し尿収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する車両を使用して、仮設トイレ等のし尿収集を遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、館山市地域防災計画に基づくし尿収集の実施について協力を要請することができる。

#### （要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対してし尿収集を要請する場合は、書面により行う。ただし、緊急等やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、事後において速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、所有する車両及び資機材を活用し、し尿収集を実施するものとする。

#### （収集場所及び搬入先）

第4条 甲は、乙に対してし尿の収集場所及び搬入先を指示し、並びに被災状況等の情報提供を行うことにより、し尿収集に際して業務に支障がないよう配慮するものとする。

#### （活動報告）

第5条 乙は、第3条の規定により業務を行った場合は、事後速やかに書面により甲に報告する。

#### （費用の負担）

第6条 この協定により乙が行った活動に係る費用については、甲が負担する。 2 前項に規定する費用は、前条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上、決定する。

#### （請求及び支払）

第7条 乙は、前条に規定する費用を、書面により甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認の上、速やかに乙に対し当該費用を支払う。

#### （連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

#### （情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲、又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月9日

**[資料 13-44] 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定(東京電力パワーグリッド(株)木更津支社)**

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

館山市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社(以下「乙」という。)は、館山市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「大規模停電等」という。)の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

(相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

(停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有)

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、館山市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、館山市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、館山市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

③プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 館山市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・ 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・ 指定避難所として開設されている施設
- ・ 災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部等が存在する施設
- ・ 上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定に当たっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、館山市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月21日

## [資料 13-45] 災害時における相互応援に関する協定書（東京都中野区）

### 災害時における相互応援に関する協定書

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と千葉県館山市（以下、「館山市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部局）

第2条 中野区及び館山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
- (3) 救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体の実施するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。

- 2 応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
- 3 応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び館山



市が協議して定めることができる。

(情報の交換)

第7条 中野区及び館山市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように、地域防災計画その他必要な防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び館山市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年8月26日

**[資料 13-46] 災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書（館山市社会福祉協議会）**

災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と館山市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は災害時におけるボランティアセンターの運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置及び運営）

第2条 甲は、大規模災害時において、災害ボランティアの活動の拠点が必要と認める時は、乙と協議の上、センターを設置し、乙は甲の要請によりその運営を行うものとする。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、次に掲げるとおりとする。

（1）センターを館山市社会福祉協議会内に設置する。ただし、甲は、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（2）甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その設置場所を確保するものとする。

（連携及び協力）

第4条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（災害ボランティアの定義）

第5条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、センターにおいて、次条の各号に規定する活動に従事する為、名簿に登録された者をいう。

（センターの活動）

第6条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害時の災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。

（2）被災者からのボランティアの依頼に関する受付及び派遣に関すること。

（3）ボランティアの募集及び登録等の情報発信やニーズの把握

（4）災害応急及び復興に関する支援に関すること

（5）前各号に掲げるもののほか、センターの運営にあたり甲及び乙が必要と認める業務

（平常時）

第7条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（職員の派遣）

第8条 甲は、乙によるセンターの運営を円滑かつ持続的に行うため、乙と協議の上、必要に応じ甲の職員を派遣するものとする。

(資機材等の確保)

第9条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を、相互に協力して 確保するものとする。

(損害補償)

第10条 乙は、災害ボランティアについて保険の加入状況を確認するとともに、未加入者に関しては、ボランティア保険への加入を実施し、負傷・疾病等に対応する。

(費用負担)

第11条 センターの運営に関する必要な費用は、原則として甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る寄附、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に定める費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

## [資料 13-47] 災害時の医療救護活動に関する協定書（(一社)安房薬剤師会薬業会)

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人房薬剤師会薬業会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、館山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めるところにより甲から要請を受けたときは、直ちに、薬剤師を甲の指定する救護所、避難所、医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、乙が現に保有している医薬品及び衛生資材（以下「医薬品等」という。）を優先的に提供するものとし、保有していないものについては、新たに発注して提供するよう努めるものとする。

（薬剤師の業務）

第4条 薬剤師の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤業務及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) 救護所等における医薬品等の需給状況に関する情報の把握及び提供
- (4) その他医療救護活動に必要な業務

（連絡調整）

第5条 乙の協力に関わる連絡調整については、甲が指定する者が行う。

（調剤費）

第6条 救護所等における調剤費は無料とする。

（医療機関等の情報の収集、提供）

第7条 乙は、災害発生時、甲から要請があった場合は、館山市内の医療機関及び調剤薬局の状況について、情報を収集し、甲に提供するものとする。

（合同訓練への参加）

第8条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 乙が調達した医薬品等の経費
- (3) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(4) 災害時及び合同訓練時における医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上決定するものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この協定を定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(協議事項)

第12条 この協定に定めていない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して2年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月11日

## 災害時の医療救護活動に関する覚書

館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人安房薬剤師会薬業会（以下「乙」という。）との間において、令和2年9月11日締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(合同訓練参加の経費)

第1条 協定書第8条に規定する合同訓練に参加費用については、無償とする。

(医療救護活動に対する実費弁償)

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する派遣による薬剤師の医療救護活動に対する費用弁償等の額は、1人当たり1時間3,675円とする。

(扶助費)

第3条 協定書第9条第1項第4号に規定する災害時及び合同君蓮寺における医療救護活動において、乙が派遣した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の甲が負担する扶助費は、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例」（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）の規定に準じて補償を行うものとする。

(医事紛争発生責任)

第4条 協定書第10条における医事紛争の処理及び補償は、甲の責任においてこれを行い、乙

又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は著しく重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において、乙又は丙が自ら処理し出損じた時は、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって当該乙又は丙に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失がある場合は、この限りではない。

（事故付随の損害賠償）

第5条 協定書第10条における医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損害を被った場合は、甲は、その損害を補償し、又はその恐れがある時は、防止するための措置を講ずるものとする。

（費用弁償等の請求）

第6条 乙は、協定書第9条の規定による費用弁償等を月末締で、翌月末まで甲に請求するものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期限は、締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この覚書の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して2年間延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月11日

**[資料 13-48] 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（千葉三菱コルト自動車販売（株）、三菱自動車工業（株））**

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）、千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、館山市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、館山市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題



が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月28日

**[資料 13-49] 館山市と日本郵便株式会社との包括連携協定書（館山郵便局長、館山北條郵便局長）**

館山市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

館山市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安全・安心な暮らしの実現に関すること
- （2）地域福祉活動に関すること
- （3）未来を担う子どもの育成に関すること
- （4）産業経済の振興に関すること
- （5）災害時における協力に関すること
- （6）健康増進に関すること
- （7）市民サービスの向上に関すること
- （8）その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

なお、前項第1号に定める連携事項については、「道路の損傷等の情報提供に関する覚書（平成9年12月19日締結）」、「ごみ不法投棄の情報提供に関する覚書（平成13年9月26日締結）」および「高齢者見守り事業協力に関する協定書（平成27年7月10日締結）」のとおり実施するものとする。

3 甲及び乙は、第1項第5号に定める連携事項については、別紙「災害発生時の協力に関する覚書」のとおり実施するものとし、本協定の締結に伴い、「災害時における館山郵便局及び館山市間の協力に関する覚書（平成9年10月9日締結）」は失効するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、第3条の有効期間にかかわらず、本協定を解除しようとするときは、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、甲が1通、乙が2通を保有するものとする。

令和2年12月15日

## [資料 13-50] 災害発生時の協力に関する覚書（館山郵便局長、館山北條郵便局長）

### 災害発生時の協力に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は、館山市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、館山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙所有の車両を災害発生時の対応として甲へ提供  
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供（様式第1号及び様式第2号）
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項  
（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 館山市総合政策部社会安全課 危機管理室長

乙 日本郵便株式会社 館山郵便局 総務部 部長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白

## [資料 13-51] 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）

### 災害時における支援協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、館山市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

#### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が館山市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

#### （行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- (1) 甲の依頼による乙の会員の派遣
- (2) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他、甲が必要と認める業務

#### （連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、別紙に示す連絡責任者を定め、災害時においては速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。
- 3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

#### （協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- 2 前項の要請があった場合、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

#### （協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

#### （実施報告）

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支

援活動報告書」(以下「報告書」という。第2号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名、所属及び従事期間
- (4) その他必要な事項  
(費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条に示される業務の実施過程で直接的又は間接的に知り得た秘密(個人情報等)を第三者に漏洩してはならない。

(損害の補償)

第11条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月4日

**[資料 13-52] 災害時における感染症対策等に関する協定書（（一社）千葉県ペストコントロール協会）**

災害時における感染症対策等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、館山市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぐため次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生時に、乙が行う感染症対策に関して、甲及び乙が相互に協力することに対して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 この協定による業務は、次の各号に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）とする。

- （1）水害時等の防疫活動
- （2）ネズミ等衛生害獣若しくは衛生害虫の駆除
- （3）感染症発生時の消毒活動
- （4）その他、甲が必要と認めた作業

2 甲は前項各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策防疫活動要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を実施するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、感染症対策防疫活動報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動完了の日から2週間以内に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担等）

第5条 第2条の規定によって要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生の直前における市場の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前々項の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

4 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請の範囲を超える防疫業務を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした建築物所有者に請求するものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。



(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害等が発生したときに双方が必要とする情報を相互に、且つ、速やかに連絡することができる体制を整備するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合には、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月4日

## [資料 13-53] 災害時における資機材等の支援に関する協定書（新光重機（株））

### 災害時における資機材等の支援に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と新光重機株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 館山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、甲は乙に対し、必要な資機材等の提供を要請する。

#### （提供する資機材等）

第2条 乙が提供する資機材等は、要請時点において乙が保有又は調達可能な、次に掲げるものとする。

- (1) 車両
- (2) 建設機械
- (3) 発電機
- (4) 照明機材
- (5) その他甲が要請し、乙の供給可能なもの

#### （提供の要請）

第3条 資機材等の要請を行う際は、次に掲げる項目を、口頭又は電話等により協議することとし、その後、文書を提出するものとする。

- (1) 要請品目・数量
- (2) 引渡し日時・場所・引渡し方法
- (3) 借用期間
- (4) 現場引渡者の所属課、職、氏名及び連絡先
- (5) その他必要な事項

#### （資機材等の運搬、引渡し）

第4条 資機材等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材等及び乙が作成した目録を確認し、受領をもって引渡しの完了とする。

#### （資機材等の費用負担）

第5条 乙が供給した資機材の賃貸借料及び運搬等に関わる費用は、甲が負担するものとする。

2 資機材等の賃貸借料は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （補償）

第6条 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは資機材等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、資機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を毎年4月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、都度行うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月21日

**[資料 13-54] 災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書（（一社）災害時緊急支援プラットフォーム（英称：Platform of Emergency Assistance in the Disaster（PEAD））**

災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人 災害時緊急支援プラットフォーム（英称：Platform of Emergency Assistance in the Disaster（PEAD））（以下「乙」という。）は、災害ボランティア活動の連携支援を目的として協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（趣旨）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲と乙が連携・支援体制を深めるために相互による協働の原則と、果たすべき役割等について必要な事項を定めるものとする。

（協働の原則）

第2条 甲及び乙は、常に次のことを心がけるものとする。

- （1）互いの組織の立場やその成り立ち、活動の目的を理解し、尊重する。
- （2）情報交換や意見交換など、共に取り組んだ活動で得られた結果を、それぞれの施策や行動の方針へ反映させる。
- （3）互いの知的財産を尊重する。
- （4）法令、規則、命令その他各規範を尊重し、遵守する。
- （5）活動の透明性を確保する。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙による災害ボランティア活動を支援するために、次のことを担うものとする。

- （1）平時から乙と連携をとり、災害に備えた信頼関係を構築する。
- （2）災害ボランティア活動のために必要な人員・資材・情報の収集及び提供に最大限の努力をする。

（乙の役割）

第4条 乙は、災害ボランティア活動を効果的に実施するために、次のことを担うものとする。

- （1）平時から甲と連携をとり、災害に備えた信頼関係を構築する。
- （2）災害ボランティア活動のために必要な人員・資材・資金・情報の収集、提供及び活用に最大限の努力をする。

（費用負担）

第5条 平時の情報交換、意見交換等の際に生じる費用は各自が負担し、平時の災害訓練等の際に生じる費用については別途甲乙協議のうえ決するものとし、乙が災害時に行う災害ボランティア活動に関する必要な費用は原則として乙が負担する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（誠実協議）

第7条 本協定の実施に関し必要な事項または本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

甲と乙は、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年5月18日

**[資料 13-55] 災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定（東日本電信電話（株）千葉事業部）**

災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定

館山市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)は、館山市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、広範囲の通信障害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「大規模通信障害等」という。)の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模通信障害等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して通信設備復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模通信障害等の場合は、通信設備復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的を確認する。

(相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の通信設備復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材・情報等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1)乙による甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による通信障害情報の発信

(2)甲による乙への主な要請

乙が保有する広報手段による広報活動の要請

(重要施設の優先復旧)

第4条 館山市内の通信設備復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

(1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

(2) 指定避難所として開設されている施設

(3) 災害対応の中核機能となる館山市災害対策本部が存在する施設

2 乙は、通信設備復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信設備復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第5条 乙は、館山市内において通信障害が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の3ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(定めのない事項等)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月12日

災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書

館山市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)は、令和4年7月12日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)に基づき、災害時等において大規模通信障害等が発生した際に甲乙連携する作

業及び予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 本覚書は、災害対策基本法(以下「災対法」という。)、道路法その他関係法令及び館山市地域防災計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力をを行い、もって大規模通信障害等を早期に復旧することを目的とする。

(対象区域)

第2条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

(定義)

第3条 「復旧作業」とは、通信障害の応急措置等を行うための次の各号の作業をいう。

(1) 通信ケーブルや電話柱など通信設備が損傷しており、その応急措置等の実施に伴い必要な接触している樹木などの障害物の除去等。

(2) 通信ケーブルや電話柱など通信設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている通信設備の除去等。

2 「啓開作業」とは、道路の交通に支障となる障害物の除去等を行うための次の各号の作業をいう。

(1) 前項第1号の復旧作業に伴い除去される以外の障害物の除去等。

(2) 復旧作業の現場内において、復旧作業又は道路を通行させるために必要な障害物の除去等。

(3) 復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。

3 「予防措置」とは、通信ケーブルや電話柱などの周辺において、災害時の倒木を未然に防止するため、平常時(災害によるものではない。)に伐採や剪定を実施することをいう。

(復旧作業及び啓開作業の協力)

第4条 乙は、応急措置等を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲が復旧作業を実施するにあたり、通信ケーブル等に接触している障害物の除去等作業で、甲自ら実施することが、困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。

4 乙は、前項により、甲からの技術員の派遣要請に基づき、直ちに乙の技術員を派遣する。

5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

6 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業を実施する。

7 甲及び乙は、双方による資機材、労力を効果的に発現するため、状況に応じて、甲乙協力して



同じ現場にて復旧作業及び啓開作業を行うことを要請することができる。この場合において、同条第2項、第3項、第5項及び第6項を準用する。

8 第1項、第5項及び第7項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

9 災害などの状況により、応急措置等を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

#### (費用負担)

第5条 第4条第2項及び第9項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

3 第4条第7項により実施した復旧作業及び啓開作業に要した費用については、各々で要した費用を各々が負担することとする。

4 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

#### (障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法その他関係法令に基づき、他人の土地を一時使用できる。

#### (連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間通信障害発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

#### (実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

3 第4条第3項に基づく技術員の指示による作業については、乙が責を負うが、甲が乙の指示に従わず、独自に作業を実施した場合はこの限りではない。

#### (損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法

の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(その他)

第10条 甲及び乙は、通信設備への被害が想定される箇所の予防措置について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第11条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月12日

災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書

館山市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)は、令和4年7月12日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)に基づき、甲及び乙の情報共有及び連絡調整員の派遣に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模通信障害の発生時において、乙は株式会社 NTT 東日本一南関東の社員(以下「連絡調整員」という。)を甲に派遣するなどして、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

(情報の共有)

第2条 乙は、大規模通信障害等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の通信設備復旧に努める。

2 甲は、館山市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、館山市内において通信障害の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、館山市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供

する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1)乙が甲に提供する情報

- ①ニュースリリースの内容
- ②知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

(2)甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された通信障害情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難所等

(連絡調整員の役割)

第3条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部員会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

(連絡調整員の派遣)

第4条 甲及び乙は、通信復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

(費用の負担)

第5条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第6条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和4年7月12日

## [資料 13-56] 災害時における飲料水等の供給に関する協定（丸高ライフエナジー(株)）

### 災害時における飲料水等の供給に関する協定

館山市（以下「甲」という。）と丸高ライフエナジー株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）時における必要な飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する飲料水等の供給を要請することができる。

- （1） 館山市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2） 館山市域外における災害への対応のため、県又は他市町村から飲料水等の調達のあっせんを要請された場合
- （3） その他甲が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、飲料水等の供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、当該文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに当該文書を提出するものとする。

#### （協力）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、飲料水等の優先的な供給及び運搬に対する協力を最大限努めるものとする。

#### （飲料水等の引渡し）

第3条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所で行うものとし、甲の職員が数量等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

2 飲料水等の引渡場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定する業者が行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する飲料水等の引渡しが完了したときは、速やかに甲へ飲料水等の供給完了通知書（第2号様式）をもって報告するものとする。

#### （費用の負担）

第4条 乙が甲に供給した飲料水等の代金は、甲が負担するものとする。

#### （飲料水等の価格）

第5条 甲が乙に支払う飲料水等の価格は原則として災害発生前における適正な価格（第3号様式）とする。

#### （飲料水の安定供給）

第6条 甲は、災害時に甲の避難所等の施設及び機能を活用し、乙と連携し市民に対して飲料水

を提供し、市民生活の早期安定に寄与するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡を円滑に行うため、甲乙双方の緊急連絡先を定めるものとする。(第3号様式)

なお、これらの事項に内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間同一の内容をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月9日

## [資料 13-57] 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株) ダイナム）

### 災害時等での施設利用の協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「以下車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

#### （協力内容）

##### 第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 千葉館山店
所 在 地	千葉県館山市八幡字沼田 246 番地
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2005 年 10 月 5 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

#### （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損したときは、当該者が原状回復を行うものとする。ただし、当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるもの

とする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月1日



## [資料 13-58] 災害時における情報発信協力に関する協定書（(有)房州日日新聞社）

### 災害時における情報発信協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と有限会社房州日日新聞社（以下「乙」という。）は、館山市に災害が発生した場合等に災害情報を発信する協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震・風水害・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、並びに復旧期（以下、「災害等」という）において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、情報発信の協力に関する事項について定めるものである。

#### （協力の内容）

第2条 甲と乙が相互に情報発信において協力を求める内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は甲の情報発信の要請内容も踏まえ災害等に応じて必要な情報を紙面又は電子版を活用し発信する。
- (2) 乙は災害発生時に、紙の情報発信が可能な場合は、甲と連携し乙の制作物を提供する。
- (3) 乙は災害発生時に、乙の判断により房日新聞電子版を無料開放し、有料会員以外でも情報が取得できる状況をつくる。

本協力内容は、災害発生時に乙が情報発信が可能な状況に限り有効とする。

#### （協力の要請）

第3条 甲と乙が相互に情報発信の協力を要請する場合は、口頭又は電話等により行うこととする。ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請にできる限り協力するものとする。

3 甲は、乙に対し協力の内容を円滑に機能できるよう、防災情報や被害状況情報等を提供するものとする。

#### （費用負担）

第4条 第2条による協力を要した費用は、状況に応じて甲と乙で協議するものとする。

#### （代金の支払い）

第5条 甲は、乙からの請求が発生した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

#### （協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月9日

## [資料 13-59] 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（(株)伊藤園）

### 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、館山市における地震、風水害、大火災その他災害（以下「災害」という。）発生時におけるミネラルウォーター、その他飲料（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次の通り協定を締結する。

#### （発 動）

第1条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置、または同等の災害発生が予見され、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

#### （要 請）

第2条 乙は災害発生時に甲から飲料水等の供給要請がなされた場合、その要請の対処に万全を期するものとする。

2 甲が前項の乙への要請を行う時は、飲料水等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電子メール等により要請し、事後、飲料水等供給要請書を提出するものとする。

3 前項の要請を受けた場合、乙はでき得る限り早急に、提供可能な飲料水等の種類及び数量、配送可能な場所・日時等を飲料水等供給可能数量報告書（第2号様式）により甲に連絡するものとする。

#### （実 施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、保有商品を供給するとともに、運搬に関しても協力するものとし、商品を出荷したときは、速やかに甲に対し飲料水等供給報告書（第3号様式）を提出するものとする。

#### （運搬及び引渡し）

第4条 飲料水等の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、乙が出荷する飲料水等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、供給物資を確認し、受領するものとする。

3 甲は、乙が前2項に定める運搬及び引渡しによって甲または乙に重大な危険が及ぶ可能性があると判断したときは、運搬及び引渡しをしないことにつき、事前に了承する。

#### （経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が提供した飲料水等の代金及び運搬を行った場合の経費は、甲が負担するものとする。

#### （支払い及び商品の価格）

第6条 前条の規定に基づき、甲は乙からの請求があった場合、遅延なくその支払いを行うものと

する。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 乙が提供する商品の価格等については甲乙協議のうえ、災害発生時直前における適切な価格をもって決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期限は令和6年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が有効期間満了の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は1年間期間を延長するものとし、以後もこの例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年10月20日

## [資料 13-60] 災害時における物資の輸送等に関する協定書（関東福山通運(株)）

### 災害時における物資の輸送等に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と 関東福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合等における物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条（趣旨）

1. この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資の輸送等の支援協力の要請、その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

#### 第2条（協力の内容）

1. 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

（1）甲が管理する防災備蓄品の甲が指定する避難所への配送

（2）甲が指定する物資拠点施設から、甲が指定する避難場所への物資の配送

（3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等

（4）甲が指定する物資拠点施設における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（5）乙が管理する施設の物資輸送拠点としての活用

（6）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2. 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（1）乙が物資輸送に使用する車両の優先車両としての通行

（2）罹災状況に係る情報の提供

（3）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

#### 第3条（協力要請の手続き）

1. 前条の規定による協力の要請は、業務要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や、乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

#### 第4条（事故等）

1. 乙は提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に

速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

#### 第5条（報告）

1. 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

#### 第6条（費用等の負担）

1. 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲の負担とする。

2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3. 前各項の費用等及びその支払い方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

#### 第7条（連絡体制）

1. 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

#### 第8条（情報交換）

1. 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

#### 第9条（協定の解除）

1. 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、事前の通知を要せず直ちに協定を解除するものとする。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

（4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 第10条（有効期間）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも有効期間満了の1か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

#### 第11条（協議）

1. この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月24日

## [資料 13-61] 災害時等での施設利用の協力に関する協定書（(株)アーネストワン）

### 災害時等での施設利用の協力に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と株式会社アーネストワン（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、館山市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、避難する被災者（以下「避難者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

#### （協力内容）

##### 第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	Hotel Cradle Cabin TATEYAMA
所 在 地	千葉県館山市正木 793-5
構 造 等	鉄骨構造
店舗開店日	2023年2月1日
一時避難場所	同上敷地内
使用可能施設	駐車場、客室

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、客室等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の施設の駐車場の一部を、車を利用して避難してきた避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

#### （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよ



う努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における避難者の当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損したときは、当該者が原状回復を行うものとする。ただし、当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において避難者に提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

2 前項の秘密保持義務は、この協定の終了後も有効に存続するものとする。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したときは、事前の通知を要せず直ちに協定を解除するものとする。

1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

2 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

3 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月16日

[資料 14-1] 震災知識の普及・啓発に関する広報内容

機関名	媒体	対象	内容
市	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD パンフレット テレビ ラジオ インターネット 学級活動 防災学習会	市民 町内会 自主防災組織 市職員 児童生徒	(1) 自らの身を守るための知識 ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災報知器、感電ブレーカーの設置 エ 緊急地震速報の活用方法 オ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明 カ 避難路、避難所及び避難場所、避難方法、避難時の心得 キ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ク 地域の地盤状況や災害危険箇所 ケ 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 コ 地震に関するドライバーの心得 サ 地震発生時の緊急初動措置 シ ライフライン施設の耐震性 ス 学校施設等の防災対策 セ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ソ 帰宅困難者の心得 タ 地震保険の制度 (2) 地域防災力を向上させるための知識 ア 救助救護の方法 イ 自主防災活動の実施 ウ 防災訓練の実施 (3) その他一般的な知識 ア 地震、津波に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果 イ 地域防災計画の概要 ウ 各防災機関の震災対策
消防本部	広報紙 講演会 パンフレット テレビ ラジオ インターネット	市民 事業所	ア 地震、津波に関する一般知識 イ 出火の防止及び初期消火の心得 ウ 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 エ 避難方法、避難時の心得 オ 食料、救急用品等非常持出品の準備 カ 消防本部の震災対策 キ 救助救護の方法 他

[資料 14-2] 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は 7,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2 年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の検索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 準半壊以外 655,000 円以内 準半壊 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生と及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う者	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800 円以内 小人（12歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う者	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び準看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 18,600円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[資料 14-3] 被害の認定基準

区分	認定基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</li> <li>2. 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。（※1原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）</li> <li>3. 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。</li> <li>4. 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2. 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失、埋没若しくは焼失した部分の床面積（以下「損壊部分」という。）がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</li> <li>3. 「大規模半壊」とは、半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。</li> <li>4. 「中規模半壊」とは、半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。</li> <li>5. 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。</li> <li>6. 「準半壊」とは、住家の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のも（ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。）のうち、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。</li> <li>4. 「準半壊に至らない（一部破損）」とは、準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。その住家の損害割合が10%未満のもとする。</li> <li>5. 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</li> <li>6. 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</li> </ol>



区分	認定基準
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</li> <li>2. 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</li> <li>3. 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4. 「非住家被害」とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</li> </ol>
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</li> <li>2. 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</li> <li>3. 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」とは、田の例に準じて取扱うものとする。</li> <li>4. 「文教施設」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</li> <li>5. 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。</li> <li>6. 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</li> <li>7. 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</li> <li>8. 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</li> </ol>
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</li> <li>10. 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</li> <li>11. 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</li> <li>12. 「被害船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</li> <li>13. 「断水戸数」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。</li> <li>14. 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</li> <li>15. 「電気」とは、災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。</li> <li>16. 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。</li> <li>17. 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</li> </ol>
り災世帯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</li> <li>2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。</li> </ol>
り災者	り災者とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

区分	認定基準
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</li> <li>2. 「農林水産施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。</li> <li>3. 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、公園及び下水道とする。</li> <li>4. 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。</li> <li>5. 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</li> <li>6. 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</li> <li>7. 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</li> <li>8. 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</li> <li>9. 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。</li> <li>10. 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</li> </ol>